

一般にて、兩側に抜刀十四五本を浸したる水桶を置き、周圍に提灯を掲げ、多數の抜刀兵之を護衛せり、而して吉田氏は既に釜中の魚となりて、露命目前に迫りたるを察し、僅かに筆墨を請ひ得て所持の手巾を押展べ、故郷の令息に宛て左の遺書を認めたりと云ふ、

遠洋を直航し八月二日零時三十分太沽へ投錨せしも不幸にして數百の支那兵に取圍まれ太沽にて果敢なく相果て候間何卒家名御繼ぎ下され度誠に残念ながらあらく書き残し候

八月二日午後六時三十分

○天橋丸○釋放○の○電○報○ 清國の天津稅務司デッドリングは本年九月五日天橋丸の釋放に關して、我が外務大臣に宛て左の電報を發し來れり、
日本帆船天橋丸は開戦の公布ありしを知らずして太沽に來着したる事情により帝國通商大臣(李鴻章を謂ふ)は同船を釋放して日本に返送するとに決定せり就ては天橋丸は長崎へ向け太沽を出帆すべし又同船の旗章は従前の旗を用ひ書類は外國

士官之を保管し支那人の水夫乗組むべし此の儀閣下より長崎に於ける海軍及び同港地方官吏に御通牒ありて天橋丸到着の上は同船受取證を同船長に御下付の上水夫等速に支那へ歸國の儀に付少しも故障無之様御取計ひ相成度又天橋丸積荷の計算は拙者及び在當地香港上海銀行代理人に於て追て整理すべし

天津稅務司 デッドリング

日本國外務大臣陸奧宗光閣下

是に於て翌六日外務省通商局は天橋丸の持主馬道道久氏に對して、天橋丸到着の上は長崎縣廳へ願出で該船を受取るべき旨を達せり、然るに如何なる事情にや、爾來空しく五十餘日を経過し、漸く十一月一日に至りて長崎港に到着せりと云ふ、船主の迷惑想ふべきなり、抑々開戦の後に於て敵國の領内に入來りたる交戦國の船舶は、公法上敵國の收奪を免かるゝと能はざるものなり、故に開戦後なる八月二日に於て清國太沽に到れる我が帆船天橋丸を清國政府が差押へ、其の開

戦を知らずして來れるとを明かにして之を釋放したるは可なりと雖も、正當の理由なくして久しく之を抑留せるに於ては、我が船主は清國政府に對して損害要償の權利あるべきなり、

○締盟各國の日清戦争に對する地位

○及び清國上海の中立地

英國の局外中立 本年八月一日我が政府の日清兩國開戦の旨を締盟各國の政府に通知するや、第一に局外中立を通知し來りしは英國なり、即ち本邦駐劄英國臨時代理公使ラルフ、エス、バヤエツト氏は、本國政府の訓令に依り日清兩國間に戦争起りたるに付、英國政府は直に局外中立の布告を發するの存意なる旨を同月六日我が政府へ通知せり、而して同月七日英國女皇は局外中立の勅諭を發布せり、即ち左の如し、

英國女皇局外中立の勅諭

朕今や幸にして各國と平和の順境に立てり此の平和を永遠に保持せんが爲め朕は極力を傾けて遺す所なしと雖も不幸にして日本帝國と支那帝國との間に交戦の狀態を見るに至れり兩帝國は共に朕が友邦にして修交淺からず朕が臣民は往て居住し貿易し家屋財産を所有し且種々の權利特典を享受せり朕切に此の平和の幸福を保持せんとを望むが故に茲に右の兩帝國に對して嚴正中立を守るに決し樞密顧問の議を経て此の勅諭を發す爾親愛なる臣民は宜く之によりて中立を嚴守すべし即ち朕が即位三十三年及び三十四年に發布したる外國交戦中々立を守るに際し臣民取締の條規を左に示して以て依遵する所を知らしむ

- 一 英國臣民たるもの其國內に在ると否とを問はず女皇の許可なくして交戦國の一方の爲めに海陸軍役に加はりしもの及英國臣民たるもの否とを問はず英國内に在るものにして以上の行爲を誘導したるもの
- 二 英國臣民たるもの交戦國の一方の海陸軍役に加はるの目的を以て女皇の許可なくして英國を立去るもの及び英國臣民たるもの否とを問はず英國内に在る者にして以上の行爲を誘導したるもの
- 三 虚妄又は詐偽を以て人を誘導し交戦國の海陸軍役に加はらしむる目的を以て英國を立去らしめんとするもの

四 船舶の所有者若くは管理者にして女皇の許可なくして情を知りて次に示す所の人を載せ又は載するを約したるもの

第一 英國臣民たるもの英國内に在ると否とを問はず女皇の許可なくして交戦國の海陸軍役に加はりしもの

第二 英國臣民たるもの女皇の許可なくして交戦國の海陸軍役に加はるの目的を以て英國を立去るもの

第三 虚妄又は詐偽を以て誘導せられ交戦國の海陸軍役に加はるが爲めに乗船するもの

五 英國内に在るものにして女皇の許可なくして次の行爲を爲したるもの

第一 軍事に使用するを知り又は知らざるべからざる地位にあるものにして交戦國の爲めに船舶を構造し及び構造するを約したるもの

第二 戦事に使用するを知り又は知らざるべからざる地位にあるものにして交戦國の船舶の爲めに或る行爲を爲したるもの

第三 前項の船舶の爲めに軍需を與へたるもの及び船舶を出發せしめたるもの

六 開戦以前に於て船舶構造又は軍需の契約を爲したるものは次の要件に従ふときは刑罰を免かるべし

第一 契約を爲せしとを國務大臣に具申し其命ずる所に從て履行すべし

第二 保證を提供して履行し若し國務大臣の命令あるときは交戦の終るまで女皇の許可なき内は履行を爲さざると

七 英國内に在るものにして女皇の許可なくして交戦國の船舶の砲數を増加し其他戦闘用の爲めに加工したるもの

以上數項に掲ぐる所の犯者を禁錮に處し情に依りては苦役に服せしむるとあるべし而して犯罪の具なる船舶は政府之を差押へ及び沒收するとあるべし

朕は更に朕が愛する所の臣民及朕が保護の下に在る總ての人民に告ぐ朕と平和を保つ交戦國の主權者臣民及土地に對して須らく中立の義務を守るべく且交戦國に對し其作戦の權利を敬重せざるべからず是れ朕及祖宗の共に敬重する所のものなり

朕は更に朕が愛する所の臣民及朕が保護の下に在る總ての人民に告ぐ爾等若し朕の勅諭及朕の冀望を蔑視し外國君主交戦の場合に於ける局外中立君主の臣民たるの義務を怠り或は國際公法に戻りたる行爲を爲し特に正當且現實に成立したる封鎖を破り若くは破らんとし又は國際公法又は近代の國際慣例に於て戦時禁制に屬する物品及び役員軍人通信武器火藥軍用物品を運送し交戦國の一方の用に供した

るときは總ての違反者並に船舶及物品は當然交戦者の爲めに捕獲せらるべく國際公法が此行爲に加ふるの制裁を受けざるべからず
故に朕は朕が臣民及び朕が保護の下に在る人民に告ぐ爾等前言を遵奉せずして敢て違犯を企つるあらば自ら其危険を犯し自ら罪惡に陥るとを忘るべからず而して朕は此の如き被獲者若くは被刑者を保護すると無きのみならず此等の行爲は大に朕の逆鱗に觸るゝものなることを知るべし

右に付英國政府の外務大臣キムパーレー伯は、局外中立の布告に附帶せる規則を海軍陸軍大藏内務植民事務及び印度事務大臣へ通知せり、其の書簡左の如し、

英國外務大臣の書簡

各位閣下我女皇陛下は日本皇帝と清國皇帝との間に於ける目下戦争の場合に際し中立の義務を守ることが充分決定せられ且及ぶ限りは女皇陛下の港灣海岸及び領海を交戦双方の軍用に供することを禁せんと決定せられ本官をして各位に左の規則を通知せしめらる右は女皇陛下の勅諭と同様に取扱ひ且實施せられたし本則は合衆

王國マン島及び英佛海峡諸島に於ては本年八月十二日より又海外の諸領地に於ては太守其他該地の長官に於て領内の人民をして悉く遵奉せしむる様之を公布したる日より六日の後實施すべきものとす

第一條 交戦國雙方の諸軍艦は戦争の目的を以て碇泊集合し若くは戦争準備の便利に供せんが爲め合衆國王マン島若くは海峡諸島若くは女皇陛下の植民地若くは領地及び屬地に於ける諸港若くは碇泊所若くは英國領海を使用することを禁ず而して今後交戦國孰れの軍艦にても其反對國の船舶（軍艦にもせよ商船にもせよ）が前に抜錨したる英國諸領地若くは領海に於ては其先發の船舶が女皇の領地を出發して後少くも二十四時間を経るにあらざれば抜錨するを許さず

第二條 合衆王國マン島海峡諸島女皇陛下の諸植民地外國諸領地及び諸屬地に於て本則實施の後其港灣碇泊所若くは領海に入込みたる交戦國の軍艦にても左る港灣若くは領海に入込みたる時より二十四時間内に抜錨を要求すべし但し天候の暴惡なる折か若くは乗組員の生存若くは艦隊の修繕に必要なものを要する場合は此限りにあらず左る場合に於ては其港灣若くは近港の官吏は二十四時間の過ぎ去りし後は成るべく速に抜錨せんことを求むべし而して必要品は必要な額の外を供給すべからず而して修繕の爲め英國領海に止ることを得る右船舶

にても必要なる修繕を終りたる後二十四時間以上其港灣若くは領海に止まることなかるべし以上の如く規定すると雖交戦國雙方の船舶（軍艦にもせよ商船にもせよ）同時に女皇陛下領地の港灣碇泊所若くは領海に在る時は一方の船舶（軍艦にもせよ商船にもせよ）の出發したる時と他の一方の軍艦の出發する間に二十四時間以上の間隙を置くべし左る場合に於て必要ある時は前記制限外に軍艦出發の時刻を延期するを得べし但し必要外に延期せざる様注意すべし

第三條 女皇陛下所領の港灣碇泊所若くは領海に於て交戦國雙方の軍艦は今後食料其他乗組員の生存に必要なもの及び其本國の最近港若くは最も近き航行地へ赴くに足る丈の石炭の外は如何なるものをも積込むことを許さず而して其同じ港灣若くは其他女皇陛下所領の港灣碇泊所若くは領海に於て特別の許可あるの外前記の如く領内に於て最近に石炭を得たる時より三箇月を経たる後にあらざれば再び石炭を供給すべからず

第四條 雙方孰れの軍艦にもせよ合衆王國マン島海峽諸島若くは海外に於ける女皇陛下の諸植民地若くは領地へ捕獲したる分捕品を持ち來るとを禁ず

右得貴意候也

外務大臣 キムパレール伯爵

是に於て本邦駐劄英國臨時代理公使は同月十日左の告示を爲せり、

英國公使の告示

本官は茲に日本に居留する英國女皇陛下の臣民に向ひ日本皇帝と支那皇帝との間に戦争起れる目下の場合に際し女皇陛下の臣民をして嚴正中立を守らしめん爲め陛下より勅諭を發布せられたると及び外務大臣より海軍大藏の諸長官及び内務植民陸軍及び印度の諸大臣へ向け前記戦争中注意すべき附則を通知したる書翰を發したることを告げ且之を遵奉せしめん爲め左に兩書を公布するものなり

千八百九十四年八月十日

東京英國女皇陛下の公使館に於て

代理公使 ラルフ、エス、パワエツト

和蘭國の局外中立 和蘭國政府は同國駐劄我が高平辨理公使（小五郎）より日清兩國間に戦争の情狀現在する旨を通知するや、八月五日嚴正中立を守るべき旨公使へ回答せり、
葡萄牙國の局外中立 在本邦葡萄牙國公使館事務取扱エル、ド、マルチノ、氏は本國政府の訓令に據り日清兩國間に戦争の情狀存在する間は、葡萄牙國は嚴格にして公平なる局外中立を守るべき旨八月九日我

が政府へ通知せり。
丁抹國の局外中立　丁抹國政府は日清兩國間の戦争に對し嚴正中立を守る旨和蘭國駐劄我が高平辨理公使へ通知せり、
伊國の局外中立　伊太利國は日清兩國間に戦争の情狀現存せるに付、局外中立の宣告を公布したる旨、本邦駐劄同國特命全權公使シユヅアリエー、ド、マルチノー氏より我が政府へ通知せり、
瑞典諾威國の局外中立　瑞典諾威國皇帝陛下は、現時の形勢に於て日清兩國に向ひ嚴正中立を守らせらるゝとに決定せられたる旨、本邦駐劄同國辨理公使デ、ド、ピラント伯より我が政府へ通知せり、
北米合衆國の局外中立　北米合衆國政府の國務卿は華盛頓駐劄帝國臨時代理公使宮岡恒次郎氏に對して、日清交戦に對し局外中立を守るべしと明言せり、而して本邦駐劄合衆國特命全權公使エドウィン、ダン

氏は八月三日を以て左の告示を爲せり、

日本皇帝陛下の外務大臣は公式により下名に通告するに日支間戦争の現存することを以てせり依て下名は日本居留并に滞在の合衆國人民をして合衆國改正法律第四千八十三條及び第四千九十條即ち下に公示する法律に對し注意を喚起せしむるものなり

千八百九十四年八月三日

合衆國特命全權公使

エドウィン、ダン

此の第四千八十三條は東洋諸國に於ける領事裁判權の事を規定し、又第四千九十條は合衆國の人民が其の住居せる國の陸海軍々籍に入り、他の合衆國交親國に敵對するの所爲を罰する件等に関するものなり、
布哇國の局外中立　布哇國政府は日清兩國の交戦に對して局外中立の布告を爲せり、
澳國の局外中立　澳地利國政府は先例に據りて局外中立を公布せずと雖も、局外中立を守るべき旨同國政府の外務大臣より同國駐劄大山

臨時代理公使(綱介)に通知せり、
獨逸國の局外中立。獨逸國は日清戦争に對して局外中立を守るべき
旨、本國政府より通知ありし趣にて、本邦駐劄同國特命全權公使フオン、
グロトシミッド男は我が政府へ陳述せり、
佛露墨等の地位如何。我が締盟國中日清戦争に對して未だ局外中立
の通知なきものは、佛蘭西露西亞及び墨西哥等の數國なり、此等諸國の
日清戦争に對する地位果して如何、蓋し此等の諸國は若し日清兩國中
の一方に加擔せば、他の一方に對して交誼に戻り信義を失ふべし、故に
其の和親條約の成立せる間は實際局外中立の地位に立てるものなり、
中立國の權利義務。我が締盟各國は右の如く局外中立を通知せるに
も拘らず、世間には中立國人民の發表せる一言一行に據りて、其の我が
敵國に黨し、若くは戦争に干渉せんことを懸念するものあり、是れ畢竟中

立國の權利義務を知らざるに坐するの誤謬ならずんば、依て余
輩は左に其の梗概を列記して讀者の一讀を煩さんとす、

- 一 局外中立とは交戰國の孰れにも現實の干渉を爲さず、又一切交戰國に對し絶えず偏頗を爲さず、其の孰れにも幫助を與ふべき舉動を爲さざるを謂ふ
 - 二 中立國は交戰國の孰れにも軍兵兵器軍需品金銀謀議に於て援助を與ふべからず、又其の一方の交戰國に惠與せるものを他の一方の交戰國に謝絶することを得ず
 - 三 中立國は一切交戰國と修交及通商を繼續し、且同國が平時に於て爲し來れる通商を戰時に於ても營行するの權利を有す
 - 四 中立國は其國をして戰略的作用の場と爲さしめ、其版圖内に於て軍兵を召集し、若くは其港内に於て船艦の軍備を許すとを得ず
 - 五 中立國の人民は交戰國の孰れとも通商を繼續するを許さると雖も、戰時禁制品と知られたる物品を之に致すべからず
 - 六 戰時禁制品とは直接軍用に供すべき物品及平時供用するものにして、特別情況の下、戰時禁制品と宣布せられたる物品を謂ふ
- 直接軍用に供すべき物品とは兵器軍備品等を曰ひ、陸海軍士官も此中に包含す

七 通信の傳達は戰時禁制とす又軍人の水上運搬は其の船舶を沒收するを得べし軍用品の二三荷を運搬する等は一の應援たるに相違なきも其及ぼす所の範圍甚だ狭少なり之に反し通信の傳達は一軍の全計を敵に致すが爲に他敵國の軍略を打破するとなしとせず

八 千八百五十六年の海上法要義に關する宣言は中立國の貨物は戰時禁制品を除く外敵國の旗章下に在る者と雖も捕獲すべからずと爲せり

九 中立國人民は封鎖せる港に於て貿易するを禁ぜらる然れども右宣言の會議に列せる諸國は同宣言を以て封港を有効ならしむるには實力あるを要し即ち敵の封港に接到するも實際防止するに足るべき十分の兵備あるを要する旨を定めたり

十 中立國は交戰國の使用の爲め軍船拿獲船運送船としての艦裝を爲すを禁ず又交戰國の爲め又は交戰國が自ら適法に且現實に設立せる封港を破毀し又は破毀せんとし若くは士官兵卒使者兵器軍備品其他國際法及今世の國際慣例に由て戰時禁制と看做され宣言せられたるものを交戰國の使用の爲め運搬するは孰れも嚴禁とす而して之を犯せる人々は國法及國際法に照して各其刑罰を受くべき責ある者とす

十一 中立國は其人民の所爲に對して責任を負はずと雖も開戰の時に當て其國の

主權者布告其他の方法を以て中立國の守るべき務を破り若くは國際法の違犯となるべき所爲を爲さざるべき旨を人民に諭し而して此等に關する國法を實行するに注意せば即ち之に由て中立國の義務を盡せる者とす

十二 中立國は唯だ戰時に關係するを避くべきのみならず國際法の許せる戰爭の作用を妨碍する結果を生ずべき事は何事に由らず之を爲すべからず

十三 中立國の政府は其爲し得る限に於て國民が中立の法を犯すを防止するの義務ある者とす

十四 千八百五十六年巴里會議に於て代表せられたる諸國及其海上法要義に關する宣言に加盟せる諸國は中立國の國旗は戰時禁制に屬するものを除くの外敵の貨物をも保護する旨を規定せり

十五 中立國は交戰者をして其國土及大陸島嶼植民地に於ける領土及此に於ける一切の人并びに財産を尊重せしむるの權利を有す

十六 中立地の不可侵は軍兵通過の禁止と戰用に供する交戰國船舶の碇泊とを包含す

十七 中立國は暴風雨の時に臨み其國の港灣に交戰國船舶の避難を許すことを得夫れ局外中立國は斯の如く交戰國に對して權利義務を有するものな

り、而して列國信義の重せざるべからざるとは、個人の互に信義を重せざるべからざるよりも更に甚しきものあるを思へば、何ぞ容易に局外中立の宣言を取消し、和親條約を無視して戦争に干渉し、若くは其の一方に加擔するものならんや、

海上法要義に關する宣言 右中立國の權利義務中に引抄せる海上法要義に關する宣言は我が政府も加盟せるものにして、即ち左の如し、

海上法要義に關する宣言

朕西曆千八百五十六年四月十六日巴里公會に於て澳地利、佛蘭西、大不列顛、普魯西、露西亞、サルヂニア、及土耳其の間に締結せる海上法要義に關する宣言に加盟し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治二十年三月十九日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
外務大臣 伯爵井上馨

陸軍大臣伯爵 大山巖
海軍大臣伯爵 大山巖

海上法の要義を確定する爲め西曆千八百五十六年四月十六日巴里公會に於て決定せし宣言

千八百五十六年三月三十日巴里條約に署名せる各全權委員は茲に會議を開き戦時海上法の古來久しく痛嘆すべき紛議の原因となり且本件に關する法律及義務の明確ならざるは局外中立國と交戦國との間意見の相合はざるの基にして隨て容易ならざる困難或は葛藤を惹起するの恐れあることを悟り此緊要なる事項に關し一定の主義を設くるの利益ある事並に巴里公會に參集せる各全權委員に於て本件に關する列國交際上一定の原則を議定するは最も能く各自政府の希圖に應ずるものなる事を認めたり

因て右全權委員は各其政府より妥當の委任を受け此目的を達する方法を協議せんとし決し評議の上左の宣言を採用せり

- 第一 私船を拿捕の用に供するは自今之を廢止する事
- 第二 局外中立國の旗章を掲ぐる船舶に搭載せる敵國の貨物は戦時禁制品を除くの外之を拿獲すべからざる事

第三 敵國の旗章を掲ぐる船舶に搭載せる局外中立國の貨物は戰時禁制品を除くの外之れを拿獲すべからざる事

第四 港口の封鎖を有効ならしむるには實力を用ひざる可らず即ち敵國の海岸に接到するを實際防止するに足るべき充分の兵備を要する事

上海の中立地 清國の上海は居留地の勢力最も強盛にして、殆ど清國の政權は及ばざるが如くなり、雖も、苟も清國の版圖たる以上は敵國の侵襲を免かるべからず、即ち我が邦は其の必要ありと認むるに於ては、何時にても之を攻撃し之を封鎖するの權利あり、而して日清戦争に對し局外中立の地位に立てる諸國は、中立國の義務として其の攻撃及び封鎖より生ずる損害を忍ばざるべからざるとなり、然るに上海は居留外人の多き、其の貿易の盛なる東洋に冠たるを以て、斯くては中立國人民の損害測るべからざるものありと思惟したりけん、英國政府は清國二十有餘の開港中上海丈けは是非とも中立地と爲さんとを希望し、

日清兩國政府に向ひて之が同意を要求せり、我が政府は之に對して清國政府が上海を以て交戰準備の地と爲さざるべきことを條件とするを肯諾するに於ては、上海を以て中立地と爲すべしと回答し、清國政府右の條件を肯諾して、英國政府要求の通り上海は中立地となれり、上海に於ける各國領事會議の決定、然るに清國政府は公然上海に於て交戰準備を爲し、殆ど右の條件を忘却せるもの、如し、今其の一二の事實を舉れば、第一上海に於て李鴻章の名を以て公然無賴の外國人を募集し、之を内地の各要所に分遣して砲臺其の他の國防工事に從事せしめたり、第二軍役に使用する外國船舶を公然上海に於て求め、又軍費軍實の運轉を上海に於て爲したり、第三或は浮標を撤し、或は點燈を停め、以て専ら國防を申嚴したり、是に於て上海駐在各國領事は、清國政府が上海中立地の條件を破れる結果として、日本艦隊の之を攻撃し若く

は封鎖せんとを恐れ、首席領事なる葡萄牙領事をして上海道臺に對して照會する所あらしめたるも其の要領を得ざりしかば、終に左の決定を爲せり、

上海道臺の處置は局外中立地に對して甚だ不當なり若し向後尙ほ不穩の形勢あるに於ては英佛米の軍艦より若干の兵士を上陸せしめて居留民の安全を保つべし

○日韓兩國の同盟

盟約の締結 明治十五年の濟物浦條約に曰く、日本政府は京城保護の爲め兵員を屯駐せしむべし、朝鮮政府は其の兵營の建築並に修繕の費用を負擔すべし、但し一ヶ年經過の後は日本公使の見計に依て兵員を引拂ふとあるべしと、而して明治十八年の天津條約は日清兩國が兵を朝鮮に派遣するに際しては豫め互に行文知照すべきとを約したりと

雖も天津條約は日清兩國開戦の爲め既に消滅せり此の濟物浦條約は消滅せしものにはあらざるなり、故に我が政府は何時にても兵を朝鮮に派遣して屯駐せしむるの權利ありと雖も、朝鮮の領地に於て清兵と戦ひ、朝鮮の人畜を徵發するに於ては、我が政府は朝鮮政府と盟約を締結せざるべからず、然り而して兩國同盟の事實は、本年七月廿五日朝鮮政府が牙山清兵の撤退を我が大島公使に委託して代辨せしめたる以來顯然として成立したりしが、翌八月廿六日兩國の全權委員は其の事實をして更に明確ならしめんが爲め左の盟約を締結せり、

大日本 大朝鮮 兩國盟約

大日本兩國政府は日本曆明治二十七年七月二十五日に於て朝鮮國政府より清兵撤退一節を大朝鮮兩國政府は朝鮮曆開國五百三年六月二十三日に於て朝鮮國政府より清兵撤退一節を以て朝鮮國京城駐在日本特命全權公使に委託して代辨せしめたる以來兩國政府は清國に對し既に攻守相助くるの位地に立てり就ては其事實を明著にし併て兩國事

を共にするの目的を達せんがため下に記名せる兩國大臣は各々全權委任を奉じ訂約したる條款左に開列す

第一條 此盟約は清兵を朝鮮國の境外に撤退せしめ朝鮮國の獨立自主を鞏固にし日朝兩國の利益を増進するを以て目的とす

第二條 日本國は清國に對し攻守の戰爭に任じ朝鮮國は日兵の進退及其糧食準備のため及ぶだけ便宜を與ふべし

第三條 此盟約は清國に對し平和條約の成るを待て廢罷すべし

此がため兩國全權大臣記名調印し以て馮信を昭にす

大日本國明治二十七年八月二十六日

大朝鮮國開國五百三年七月二十六日

特命全權公使 大鳥圭介

外務大臣 金允植

抑々清兵は屬邦拯難の名を以て朝鮮國に派遣せられたるものなれば、其の朝鮮國の獨立に害あるや論を俟たず、而して我が邦亦之を傍觀すべからざるなり、何となれば我が邦は遠く東海に僻在すと雖も、亞

細亞大陸特に朝鮮の盛衰興亡は直ちに我が邦の安危に關係せずんば、あらず、隨ひて我が邦は其の權利利益を保護する爲めに、當然朝鮮國に干涉するの權利あればなり、清國に對して攻守の戰爭に任ずるものを獨り我が兵のみに限りたるは、朝鮮國軍備の極めて不完全なる今日に於ては已むを得ざるべしと雖も、余輩は朝鮮國現在の兵士及び新兵を募集して我が軍の先鋒と爲し、以て進發せしめんとを希望せざるべからず、又軍費の如きも其の幾分を朝鮮政府に負擔せしめて可なるべし、然り而して今や朝鮮國と清國との關係は、全く我が邦と清國との關係と同一にして、日韓兩國共に清國に對して交戰國の地位に立てるものなり、故に朝鮮人の清國に通じて清兵の便利を謀るもの、如きは、宜しく嚴重に處分せざるべからざるとなり、

勅使及び官吏の脱走。我が軍の平壤に向ひて進發するや、韓廷は右兩國盟約の趣旨に従ひ、沿道の人民に諭して我が軍の便宜を謀らしめんが爲め、李用漢と云へる者を國王の勅使として我が軍に従はしめたりしが、其の進みて平山(京城を距ること二十三里餘)に至るや、病として歸京せんとを求め、電信を發して歸京の命を韓廷に請ひたるも其の許可なかりしかば、終に私かに脱走し、又先導者として我が軍に従ひし朝鮮國の親軍壯衛營執事、陸軍士官及び捕盜廳官吏三名も亦其の從僕等と共に何れへか逃亡せり、
 地方官多くは款を清軍に通ず。國王の勅使及び政府の官吏さへも逃亡せる有様なれば、朝鮮の地方官等が我が軍の爲めに周旋せざるは敢て怪むに足らずと雖も、款を清軍に通じて百方我が軍の進行を妨ぐるに至りては不心得も亦甚しと謂ふべし、而して瑞典府使洪鐘大淵及び

黃海道兵使李容觀の如きは其の最なるものなり、大島混成旅團の先鋒一戸歩兵少佐(兵衛)の引率せる一隊の瑞典府に達するや、府使洪鐘大淵は之に向ひて何等の便宜をも與へざるのみならず、少佐の府使に對して米麥藁薪其の他の軍需品を徵發し、我が紙幣一萬圓を以て之を買収せんとするや、府使は之に應ぜずして種々の妨害を試みたり、依りて少佐の一隊は殆ど副食物を得ると能はずして通過し、尋で旅團の本隊は此の地に到る途中に於て一韓人を捕へ詰問せしに、府使は日本軍隊の爲めに牛馬を徵發せんとて吏員を村落に派遣したれども、其の實は人民に諭して速かに牛馬を他方に牽き去るべしと勧めたり、府使は數日前其の家族と財産とを擧げて某地に移したり、府使は米五十石を隣村に隠したりと陳述せり、是に於て大島少將は隴西衙門に到りて府使に面會し、先づ出征の理由を述べて周旋の勞を取らんとを求めたるに、府

使は出征の旨を領し、而して牛の徴發を命ずれば、昨年の牛疫にて過半斃死し、其餘は悉く逃げ去りたりと答へ、更に食鹽醬油の徴發を命ずるも、尙ほ辯疏して應ずるの色なかりしかば、更に瑞興府の官選總代とも謂ふべき吏房を召し、府使の面前にて詰問したるに、吏房は告ぐるに實を以てし、府使は頓に語塞がりて顔色變じたり、然れども少將は尙ほ寬典を以て之を處分せんとしたりしが、秘密書類の發見に依りて欺を清軍に通ぜし證據顯然たりしかば、終に府使を縛し、大島公使の手を経て其の處分を朝鮮政府に請求せりと云ふ、

黃海道の兵使は黃州に在り、節度使の職にして一道の兵權を掌握せるものなり、現任李容觀は反覆表裏極りなく、清軍の爲めに百方周旋し、而して私かに欺を我が軍に通ぜり、是に於て參謀長岡少佐は大島少將の命を奉じて兵使に面會し、我が出征の趣旨を懇諭し、本官も貴官も共に

是れ武官なり、故に苟も言行一致せざるが如きとあらん乎、直ちに御刺違と覺悟ありたしと述べて、兵使が金穀を清軍に供給せしと、兵使が兵器を管下の人民に渡したると、其の他に就て尋問を爲したるに、兵使は陳謝して曰く、我が邦は弱國にして、清國に對しては三百年來深き關係を有す、日本軍隊の京城に來るを聞くや、本官等も其の何故の出兵なるかを疑ひたり、然るに近日に至りて我が政府より諭達ありて其疑も全く解けたり、然るに清兵は京城の諭達に先ちて平壤に來り、清兵は日本兵防禦の爲に來りたる者なれば、清兵のために米四千俵集蓄せよと監使に命じ來れり、然れども米四千俵は朝夕の能く辨ずる所に非ざれば、千俵丈け集め置きしに、其後清兵當地に來りて之を盡く運搬し去れり、又清兵より兵員の召集を求めらるゝ前後三回尙應ぜざりしも、平安黃海兩道の監使及び清兵等より不忠なり國賊なりと罵責せられ、已む無

く百二十名を召集したり、其後日本兵來り南門外より城内に向ひて銃撃二發す、會々清兵城中に在り、是等の朝鮮兵に向ひ日本人は汝等の國を亡さんとす、汝等盍ぞ之を防禦せざるやと誘惑し、日本兵に向ひて發砲せしめたり、本官此事を傳聞し速に人を派出して之を制すると三回、清兵は之を率ゐ、且其後更に二十五名を召集して鳳山地方に出で行き翌日歸り來りたれば、本官は速に解隊を命じたり、尤も内七十名許りは當地に残し置き清兵來營中の門衛と爲したるも、日本兵來りてよりは皆之を解散したり、其後日本兵續々來城し、賄方は本官引受くべき者と信じ、下人等に命じて夫々奔走し居らしむ、從前は兎も角も今は政府の諭達にも接して日本兵の千萬里を遠しとせずして來られたる趣意をも了解したる以上、今後は充分日本兵の爲めに周旋すべし、又從來は日本出兵の趣意も了解せざれば、此城を防禦せんがため人民にも武器を

渡せし事あり、今後は悉く之を取上げ、且人民所有の分も沒收すべし、願くは昨非を恕せられたしと、長岡少佐は之に對し當時の朝鮮政府は日本を敵視せし政府なり、其の下に在りて貴官が清軍の爲めに鞠躬盡力せられたるは、武官たるの本分を盡せしものと本官は信ず、故に往事は決して咎めざるべしとて之を宥し、牛馬其他軍需品の徵發を命じたり、
貨幣條例の制定 朝鮮政府は本年八月十二日を以て貨幣條例を發布せり、即ち左の如し、

新式貨幣發行章程

- 第一條 新式貨幣分爲四種。一曰。銀。二曰。白銅。三曰。赤銅。四曰。黃銅。
第二條 貨幣最低位爲分。分十爲錢。錢十爲兩。
第三條 貨幣分爲五等。最低位一分爲黃銅。其次五分爲赤銅。其次二錢五分爲白銅。其次一兩及五兩爲銀。

第四條 五兩爲本位貨。一兩銀以下總爲補助貨。一兩銀貨之一次與受。以一百兩爲準。白銅貨以下之一次與受以五兩爲準。但與受者互相肯諾不在此例。

第五條 新舊貨幣一體通用以廣融滙。其比例如左。

黃銅一分當舊錢一枚。

赤銅五分當舊錢五枚。

白銅二錢五分當舊錢二十五枚。

銀一兩當舊錢一百枚。

銀五兩當舊錢五百枚。

第六條 凡各種稅項及俸給。以銀貨爲定者。務用銀貨。或因時宜可代用舊錢。其以舊錢爲定。照第五條比例。可代用銀貨。

第七條 新式貨幣多額鑄造之先。得暫混用外國貨幣。但與本國貨幣同量同價者。始許通行。

蓋し朝鮮國の貨幣は所謂韓錢と稱する銅貨にして、我が邦に於ける舊銅貨の如く、圓形にして中央に方孔を有せり、而して其の品位大小量目等は同一ならず、形質上一文錢と五文錢との區別ありて、五文錢は一文

錢に比し其の形概して大なりと雖も、必ずしも之に五倍せる量目を有するものにあらざるのみならず、均しく五文錢の内にては、種類に依りて互に其の品位大小及び量目等を異にし、而して一文錢も亦同様の次第なれば、五文錢にても往々一文錢より却て粗惡なるものあり、左れば貨幣條例を制定して新貨幣を發行せざるべからざるや論を俟たず、而して右の章程は去る明治廿四年中、本邦大坂の紳士大三輪長兵衛氏の立案に係る貨幣條例を修正追加せしものなりと雖も、實際貨幣を發行するの計畫あるにあらざして條例を制定し、而かも貨幣の種類量目品位等を我が貨幣と同一にし、同質同量同價なる外國貨幣、即ち我が邦貨幣の混用を許したるは、畢竟日韓兩國盟約の趣旨に従ひて我が軍に便せんとの目的に出でたるものなるべし、是れ余輩が朝鮮改革の章に於て記すべき此の貨幣條例制定の事を本章に於て記する所以なり、然り

而して余輩は寧ろ我が邦の貨幣及び紙幣を朝鮮の通貨に採用して、其の通用を布告するの簡便にして利益あるを思はずんばならず、何となれば我が貨幣に混用を許したりと雖も、主たる朝鮮の新貨幣なきを以て、我が貨幣は容易に行はるべからざればなり、而して右の章程に依れば韓錢と我が貨幣との割合は韓錢一枚(種類の如何を問はず)は我が二厘十枚は二錢、百枚は二拾錢、五百枚は壹圓にして、此の割合は即ち所謂法定の割合なるものなり、

斯く朝鮮政府は我が貨幣に混用を許したりと雖も、我が貨幣は果して圓滑に流通せず、其の價格下落即ち韓錢の騰貴して大に困難せり、其の事情は中路兵站糧餉部長石井要氏の報告に詳かなり、即ち左の如し、

石井糧餉部長の報告

要儀左の目的を以て昨十一日(八月)河端へ出張を命ぜられ今日午後九時三十分歸着す

河端より洛東若しくは沙門に至る水路運賃(凡て韓錢)の低減(運賃低減に關する分は茲に省く)及日本貨幣を以ての仕拂を承諾せしむべき件

夫れ河端は洛東江の河口左岸に位し碇泊所となり常に韓船の集合する處たり故に當釜山港より曳船を以て河端に至り該所より韓船に積替へ以て上流に運搬せざる可らざる所にして實に洛東江運輸の咽喉と稱すべき地點とす斯の如き要所なるを以て水路荷物の運賃は常に彼船主等に左右せらるゝの傾向あり爲めに從來の賃金不當加ふるに韓錢拂底の結果非常の騰貴を來し我が損害日に増し甚し下官今般出張に付ては豫じめ當地總領事と謀り且在釜山管理署に於ては吏員李尙萬なるものに朝鮮巡查三名を附し下官と同行せしめたり

下官曰く從來總て韓錢を以て仕拂ひたりと雖も今後は運賃の三分の一を韓錢にて仕拂ひ三分の二をば二十割の相場を以て日本銀貨にて仕拂を爲さん而して此の二十割の相場は已に朝鮮政府も是認する處なるを以て汝等に於ても敢て不同意なからん

彼等曰く假令政府は二十割に是認すると雖も現今の相場は二十四割五分なり今之を二十割とせん乎忽ち四割五分の損耗を來すなり而して我々の身分上に於ては運賃の幾分にも貯蓄するの餘力なく直ちに日々の需用品に消費せざるべか

らず然るに仕拂を受くるには二十割を以てし之が交換方に在ては廿四割五分に當ると云ふに於ては我々の損害實に甚し到底承諾する能はざるなり然れども是非日本銀貨を以て仕拂はんとなれば運賃に於て相當の増加を請はざるを得ず下官曰く今二十割を以て仕拂を爲すは決して我日本政府に利する所あるに非ず他日汝等の望に應じ直に此の割合を以て韓錢と交換すべし左すれば汝等に於て決して損害を招くの患なからん而して之が交換をなすの法は先づ汝等の望む數量を以て管理署に至り交換を乞ふべし管理署に於ては直に交換をなすか又は該署に韓錢あらざるときは日本總領事館若くは我軍隊に於て何時にても直に二十割を以て引換へ與ふべし

(附言)當今韓錢拂底の折柄一度仕拂ひたる銀貨を以て直に悉皆交換に來るときは忽ち差問を生ずるや論を俟ず故に成るべく交換の時日を遅々せしめんため輾轉迂路を取るの策を設け即ち先づ管理署に至り管理署より領事へ領事より軍衙等の順序を設けたるなり

管理署員忽ち下官に向て曰く現今管理署には韓錢毫もなし管理署に於ての取扱は正に謝絶すべし故に交換は直に領事若くは軍衙に向て請求する事を望むと下官曰く我々は異境の人にして當國の甲乙一も面識なし故に何人が交換に來る

も眞偽更に辨ずること能はず之に反し貴署に於ては已に船主の姓名録あり又夫々面識の在るあり偽者の以て奸計を施す能はざるは論を俟たず若し貴署に於て韓錢なきか即ち之に證明書を與へ以て我領事館に送附すべし左すれば領事館若くは軍衙に於て直に交換をなすべし抑々今回の事件たるや弊邦小國なりと雖も大兵を派遣し大金を擲ち生命を賭して貴國の獨立を鞏固にし貴國の發達を誘導せんとするの義侠に出でたるは言を俟たず貴國政府も大に察する所あり以て我軍隊のためには十分の利便を與へんとしつゝあるにあらざるや然るに管理署吏員として些々たる手数を省かんため之を謝絶せんとするは實に言語に絶えたることなり乞ふ貴官は速に去れ貴官の當所に出張したるの効は更になし吏員大に恐怖の色あり曰く手数を省かんがため謝絶せしにあらざる唯韓錢なきを以て交換の任に堪ふる能はざるを思ひ故らに謝絶したる也貴官の言の如くんば敢て辭する所にあらざる多謝々々

是れより吏員は船主等に對し大に諭す處あるの情あり船主等曰く前に述べし如く我々運賃を受くるも之を貯蓄するの餘裕なく悉く日需品に消費せざる可からず今二十割を以て銀貨を受くるも日本居留地に至り諸品を買収せんとすれば必ず二十四五割の相場を以て算せらるゝや明なり運搬途

中にては諸種の費用あり此費用皆韓錢を以てせざれば辨ずる能はず故に到底三分一の韓錢にては途中の實費にも充足する能はず

領事より一般居留人民へ二十割を以て交換すべきの違あるにも拘はらず現時の相場は廿四五割を昇降しつゝあり故に船主等居留地に來り諸品を買辨する時は必ず此割合を以て計算せらるべし左するときは前言は總て虚言となり折角の談判も盡餅に屬することを苦慮し更に左の問を起せり

下官曰く汝等の日需用品とは如何なるものなる乎

彼等曰く大略米、麥、明大魚及び金巾布の如きものなり

下官曰く汝等居留地に至り不利益の割合に計算せらるゝを恐ると雖も余の言虚ならざるを證せんため且つは汝等の便益を與へんため此處に一の賣店を開設し以て汝等の日需品を賣却し二十割の計算を以て與へんと

彼等少しく色動くの情况あり因て直に居留地商人大池忠助(當日下官と同行せり)に命じ直ちに開店のとに着手せしむ(大池忠助は直ちに別使を以て釜山より米、麥、明大魚等を取り寄せ開店の手順をなせり時に午後八時なり當時の賣込高等は追て報告すべし)

尙論して曰く韓錢三分の一は汝等が前來稟述する所の言に依り概ね要領を得た

り然るに己むを得ざるを以て韓錢二分の一を與へん且つ運搬船出發の際に總額十分の六を支拂ひ残り十分の四は目的地に着の上日本銀貨を以て支拂ふとせ

彼等熟談のため暫時の猶豫を乞ひ數時間の後談合漸く纏まりしものと見え總て下官の要求に熟する旨を決定せり時に七時三十分なり

右畢て問屋口錢從來一割を要したるに付き後は五分口錢となさしめんと欲し談判を開始せしと雖も前管理署某の規定せし所なるを以て下官と同行せし某氏歸釜の上某に掛合ひ必ず減價せしむべきの請求あるに依り當日は談判を停止す

前陳の如き情况なるを以て日本貨幣を流通せしめんと欲すれば速に各兵站司令部長要所に日本商店を開設し廿割の相場を以て販賣せしむる時は彼等日本貨幣の便利なるを信用すべきとを察し其流通を得ると意外に速なるを見る可し而して此開店に就ては幾分か官の資金を投ずるも日本貨幣の流通を神速ならしむるに於ては我軍隊の利益を見ると莫大ならんを信ず故に成るべくは官の補助に依り神速に商店の設置あらんと切に希望する處なり

右當日の景况概略及報告候其他委細の事件は猶口頭を以て陳述可仕候也

明治廿七年九月十三日

中路兵站糧餉部長 石井 要

中路兵站監督部長青柳忠次殿

若し我が銀貨及び紙幣を朝鮮の通貨に採用して通用を布告せば、斯の如き困難は大に減ぜしなるべし、而して余輩は更に我が政府は何を以て朝鮮政府と協議して韓錢を鑄造せざりしかを怪まざるべからざるなり、右報告中二十割とは二十錢にして、廿四割とは廿四錢なり、西園寺勅使の渡韓、我が天皇陛下は本年八月二十日、樞密顧問官西園寺侯爵(公望)を勅使として朝鮮國に差遣はし玉へり、是れ朝鮮事件より延きて日清の開戦となり、朝鮮國王々妃及び王族等の心配一方ならざりしかば、特に勅使を派遣して御慰問あらせられ、併せて日韓兩國の同盟をして益々鞏固ならしめんと、の聖意に外ならざるべし、然るに韓廷の多疑なる支那流の冊封沙汰にはあらずやとて苦慮百端なりしが、既にして全く我が天皇陛下の御慰問使なることを悟るや、大に悦びて

殆ど爲し得べき丈けの好意を表したるが如し、同月三十一日西園寺勅使は式部官田中健三郎氏等を従がへ、末松法制局長官(謙澄)と共に小湊船にて漢江を溯りて龍山に着し、同所より輜輿に乗りて京城に入り、其旅館と定められたる司譯院に投宿し、同日午後三時を以て參内し、親しく國王に謁見して、我々天皇陛下の御親書及び御贈品を捧呈し、尙ほ王妃世子及び大院君等にも謁見せられたり、當日朝鮮國王は特に宮内參議成岐運をして迎接使として司譯院に至らしめ、且兵士を派して儀仗兵たらしめたり、而して西園寺勅使は大島公使の案内にて田中式部官及び末松法制局長官を伴ひ輜輿にて司譯院を出で、朝鮮兵士及び我が兵に擁護せられ、威儀堂々として王城に入れば、外務協辦金嘉鎮は之を迎へて案内をなし、輜輿將に休憩所に達せんとするとき、外務大臣金允植及び宮内大臣李載冕恭しく奉迎し、先づ休憩所に誘ひて酒菓等を饗

し、斯くて國王出御ありて謁見あらせらるゝや、西園寺勅使は徐ろに其手を出して握手の禮を行ひ、然る後我が天皇陛下の御親書を捧呈し、併せて禦贈品なる御太刀一振花瓶一對を進献し、謹で天皇陛下の聖旨を傳奏すれば、國王は懇ろに其聖慮の忝なきを謝し、尋て王は世子をして其席に臨ましめ、西園寺勅使に謁見せしめられたり、國王及世子との謁見終るや、西園寺勅使は更に王妃に謁見し、我が皇后陛下よりの御贈品なる緞子五卷を献納し、皇后陛下の御傳言を奏上し、王妃は之に對して謝辭を述べられたり、元來朝鮮に於ては男女間の規定嚴重にして、婦人の男子に會見するが如きは國法の許さざる所なりしが、今回西園寺勅使は我が皇后陛下の御傳言を帯びたるを以て、遂に王妃も謁見あらせられざるを得ざるに至り、古來の慣習を打破して謁見せらるゝに至りたるなり、然れども此破天荒の新生面を開きしに就ては大

に顧慮する所ありしと見え、其謁見の場所は薄暗き部屋を選びたりと云ふ、勅使は更に大院君に謁見し、我が天皇陛下の御贈品なる金蒔繪の文臺(硯箱)をも添へたるもの及、テーブル掛を進納せられ、天皇陛下よりの勅語を傳へられたるに、大院君は之に對し謹で殊恩を謝するの辭あり、是にて謁見のこと全く終りを告げたり、當日は大鳥公使末松法制局長官、田中式部官の三氏も西園寺勅使と共に相終始して謁見せられ、又第五師團長野津中將(道貫)も西園寺勅使の謁見濟みたる後國王に謁見せりと云ふ、蓋し野津中將が九月十五日を期して平壤の清兵を撃退すべしと奏上せしは此の時なるべし、斯くて西園寺勅使は大院君を初め韓廷有司の饗應を受けたる後ち、翌九月十五日を以て歸朝し、廣島の大本營に參營して復命せり、
○義和宮大使の來朝
右の如く我が天皇陛下は勅使を派遣して慰問

せしめ玉ひしかば、韓廷に於ても報聘大使派遣の議起り、再次大使の選任を改めたる後ち、終に領宗正府事義和宮李摺に決したり、義和宮は朝鮮國王の妾腹に生れたる第二王子にして、本年甫めて十八歳、色白く鼻高く眉目秀麗にして才氣外に顯る、且多く民間に生長せしを以て能く世情に通じ、前途有望の貴公子なりと云ふ、義和宮は隨員學務參議高永喜宮内主事全峻基前委員李準榮前主事金洛駿前僉正張淳奎從人李熙容申聲求韓景履從者李浩奭遊覽議政府都憲俞吉濬前縣監金思濬壯衛營李秉武議政府主事趙重應同尹致昨前主事韓善會度支主事魚允廻外務主事金觀濟從人金昌浩を伴ひ、瀛船蒼龍號に搭じて十月二十日宇品港に着し、兼て大本營より差廻せる馬車に乗りて廣島に到り、廿二日大本營に參營して我が 天皇陛下に謁見仰付られ、朝鮮國王の親書を捧呈し、且丹頂の鶴其の他の方物を献じたり、斯くて數日廣島に滞在(旅館

は泉邸)の後ち陸路上京し、同二十九日宮城に參内して我が 皇后陛下に謁見仰付られ、兼て賜りたる獻慮の程を謝し、且中宮よりの幣物として瑤地宴繡大屏(一機)起花銀瓶(一對)及自身々の方物として丹頂の白鶴(一双)を獻じたり、東京滞在中は上野精養軒を以て旅館と爲し、我 帝室を初め官民の熱心なる歡迎優待を受けたる後ち、翌十一月六日瀛車にて神戸に直行し、同地より瀛船豊島丸に搭じて歸國せり、

○威海衛の攻撃

本年八月十日我が聯合艦隊は大舉して威海衛を攻撃せり、其の公報左の如し、

威海衛攻撃の公報

我が艦隊は八月十日早朝威海衛に在る敵の艦隊を攻撃するの目的を以て同所に進航し砲臺を砲撃せしも港内に敵の艦隊あらず依て砲撃を中止し同日午前八時引揚

げたり我が艦隊無事

威海衛は山東省に在り、旅順口と並稱せらるゝ清國の有名なる軍港なり、其の港勢は北面に劉公島ありて水路を東北二口に區分す、其北なるものは通常の航路にして、水路最も狹隘なるも水底深くして如何なる巨艦も自由に出入するを得べし、東口は稍々廣濶なるも水底淺く小砲艦と雖も航路を熟知するにあらざれば容易に出入すべからず、港内三分の二以上は水淺くして船を泊すべからざるも、其餘三分の一弱は劉公島の背後に位し、水深くして三四十隻の船艦を泊するを得べし、陸兵十營、水師學堂、病院等都て劉公島の背後に在り、砲臺は東口北口共に七座づゝありて、孰れも堅固なる耳ならず、就中北口正面の陰顯砲臺は天然の巖石を開鑿して作れる者にして、海面よりの砲撃にては容易に破壊し得ざるべしと云ふ、砲臺設備の砲は十五珊あり、廿四珊あり、而して

一座二門あり五門あるも、平均三門とすれば四十二門となる割合なり、左れば威海衛を海上より攻撃して之を抜かんとは、容易に我が艦隊に望むべきにあらず、随ひて我が艦隊が砲撃を中止して引上げたるは已むを得ずと雖も、此の有名なる軍港内に、而かも我が艦隊は充分に偵察を遂げたる上にて進發せしならん、敵の艦隊が碇泊し居らざりしとは頗る怪まざるべからず、是れ此の攻撃に關して種々の風説ある所以なり、而して茲に附記して讀者の参考に供すべきは、此の攻撃のありし後、英國政府が其の東洋艦隊の乗組員、及び今回の日韓清交渉事件に關して悪評ありし領事等を交迭非免せしと、並に右東洋艦隊の乗組員中本國の新聞紙に投書して、英艦か日本艦隊の威海衛攻撃に際して電光を放ちたるは、日本艦隊の攻撃を妨害せんが爲めにあらず、中立國の軍艦なることを知らしめ、以て英艦の安全を謀りしのみと辯明せし者あり

ると是なり、

○平壤の戦争

我が軍の作戦計畫。清國は其の宣戦の上諭に於て示さるゝか如く、義州より續々兵を朝鮮の内地に進め、將に南下して京城に迫らんとする勢ありしかば、第五師團長(廣島)野津中將(道貫)は清兵を境外に逐攘して朝鮮全土に一兵なからしむべしとの訓令を大本營より受け、本年八月中旬を以て宇品港を發し朝鮮に向へり、斯くて同月十九日京城に着するや、大島混成旅團の一部は龍山に一部は臨津鎮に在り、一戸少佐(兵衛)は先鋒接敵歩兵として平壤方面に先發し、朔寧にも歩兵一大隊屯在せり。此の時に方りて清軍は平壤に據り、其の一部は大同江を渡りて右岸に堡壘を築き、進みて黃州に來れり、然れども野津中將は思へらく、平壤は

江に臨み山を負ひ朝鮮國西部の要地たり、而して清兵は常に要害に據るの習癖あり、彼れ既に其の要地に據る、必らずや容易に之を棄て、前進するとなかるべしと、乃ち同月廿三日大島少將に傳ふるに開城府に進發すべきの命を以てせり、是より先き同月八日を以て元山津に到着したる第十旅團(松山)第十二聯隊の一大隊と砲兵一中隊とは、同地を發して京城に向ひ抱川郡に達したりとの報道同月十九日に達したれば、野津中將は之に命を傳へて其の方向を轉じ、直ちに朔寧に向はしめたり、次に大本營よりの電報に曰く、第三師團(名古屋)の混成一旅團を第五師團長の指揮に托す、而して其の一部分は八月廿六日頃までに元山津に上陸せしむべしと、乃ち野津中將は之に對して平壤進發を命じたり、元山津隊即ち是なり、此の時第十旅團の全部は未だ到着せずと雖も、其の一部は野津中將に隨ひて釜山より京城に達し、而して廿一日に至り第

十旅團長立見少將(尙文)は廿二三日頃軍艦に保護せられて仁川に到着すべしとの報ありしかば、野津中將は愈々九月十五日を期して平壤を攻撃するとに決し、作戰計畫を定めて之を各隊に傳へたり、其の一般の方畧は平壤を包圍して四面より齊しく攻撃するに在りと雖も、各隊其の任務を異にし、大島少將の引率せる混成旅團は正面より直進して敵軍を其の方面に引付け、之を牽制して各道より平壤を包圍するを知らしめざるのみならず、敵をして其の兵を各道に分つと能はざらしむるに在り、朔寧枝隊は平壤の北面より城内に打入る本攻撃の任務を帯び、元山枝隊の一半は朔寧枝隊に合して本攻撃に加はり、他の一半は敵の退路を遮斷して之を撃ち、師團本隊は南西面の各路より平壤に攻入るに在り、而して八月三十一日に於ける在朝鮮國帝國軍隊の區分は左の如し、

混成大島旅團

司令官 大島少將

歩兵第十一聯隊 同第二十一聯隊 騎兵第一中隊 砲兵第三大隊 工兵第一中隊

衛生隊及野戰病院一個 (歩兵第二十一聯隊中第一大隊欠く)

朔寧支隊

司令官 立見少將

歩兵第十二聯隊の第一大隊(第一中隊欠く) 第二十一聯隊の第二大隊(第八中隊欠く) 騎兵第三中隊の一小隊と一分隊 砲兵第一中隊

元山支隊

司令官 佐藤步兵大佐

歩兵第十八聯隊 騎兵第三大隊の第一小隊 砲兵第三聯隊の第一大隊 工兵第三大隊(一中隊欠く) 衛生隊

京城守備隊

司令官 安滿步兵中佐

歩兵第二十二聯隊の第二大隊(第五中隊欠く) 京城屯在

混成大迫旅團

司令官 大迫少將

歩兵第六聯隊騎兵第三大隊の一中隊(第一小隊欠く) 元山屯在

本隊

第一行進團隊

司令官 柴田砲兵中佐

歩兵第二十二聯隊(第二大隊欠く) 砲兵第二大隊

第二行進團隊

司令官 友安歩兵中佐

歩兵第十二聯隊(第一大隊欠く) 騎兵第五大隊本部及第二中隊(一小隊欠く) 工兵第五大隊(第一中隊欠く) 衛生隊

電線擁護隊

司令官 平野歩兵大尉

歩兵第二十一聯隊の第八中隊洛東屯在

兵站守備隊

歩兵第二十二聯隊の第五中隊(仁川屯在) 同第十二聯隊の第一中隊(龍山屯在) 騎兵第十二中隊の一分隊(同上)

野津中將の既に作戰計畫を定めて之を各隊に傳へ、將に平壤に向ひて進發せんとするや、會々大本營よりも平壤の清軍は決して同所を出でざるべしとの斷定を爲し來れりと云ふ、名將の見る所符節を合するが如しと謂ふべし、我が軍の行軍計畫 右の作戰計畫に従ひて野津中將の定めたる行軍計畫は左の如し

行軍計畫

行軍日	團隊名	元山支隊	朔寧支隊	混成旅團	師團司令部	第一團隊	第二團隊
八月卅一日	一部は元山發	新溪	南川日店	京城	開城	京城	京城
九月一日	元山	同	同	高陽郡	同	高陽郡	高陽郡
同 二日	一部は陽德	同	同	臨津鎮	同	臨津鎮	臨津鎮
同 三日	同	同	同	開城	同	開城	開城
同 四日	陽德	同	新店	同	南川店	同	同
同 五日	同	同	劍水驛	金川	新店	金川	金川
同 六日	五柳洞	同	梨水店	南川店	劍水驛	南川店	南川店
同 七日	一部は成川	同	送安郡	瑞興府	舍人館	新店	新店
同 八日	石倉店	同	冷井洞	同	同	劍水驛	劍水驛
同 九日	成川郡	同	三登	鳳山郡	同	鳳山郡	鳳山郡
同 十日	同	同	同	同	同	同	同
同 十一日	東山里	同	同	同	同	同	同
同 十二日	松橋	江東縣	水灣橋	月(祥原郡)口	月(祥原郡)口	月(祥原郡)口	月(祥原郡)口

同	十三日	、	夢田店	水溝橋より	保山鎮	保山鎮	堂
同	十四日	順安	大地境洞	同	串場街	串場街	(祥原郡)
同	十五日	一部は順安 他は平壤	平壤	平壤	平壤	平壤	(串場街)

實際の行軍日程は間々此の計畫に符合せざるものありと雖も、各隊とも皆此の計畫に基きて行軍せしものにして、其の最終日に於ては悉く平壤附近に到達して作戰計畫を實行せり、而して其の能く遲滞なく到達するを得たるは、要するに斥候偵察の功に依らずんばあらざるなり、中和に於ける小鬪。我が斥候隊の深く敵地に入りて偵察を遂ぐるや、或は朝鮮兵に狙撃せられ、或は清兵に襲撃せられたると一回にして足らずと雖も、八月十日中和に於て清兵百五十名の爲めに襲撃せられたるは其の最たるものなりき、我が斥候隊は勇戦奮闘したれども、衆寡敵せず、通辯二人を併せて七名行衛不明となり、逃歸るを得たるは僅かに

二名のみ、蓋し敵弾に中りて斃れしなるべし、翌九月十日大島少將の兵を率ゐて此の地に至るや、少將は兼て携へ來らしめたる木標を一松樹の下に樹てしめ、以て追悼の意を表したり、即ち左の如し、

- 大日本帝國陸軍所屬通辯小林等追悼碑
 - 大日本帝國陸軍騎兵二等卒西壯平追悼碑
 - 大日本帝國陸軍騎兵一等卒赤澤才八追悼碑
 - 大日本帝國陸軍歩兵中尉從七位町口熊樵君追悼碑
 - 大日本帝國陸軍騎兵少尉正八位竹内英男君追悼碑
 - 大日本帝國陸軍騎兵二等卒田原八郎追悼碑
 - 大日本帝國陸軍所屬通辯佐伯小太郎追悼碑
- 木標を樹てたる後ち、大島少將は恭しく祭文を朗讀して曰く、

大島少將の祭文

維時明治二十七年九月十日混成旅團長陸軍少將從四位勳三等大島義昌清酌庶羞の奠を以て陸軍歩兵中尉町口熊樵、陸軍騎兵少尉竹内英男、陸軍騎兵一等卒赤澤才八、陸軍騎兵二等卒西壯平、同田原八郎、通辯佐伯小太郎、同小林等の靈を祭る

中尉等曩に重任を帯び遠く本軍に離れ炎熱の候を犯し深く不熟の地に入り辛苦に耐へ敵情を探り屢々重要なる報告を致し以て其詳細を知ることを得せしめたり特に本旅團の成歡牙山の敵を攻撃するや毫も後顧の患なく而して京城附近へ凱旋の後數日の間安然人馬を休養することを得たるは是皆偏に中尉以下其任務を盡したるの結果なりとす嗚呼悲夫去月今日の曉天俄然敵の侵襲する所となり衆寡敵せず不幸にして敵彈に觸れ屍を中和の野に暴すに至る然りと雖も此の一死は實に全軍の爲めに偉大の利益を與へたるのみならず將來軍人たるものゝ一大龜鑑にして功名永く竹帛に垂れて朽ちず死して餘榮あるものと謂ふべし今や本旅團は中尉等に害を加へたる平壤の敵を攻撃するの機會に遭遇し此地を經過するに當り昔日中尉等奮戰激闘の末終に戦歿したる當時の慘狀を追懷し義昌等感慨措く能はず必ず此敵を鏖殺し中尉等を地下に慰するの期近きにあるべし靈乎靈あらば尙くは饗けよ平壤の清將等は翌十一日此の襲撃の結果を李鴻章に報告して曰く、

清將の報告

李中堂閣下大同江の南五十里(約我が五里)中和地方に倭兵の盤踞せる日已に久しく候より昨日馬隊二哨(一哨は五十人)歩隊一哨を該方面に派遣致候處今朝其復命

に依れば我が兵中和に至るや倭の騎兵數十騎と行合ひ遂に其内五名を銃殺し首三級を得西壯郎なる者一名を生擒し馬二頭銃劔各二箇並に書筆地圖等を分捕し殘餘の敵兵は皆黃州に向て逃げ去れり目下中和には復た倭兵の迹を留めざる由此役我兵の負傷せしもの亦二名有之候小官等捕虜西壯郎を訊問致候處本人は製圖者に有之候銃殺せし五名中には少尉一名通辯二名有之且つ牙山の情況を訊問致候處久しく外に在て一切承知不仕由に候 寶貴、陞阿、汝貴、玉崑、同稟

是れ我が軍が平壤にて分捕せし清將の文書を譯せしものなり此の報告に據れば我が斥候の戦死したるは五名にして西壯平(報告には壯郎とあり)は生擒せられたるなり然れども清兵の無慘なる必ずや之を虐殺せしなるべし、

平壤城の形勢 平壤城は平安道に在り、戸數凡そ四千五六百、人口凡そ二萬、山を負ひ江に臨みて、山河既に天險の城廓を爲せるに、更に人工を加へて繞らすに堅壁を以てし、實に朝鮮國西部の一大要地たり、

清軍の防禦配備 清軍が始めて平壤に到着したるは本年八月四日にして、其の作戰計畫は平壤城を以て根據と爲し、先づ其の防備を充實し、然る後ち機を見て南進せんとするに在り、而して清軍の平壤に到るや、雨を冒し暑を凌ぎて、一日八九十里我が八九里より百十里の急進行軍を爲し、饑を忍び程を急ぎ、暑氣に觸れて死亡するもの甚だ多く、牛馬の斃るゝものに至りては其の數を知らざりしと云ふ(清將より李鴻章への報告に見ゆ)又清軍は一旦黃州及び中和地方まで南進したりしが、我が軍の平壤に向ひて進發するを聞くや、平壤及び其の附近に退けり、以て清軍が平壤を我が軍の爲めに先占せられんとを恐れたるを見るべく、以て平壤の險を離るゝと能はざりしを知るべし、野津中將の先見果して驗ありと謂ふべきなり、然り而して清將の言に曰く、倭人東に呼び西を撃つ、實に其の慣用の狡計なり、實に敵の情勢を察するに、四面皆防

備を設けざるべからざるが如し、是れ正兵以外別に奇兵を設けて、而して後ち奇を出し勝を制すべし、且倭夷未だ大創を受けず、秋高く馬肥えたり、數回の苦戦あるべきは固より豫想せざるべからずと、衛汝貴より李鴻章への密報中に見ゆ、蓋し此等の言は宜しく清軍防禦配備の方針として見るべきものにして、全軍を分ちて盛字軍、毅字軍、奉軍及び奉天練軍盛字營の四軍と爲し、衛汝貴は盛字軍を統べ、馬玉崑は毅字軍を統べ、左寶貴は奉軍(聶桂林靖邊五營を分統す)を統べ、豐陞阿は奉天練軍盛字營を統べ、而して成歡の敗將直隸提督葉志超を以て之が總帥となせり、平壤に駐屯せる清軍の兵員左の如し、

平壤の清兵

- | | | |
|-----|------|------|
| 盛字軍 | 中軍正營 | 中軍右營 |
| 同副營 | 同副營 | 同後營 |

左軍正營	盛軍傳營
右軍左營	親軍馬小隊
同 ○營	親軍步小隊
同 ○營	左軍右營
親軍砲營	
以上六千人	
毅字軍	
前軍起營	前軍左營
同 邱營	同 ○營
以上二千人	
奉軍	
奉軍左營馬隊	靖邊右營步隊
同 左營步隊	同 前營步隊
同 右營步隊	同 後營步隊
靖邊中營馬隊	同 親軍砲隊
同 左營步隊	

以上三千五百人

奉天練軍盛字營

正紅旂步隊

正藍旂步隊

以上千五百人

牙山敗兵

正定練軍中營

親軍護衛營

仁字正營

水雷營

義勝營

以上約千數百人

左翼二起馬隊

右翼二起馬隊

正定練軍左營

古北口練軍右營

仁字副營

武毅軍老中營

同 老前營

故に清國より平壤に派遣せられたる清兵は合計一萬三千人にして、之に牙山の敗兵を加ふるも總計一萬四五千人に過ぎざるなり、是れ固より小兵にあらずと雖も、其の稱せし程には大兵ならざりしなり、而して

四軍專守防禦の規畫を立て、毎營繞らすに角面堡を以てし、平壤城内外の地形を利用して之を部署せり、其の堡壘を算するに概ね左の如し、

城南郭外に十五ヶ處

其南端大同江の右岸より起て長さ大約二千米突の壘壁を築き南面第一の防禦線と爲せり壘壁の高さ大約四米突にして外方深壕を穿ち處々に突出部を設けて側防に便し且つ地雷を布設せり

大同門外左岸に五ヶ處

即ち橋頭堡にして敵の最も力を用ひし處なり

城外北方山上に四ヶ處

城内牡丹台に一ヶ處

内城北角内に二ヶ處

故に清軍の堡壘は合計二十七ヶ處にして、外角及橋頭堡には盛字軍毅字軍を分駐して奉軍の一小部を加へ、城北山上の諸壘には奉軍及盛字營を分駐し、牙山敗兵の再び集合せし者を之に混ぜり、然り而して李鴻

章は衛左馬の諸將に電報を以て倭兵は詭計多く最も暗夜襲撃を爲すに付四方を探偵せよと注意し、又葉志超は平壤に到る途中より左寶貴に贈りたる書に於て、先づ倭人の詐計多きと、山頭より俯攻すると、地勢を熟知し居ると、及び發砲の多きとを知悉するを要すと忠告し、是葉か成歡の戦争に於て感得せし者歟、而して諸將は何れも日夜汲々として防備に従事し、終に已有防不勝防之虞との窮語を發するに至れり、衛汝貴より天津小站營統領秩秋に贈りたる書中、既にして我か軍の漸次平壤に接近するや、清將左寶貴は九月十三日を以て左の如き戦闘命令を發せり、

戦闘命令

現に欽差の傳諭を奉ず照し得たり倭情詭詐必ず須らく嚴防すべし、現在戰守布置業に會議を経て局を定め彼是互に相援を爲さしむ、即ち南門の江南は馬總統(玉崑)一營、盛軍一營共に浮橋頭に紮し、尙し緩急あらば馬總統の一營、聶總統(桂林)の一營

をして隊を派し飛速接應せしむ
 大西門より起り盛軍孫鎮と馬總統營との交界に至て止む倘し緩急あらば盛軍をして飛速隊を派し接應せしむ
 北門外山上は江統領兩營を駐紮す倘し緩急あらば豐總統をして隊を派し飛速接應せしむ
 大西門より七星門に至る蘆榆（蘆臺山海關即ち正定練軍及び武毅軍にして牙山の敗兵なり）各營をして防守せしめ倘し緩急あらば盛軍衛總統をして隊を派して飛速接應せしむ
 何軍何營に論なく若し疎失あり一たび查出を經ば立ろに軍法に照し懲辨せしむ云々

又同日左寶貴は左の如き密傳を奉軍馬歩八營へ達せり、

密傳

今般欽派總統諸軍直隸提督葉軍門志超より倭人の長技は銃砲なれば若し我軍の勇敢なる士卒にして直ちに賊營を衝き其の銃砲を掠奪すれば後日敵に對し勝を制するや必せり因て本軍門重賞を酌定し以て各營に勸諭す即ち將校下士卒に論なく率

先して大砲一門を奪獲する者には銀一千兩を賞し倘ほ續て奪獲する時は漸次三級を昇す洋銃を奪獲する者は銀十二兩を賞し賊を銃殺し首級を獲る者には一級に付銀三十兩を賞し捕獲する者には銀六十兩を賞す右密諭の趣旨を各軍に通じ將校下士卒に轉告して奮勇功を立て重賞に與らしめ畏縮して本軍門の希望に負かざらしむべしとの命ありたり依て各營に轉諭す各々一體に遵照すべし

清兵か無慘にも我か軍の戦死者及び重傷者の首を誡りたるは此の密傳に誘はれたるものなるべし、

元山朔寧兩枝隊の進撃 朔寧枝隊を引率せる立見少將(尙文)は平山府の北なる南川店より新溪縣に進み、遂安三登及び江東の各地を經て、九月十三日大同江を其の上流に於て渡り、命を元山枝隊に傳へて義州街道より南進せしむ、是れ朔寧枝隊は元山枝隊と共に平壤城本攻撃の任務を負へるを以てなり、而して朔寧枝隊は大同江を渡るに際し、流を隔て、先づ清軍と小鬪を開き、難なく之を敗り、翌十四日は清兵の北ぐる

を逐ふて國主峴に達し同地に露營せり、又佐藤大佐(正)の引率せる元山枝隊は同十三日朔寧枝隊と道を異にして大同江を渡り、翌十四日は順安縣を發し、是亦清兵と小鬪を開きて砲撃を試み、坎北院に達して露營せり、明れば十五日待ちに待ちたる平壤城攻撃の日なり、此日朔寧枝隊は午前零時を以て露營地を發し、合井江を渡りて同四時半頃敵壘に對する丘陵に到れば、砲聲轟然として起り、山鳴り谷答ふ、是れ元山枝隊の砲兵が放列を坎北山(坎北院の西方に在り)に布きて開戦せるものなり、然れども立見少將は尙ほ開戦を令せずして、兵を敵壘の背後に進め相距る三百米突の所まで押寄せたり、此の敵壘は文祿の役小西行長の敗北したる牡丹臺にして、城北に在り兀として高く聳え、防備最も嚴なり、而して清兵は我が軍の近くを見るや、一齊に發砲し彈丸雨の如くに下り、富田少佐(春壁)の引率せる我が先頭部隊は掩蔽物に據るの暇なくし

て忽ち多數の死傷者を出したれども屈せずして前進し、我が砲兵は後方に放列を布きて烈しく砲撃せり、既にして元山枝隊は朔寧枝隊に合して敵の左翼堡壘に向ひ、富田少佐の一隊(即ち朔寧枝隊の先頭部隊)は敵の中堅堡壘に向ひ、山口少佐(圭藏)の一隊は敵の右翼堡壘に向ひ、三隊齊しく吶喊して進み、我が砲兵は依然舊位地に在りて益々烈しく敵の中堅堡壘を攻撃し、呼聲地を撼かし砲聲天に轟きて、宛然百雷の一時に落るが如くなりしかば、清兵は防戦甚だ勉めたれども終に支ふると能はず、壘を棄て、潰走し、牡丹臺の敵壘陥れり、此の戦に與りて最も力ありしは我が砲兵の榴霰彈にして、敵の砲兵には之なかりしかば大に畏怖し、順に戦闘力を失へりと云ふ、小西行長をして此の捷報を聞かしめば、欣然として地下に瞑目すべきなり、牡丹臺の陥るや、我が三隊は息をも續かずして直ちに發し、佐藤大佐の

一隊(即ち元山枝隊)は七星門の前面なる箕子廟の丘陵に達せり、此處は敵の十字火の下に在り、我が隊の一部は既に其頂界線を越え、將に突撃せんとしたりしが、敵弾に中りて忽ち百餘名の死傷者を生じ、到底此の頂界線を越ゆると能はざりしかば、頂界線の後方に潜伏して暫く時機を俟ち、獨り砲兵のみは絶えず城廓に向ひて砲撃を爲せり、元山枝隊の苦戦したるは此の時に在り、又富田少佐の一隊は前方なる丘陵に向ひ、山口少佐の一隊は牡丹臺の外城に向ひたるに、山口少佐の一隊は敵の砲弾及び「ガットリング」砲の散弾に逢ひ、且連続せる斜面は凡て敵の射撃距離内に在りしかば、是れ亦困難を極めたり、此の時朔寧枝隊の砲兵は我が軍の略取せし牡丹臺の中堅堡壘に據りて玄武門の砲撃中なりしが、歩兵の戦闘困難なるを見るや、直ちに砲撃を牡丹臺の外城に轉じ、榴霰弾を放つと二發にして、能く敵の胸壁を破壊し、其の内に據れる敵

兵を退け、且敵の「ガットリング」砲をして廢物に歸せしめたり、是に於て山口少佐の一隊は大に力を得、直ちに突撃して之を陥れたり、而して牡丹臺外城の陥るを見るや、富田少佐の一隊は玄武門を突撃したれども、敵は泥土を以て其の門口を塞ぎ、且殊死して防戦せるを以て容易に破ると能はず、三たび突撃して三たび退きたり、朔寧元山兩枝隊の砲兵は此の苦戦を見るや、砲撃を玄武門内なる城樓に聚注し、見る間に之を破壊したり、此の時我が歩兵に原田重吉と云へるものあり、一躍城壁を越えて門内に入り、門扉を開きて我軍玄武門に入るを得たり、我が軍の玄武門を破るや、敵の砲聲頓に衰へ、而して白旗は城の四門(玄武門七星門西海門及び大同門に翻れり)然れども清軍の反覆常なき何時打ち出でんも測るべからざるを以て、立見少將は敢て輕しく兵を進めず、自ら旅團副官及び兵士少數を率ゐて玄武門に入り、胸壁に沿ふて城の小

門に達したり、此處は急斜面にして左は懸崖千仞、右は城壁高く聳えて敵の眼下に在り、一たび敵彈を蒙むれば遁かるべからざるの地なり、此の時一天墨を流すが如くに曇りて、雷鳴り電光閃き、驟雨沛然として至れば、清將は城頭に在り、我に謂て曰く、降雨甚しくして兵を點檢するに由なし、明天城を渡して退却すべし、汝が兵今日は城外に去るべしと、而して門を開かず、立見少將之を聽き戦争には晴雨の別なく、降服には退却の意義なし、彼れ頑愚なりと雖も何ぞ之を解せざるの理あらんや、畢竟我を輕蔑するのみと、乃ち大に怒て之を詰り、開門を促がすと雖も、彼れ頑然應ぜずして曰く、君子に僞言なしと、然れども立見少將は死地に立てるを以て、怒を押へ兵を率ゐて門外に出で、桂大尉(眞澄)をして留りて敵と談判せしむ、桂大尉談判數刻、敵終に降らず、唯々明天を期して城を渡し退却すべしと言ふのみ、談判終に不調に歸せり、是に於て桂大尉

門外に出で之を立見少將に報告すれば、少將は笑て曰く、敵兵は今夜必ず逃走せん、然れ共乃公既に攻城の期を以て明朝に決せり、急攻多く兵を損するが如きは乃公の欲せざる所なり、唯々今夜警戒して敵の逃走する者を要撃すべきのみと、是に於て全く休戦し、全軍雨中に戦闘露營を張り、而して尋で日も全く暮れたり、此の夜敵兵果して逃走し、佐藤大佐の一家は義州街道を扼せるを以て、屢々敵の來襲を受けたり、而して我が兵は敵の血路を茲に開かんとする者なることを知り、直ちに道路の左右に展開して群り來れる敵兵に對し射撃を聚注せり、斯くて退却するもの一群又一群、夕より曉に達して尙ほ止まず、箕子の廟後より二三百米突の間は屍體山の如く、道路爲に埋没せられ、溪流爲に紅なり、而して其最も密集せる所は五十米突以内に百二十の伏屍と三十の斃馬ありしと云ふ、翌十六日元山朔撃兩枝隊は第一に城に入れり、此の進撃

に於て立見少將は終日双眼鏡を携へて散兵線を徘徊し、砲弾前後に落ると其の數を知らずと雖も、曾て身を掩蔽物に寄せず、副官等と談笑せると平然として常の如くなりしとぞ。

師團本隊の進撃 師團本隊の任務は西南の各道より平壤城に攻入るに在るを以て、先づ大同江を其の下流に於て渡らざるべからず、果して滞りなく渡るを得べきや否や、是れ野津中將を初め各將校の懸念せし所なるべし、左れば本隊は京城發後一日も一所に駐屯せしとなく、日々行軍して九月十日其の第一行進團隊は黃州に達し、第二行進團隊は鳳山に着したり、時に馬場工兵少佐(正雄)よりの報に曰く、鐵島附近に於て渡舟を得たりと、又其上流に於て舟廿五隻を得たりとの報道もありしかば、各將校は茲に始めて渡りに舟を得たるの心地し、乃ち工兵を十二浦に派遣して渡船準備を爲さしめ、翌十一日より大同江を渡り始めた

るに、十二浦にては江流の幅五百餘間に達し、且潮勢も甚だ急にして、渡船一回の往復に早くも二時間、遅きは四時間を要し、同日中に大同江を渡りたるは第一行進團隊の歩兵のみにして、砲兵は空しく翌日を待てり、而して翌十二日には第二行進團隊も此の渡口に着したりしが、舟は既に前日來の使用に堪へずして破壊したるものあり、到底凡ての軍隊及び附屬物を渡し得べき見込立たざりしかば、終に將校の大小行李及び駄牛駄馬等は凡て黃州に、砲兵梯隊は渡口に残し置きたり、然るに十三日に至るも尙ほ渡るべき軍隊にして未だ渡り了らず、又既に渡りて保山鎮に達したる軍隊は、道路の險惡なると、小渡の多きとの爲に多くの時間を費し、漸く十四日を以て沙川(平壤を距ると四里)に達したり、是に於て野津中將は向ふ所を部署し、本隊は江西街道より進み、左側衛は甌山街道より進み、別に騎兵一隊をして義州街道と甌山街道との間を

偵察せしめ、以て敵兵の逃走に備へ、且つ元山枝隊と連絡せしめたり、此の一隊は將校下士卒を合せて三十名に過ぎずと雖も、其の當る所の方面は四五里の廣きに達したりと云ふ、

斯くて師團本隊は十五日午前七時を以て山川洞に達し、仰て敵壘を視れば數條の長堤併行し、旗幟林の如く、前面の濠池は深くして容易に渡るべからず、而して敵は我が軍の接近せんとするを見るや、直に小銃を放ちて防戦し、我が軍之に應じて劇戦稍々久しきに亘りたるも、壘固くして陥らず、依て歩兵を轉回し突撃を試みんとする際、敵騎五百の突出し來るに遭ふ、我兵之を迎撃し、馬二百七十頭兵士二百卅五名を斃したり、九時頃に至り敵の騎兵再び七星門より出て、道を斜に取り、山川洞を目懸けて走り來る、我が兵又之を迎撃して舊路へ引返さしめたり、其後一團の騎兵又暗門より出で、道を轉じて山川洞の右方なる丘陵より

突出せんとしたるも、是亦我兵の爲めに支へられ、終に其の儘退却したり、是に於て我が軍は一齊に敵壘に向ひ攻撃を試みたれども、堅牢城廓の如き堡壘なれば容易に陥るべくとも見えず、乃ち正午頃一先づ戦闘を休止し、暫く形勢を傍觀して更に大進撃を試みんとしたるに、夜に入りて敵兵二三十人若くは五六十人位宛群をなして六七回も突進し來り、爲めに我兵は終宵迎撃に忙しくして復た攻撃を試むること能はざりき、而して師團本隊の山川洞に達せし以前より砲聲は各方面に轟々たりと雖も、未だ捷報來らず、且敵壘も案外に堅固なりしかば、野津中將は意を決して曰く、乃公兵を率ゐて敵と千里の外に戦ふ、曩爾たる此の城すら略取すること能はずんば、何の顔ありてか歸りて我が天皇陛下に謁せん、乃公意已に決せり、明十六日の戦闘には全軍擧て城下に迫り、敵彈を冒して胸壁を攀ち、以て勝敗を一擧に決せん、我が軍幸にして城

を陥るゝことを得ば、乃公の望み足る、若夫れ不幸にして敗れん乎、城下は即ち乃公の墳墓なりと、斯くて十六日の拂曉に至れば、砲兵隊は既に彈藥の盡きたるを報じ、糧餉部も亦糧食の欠乏を告ぐ、是に於て野津中將は益々決心し、敵を急撃して勝敗を一擧に決せんと欲し、兵を麾きて將に進撃せんとする途端、斥候歸り報じて曰く、敵は朔寧元山兩支隊の爲に打破ぶられ、概ね潰走したりと、野津中將大に喜び先づ 天皇陛下萬歳大日本帝國萬歳を祝し、一隊の兵を引率して道を急ぎ平壤に入れり、時に十六日午前七時なり、

混成旅團の進撃 大島少將の引率せる混成旅團は、戰鬪行軍を以て九月十二日中和を發し、同日午前中に素堂洞の北方に起伏せる丘陵に達して陣營を張れり、抑々素堂洞以北の地勢は自ら一區を成せるものにして、素堂洞の一坂は南北に亘れる丘陵を横斷して中和平壤間の大道

を成す、此坂の北に當りて周圍半町内外の松林あり、此松林より西北に掛けて三四の丘陵相連なり、大同江の南十町許の處より江に沿ひ北折して七八の丘陵起伏す、其第五第六の中間に東方より流れ來る小溝あり、第五以下の丘陵の麓を繞り西南方に向ひ水灣橋に至りて大同江に注ぐ、第六第七第八等の丘陵は平壤の丘陵と東西對峙して其間三千里突内外、大同江を除きては黍畑の茫々たるを認むるのみ、丘陵も斜に平壤に對すれども、別に小溝の阻あり、大道は素堂洞の高坂より下りて直に西方に向ひ土器站に達す、其間南即ち左側にも三四の丘陵起伏し、右側數町の距離なる松林以西の三四の丘陵と南北相對して一の豁谷を成す、此の豁谷は一帶に黍畑にして、時に多少の高低を存し、西南土器站到近き處に於て、大道の右側に一松林の茂るあるも、平壤南方の敵壘より此の豁谷を砲撃するには唯々遠距離に達す可き大砲を必要とする

のみ、味方の頼む可き障碍物を見ず、土器坵に達せんとする一町内外の道路は右側の小松林を外れて、未だ土器坵北の小丘陵の蔭に入らず、平壤南方の敵壘より望み難からず、土器坵の北なる小丘陵は之を開鑿して大道を通じ、西南面に松林を帯ぶ、此の松林に沿って大道の左右に敵の築きたる堡壘あり、糾草を以て蟄み、高さ四米突、廣袤二十平方米突許りあり、大道は其間の一小坂を下り土器坵を過ぎ、更に西すると數町にして水灣橋に達す、橋西に敵壘あり、土器坵の者と相似たり、大道は大同江に沿ひ、稍々北方に向ひて進むと十數町にして船橋里に至る、其の間大道の左右には樹木を列植したれども、水灣橋を過ぎて一町許りの處より二三町間は之を欠き、大同江中の羊角島より望見す可し、船橋里の渡口に達する二三町前なる左右の樹陰に敵の二堡壘あり、一は圃間に立ち、一は江畔に設けらる、江畔のものは其の東南に圃間のものは其の西

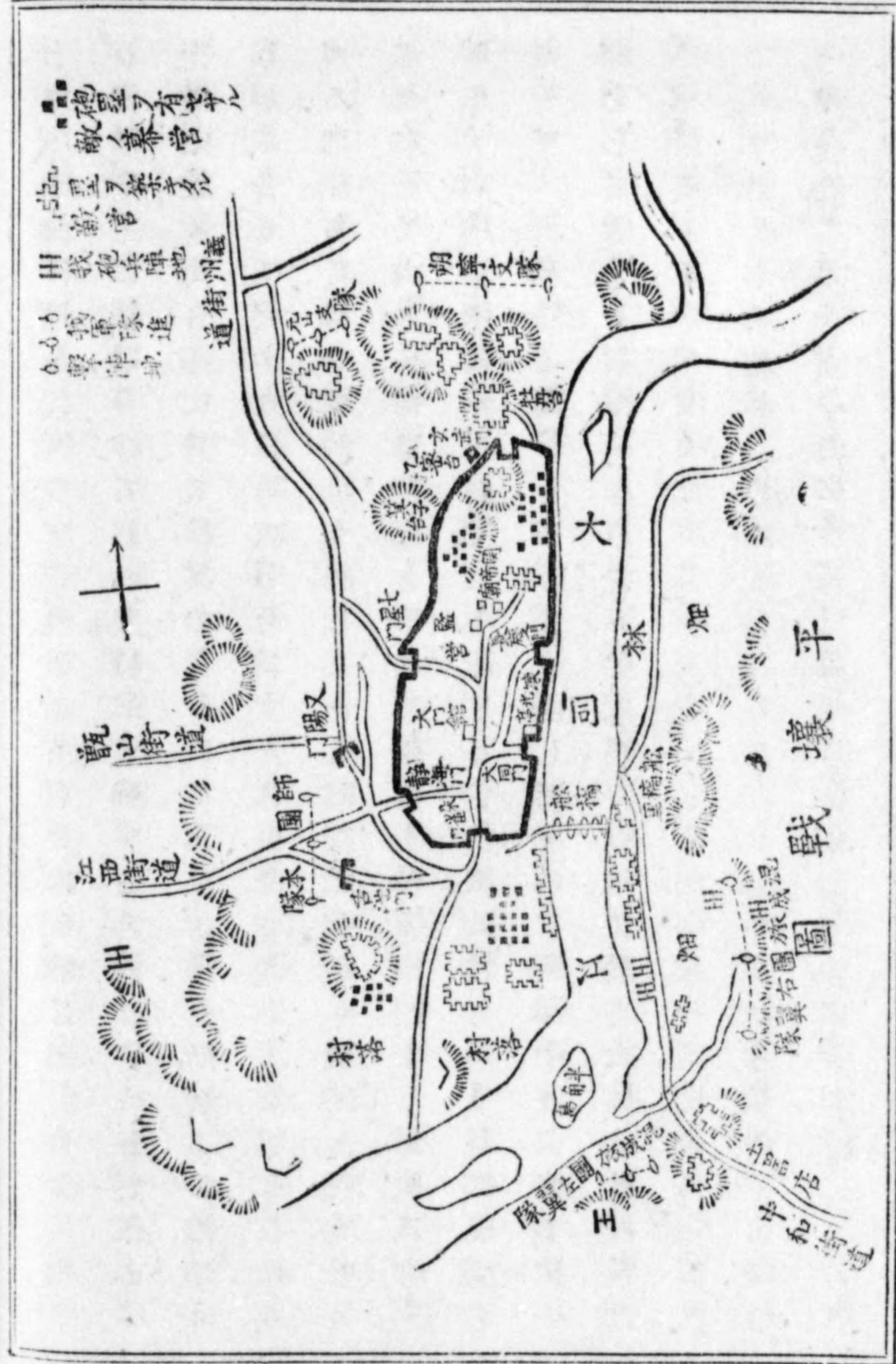
北に各々一の掩堡を副ふ、更に進む一二の處に又一の堡壘あり、是は大道に跨り且江岸に臨む、亦東南に堡壘を帯ぶ、此堡壘の西北端は即ち渡口に當り、敵は之に船橋を架設して平壤の東南端に達せり、我が軍は十二日及び十三日とも敵壘に對して小砲撃を試み、十四日には敵軍より空砲を放ちて挑戦したれども、我が軍は應せずして充分に休息し、翌十五日には大舉して敵壘に迫り、奮戦激闘せり、即ち武田中佐(秀山)は本隊を率ゐて土器坵水灣橋の本道を進み、一戸少佐(兵衛)は旅團總豫備隊を率ゐて其の右方を進み、西島中佐(助義)は右翼隊を率ゐて船橋里に向ひ、奥山少佐(義章)は左翼隊を率ゐて羊角島の南より大同江を渡りて其の左岸に達し、外に第十一聯隊の第一大隊の一箇小隊は獨立歩兵小隊として、又騎兵中隊は獨立騎兵中隊として、共に右翼隊の進路より更に右の方柯亭店道を進みたり、是れ混成旅團と朔寧枝隊との連絡を通せん

が爲なり、斯くて天明我が軍、本隊右翼隊及び總豫備隊等の敵壘、大同江の左岸に在る橋頭堡に近くや、敵は獨逸製、モルセル式の七連發を放ち、彈丸雨の如くに下ると雖も、我が兵は毫も掩蔽物を有せず、地に俯伏するも既に進みて敵壘の眼下に在るを以て、敵彈を避くるに由なく、且其の銃器も單發なり、敵は大同江右岸の堡壘より大砲を發射して左岸の堡壘に應援すと雖、我が砲兵は遙に後方の丘陵に在り、距離遠きが爲めに功を爲さず、既にして陣地を黍畑中に進めたりと雖も、敵彈を避くると能はずして、徒に多數の死傷者を出せるのみ、敵壘に彈藥を供給する通路たる船橋さへも破壊するに能はざりき、然れども我が軍の勇悍なる右翼隊の一部隊は大道右側の堡壘と其の附屬堡との間を進みて、左側なる第一堡壘の附屬堡に攀登り、豫備隊之に加勢して終に其の敵壘を乗取りたり、時に彈丸益々雨注し、全軍殆ど死を免がるべからざりし

がば、我が聯隊旗を護衛せる寺西少尉(秀武)は其の乗取りたる敵壘中に一穴を堀り、緩急軍旗は此の穴に埋むべし、而して若し生存する者あらば勝利の曉に至りて之を堀出せと命じたりと云ふ、是の時西島中佐は同堡壘の外角に立ち、大呼して死すとも退かず、各隊一步も退く勿れと號令すれば、本隊の指令官武田中佐も亦疾呼して曰く、退く勿れ、進みて敵壘を乗取れと、是に於て我が軍は彈丸雨注の中に留りて一步も退かず、遂に敵壘に突貫せりと雖も、堡壘に攀上れば忽ち敵の側射を蒙むりて死傷し、終に抜くこと能はず、且一旦略取せし附屬堡をも敵の突撃に逢ふて之を失ふに至れり、此の日我が軍は午前三四時の頃を以て進發し、軍中朝食を喫せざるものも少なからざりしに、戰鬪午時を過ぎて尙ほ已まず皆饑渴を感じ、彈藥も亦盡きしかば、終に發彈を休め、劍を銃頭に着けて、敵の逆襲に備へ、肅然として命令を俟てり、時に元山朔寧兩枝

隊及び師團本隊とも砲聲頓に減し、終に寂として其の聲を絶ちたれば、大島少將は對岸の味方は申合せて一時攻撃を見合はせたるものと判断し、旅團の任務は最早茲に盡きたりとなして、午後一時頃に至り同二時半を期して、各々出發前の陣地に引揚ぐべしと命令したり、是に於て直に負傷者及び遺骸の運搬に着手し、例に依りて各隊交互に陥み止りて敵に備へ、一半は退き一半は留りて次第に背進し、適當の距離にて盡く縦隊と爲り、皆其陣地に引揚げたり、然れども清軍は堡壘を出で、追撃せざりしを以て、我が軍は引揚の爲めに一兵をも損せず、獨り衛生隊は各隊の引揚げたる後にも、尙ほ危険の地に進みて死傷者の取片付に従事したるを以て、負傷せるものありき、奥山少佐の引率せる左翼隊は恙なく大同江を渡りて其の左岸に上陸し、將に猛進して平壤城に迫らんとしたるに、敵は火を民家に放ちて三十餘ヶ所に延焼し、且其の火は

右岸の敵壘に近き民家の他の原因にて燃えたる者と勢を合せて烟焰空を蔽ひ、之に妨げられて終に其目的を達すると能はざりしと云ふ、退陣後旅團司令部に於ては其の夜を以て再び攻撃を試むるの議ありしが、見合せて翌十六日再攻撃を爲すに決せり、而して翌朝未だ發せざるに先ちて、傳令騎兵來り報して曰く、昨夜敵兵城を棄て、逃走せりと、是に於て大島少將は全軍を率ゐて午前十時頃南門より城に入れり、時に元山朔寧兩枝隊及び師團本隊とも皆既に入城し居り、互に戦勝を祝して、天皇陛下萬歳を三呼せり、而して此の日野津中將は直ちに一隊をして敗兵を追撃せしめたり、船橋里の戦争に於て大島少將は前哨と相距ると三十米突の地に進みて指揮し、西島中佐長岡參謀(外史)等頻りに少將をして退かしめんとしたるも之を聽かず、聯隊旗の下に斃れんのみとて益々進み、終に少將は脇腹に微傷を負ふに至れり、



平壤陷落後の景况。斯くて我が軍は全く平壤を略取せしかば、城内なる監營(平安道監司の役所)を以て第五師團の司令部と爲し、諸軍悉く城中に屯營せり而して清兵の敗走するや、兼て款を清兵に通したる朝鮮の兵士等も亦逃去りしかば、平壤の市民等も先を争ひて四方に逃出で、サシモに廣き城中府中とも朝鮮人の隻影を見ざるに至れり、然れども我が軍は軍紀常に整肅にして、秋毫の微と雖も犯すとなく、野津中將は勉めて人民の感情を損せざらんとを期し、人民を諭して其の家に歸らしめ、且往々貧民を救恤などせしかば、人民は我が軍に對して惡感情を抱かざるのみならず、往々野津中將に上書して清兵の殘忍を説き、我が軍の義俠を述べて感謝の意を表するものあるに至れり、即ち左の如し、

平壤城内居幼學

朴 鳳 ● 壽

右伏達仰告事段。向者無名北軍。不意出來。駐紮數月。奪掠民財。強劫婦女。冤聲滿

街。一城人烟幾而絶矣。豈不_レ大寒心_一哉。何幸
天遣_二大日本義兵_一。所_レ經之處。秋毫不_レ犯。極濟倒懸之命。豈非_二治難之惠澤_一乎。當_二
此留陣。日用水火之役固當。而十室俱空。徒存_二微忱_一。力不_レ足。而不_レ得_二奉承_一。豈不_二
悚惶_一哉。伏不_レ勝_二悶迫之情_一。勢仰自伏乞。

俯察_二微殘_一。招_二安開市_一。以涉_二苦海之地_一。千萬伏祝。

大日本總領將軍閣下

勅語奉讀式。我が軍の平壤を略取するや、野津中將は直ちに中和より電報を發して之を大本營に報告したるに、我が 天皇陛下は之を聞召され、直ちに左の勅語を賜はれり、

勅語

朕大本營を進むるの初に當り我が軍大に平壤に勝つるの報に接し深く將校下士卒の勤勞を察し速に特異の功績を奏せしを嘉みす

又參謀總長有栖川宮殿下(熾仁親王)は平壤略取の趣を 皇后陛下に電奏したるに、陛下は頗る御滿悅にて、我軍將校以下の忠勇なるを深く

御感賞あらせられたり、是に於て有栖川宮殿下は右の勅語及び令旨を在高陽第一軍司令官山縣大將(有朋)に傳達し、山縣大將は更に之を野津中將に傳達せしかば、中將は普く之を軍中に傳達し、直ちに左の如く奉答せり、

野津中將の奉答

臣道貫常に其の任に堪へざるを恐る幸に平壤を抜きたるは 天皇陛下御威徳の致す處なり、今優渥なる勅語を辱うし將校下士卒皆感泣して益々奮進一死以て聖恩に報ひ奉らんとを誓ふ謹みて奏す

野津中將は九月十八日勅語を敷衍して一篇の告諭文を草し、普く之を軍中に達し、更に翌十九日の朝を以て各軍隊を師團司令部の東側なる空地に整列せしめ、勅語奉讀式を行ひたり、先づ野津中將前面に進み出で、恭く勅語を奉讀すれば、全軍最敬禮を行ひ、樂隊は君が代を吹奏す、奏樂終れば全軍一齊に 天皇 皇后兩陛下の萬歳を唱へ、宛然百雷の

一時に鳴るが如く平壤の天地を震動せり、尋で各隊に於ては野津中將の告諭文を朗讀せり、即ち左の如し、

野津中將の告諭

嗚呼忠良勇武なる將校下士卒は渡韓以來降雨を凌ぎ炎暑を犯し露に伏し野に眠り困憊倦まず軍糧屢々續がずして一も怨嗟の聲を聞かず命に服し令を守り長きは數月短きは數旬に亘り萬難に打勝ち能く欠乏を忍び四面合撃其指命の點に達し本月十五日を以て開戦十六日拂曉に於て無比の壁壘嚴立堅固なる平壤を固守する二萬有餘の清軍を鏖滅せしは各將校の沈勇にして指揮宜しきを得たると各下士卒の勇奮直進國家の爲めに死を顧みざると其軍紀嚴肅の致す所にして道貫の深く感謝する所なり依て即時に之を第一軍司令官を経て奏上を爲したり然れども又一戰以て此の堅城を抜きたるものは實に我々 天皇陛下御威徳の然らしむる所なり我々 天皇皇后兩陛下は此の大勝を聞き召され直に優渥なる勅語を賜はりたり嗚呼誰か感泣せざる者あらんや又恰も我々 天皇陛下は勝報達するの日を以て大纛を廣島に進めさせられたり嗚呼誰か感奮せざるものあらんや道貫は部下と共に此回の大勝利を祝し帝國の萬歳を唱ふると同時に尙一言以て部下に誓はんとす他なし此役は前途

尙ほ遼遠なり部下の將校下士卒は聖恩の厚きを奉戴し益々奮我帝國の威武を發揚せんことを勉めよ

明治二十七年九月十八日

朝鮮國平壤城に於て

第五師團長陸軍中將子爵野津道貫

次ぎに山縣大將の檄文を朗讀せり、是れ大將の第一軍司令官として九月月上旬朝鮮國京城に着せし際發せしものなり、即ち左の如し、

山縣大將の檄文

檄して名譽ある我が帝國軍隊の將校に告ぐ東洋の平和一たび破れ終に亞細亞兩帝國をして兵馬の間に相見るの已むを得ざるに至らしめしは實に古今未曾有の事なり我は師を出すに名あり而して曲は彼に在りと雖も其衝を争ひ雌雄を決するに及び苟も我が軍隊にして最初の目的を達せず隨て全局の勝を制する能はずんば我日本帝國二千五百有餘年の名譽は一朝にして地に墜ち以て海外各國の笑を招くのみならず永く不測の大難に陥るも亦未だ知るべからざるなり國家士を養ふ正に今日の爲めなり是れ固より將校諸君の熟知する所なりと雖も余は今新に 天皇陛下の勅命を奉じ軍司令官として來て此地に臨みたるを以て更に茲に一言せざるを得ず

嗚呼我將校諸君は忠肝義膽を有せり此地に進軍してより以來長きは數月短きも數
旬に亘る氣候風土已に内地に同じからず道途又險惡にして宿舍は狹隘不潔或は露
營野處し加之百般の需用は欠乏せり然るに能く此等の艱苦を耐忍し一號令の下に
勇往直前し以て敵國の首府を屠らんとを期するは蓋し將校諸君の須臾も忘るゝ能
はざる所なるべし是れ我が士卒の忠肝義膽を灑ぎ以て我大日本帝國の威武を宇内
に發揚するは余が確信して疑はざる所なり嗚呼我が軍隊は精銳剛毅なりき曩きに
陸には成歡の掃蕩占領あり海には豊島の轟沈捕拿あり初戦の勢已に此の如し兆吉
なりと謂ふべし然りと雖も是は初步のみ前途は尙遼遠なり敵地は廣漠なり民人は
衆多なり今日以往我軍の負擔する所寔に重且大なりとす此際一二回の克捷を以て
直に敵軍を侮慢するの心を啓かしむべからず嗚呼將校諸君各其部下を戒飾し宜し
く益々奮勵し進死を榮とし退生を辱とし撓まず屈せず電撃颯馳一日も早く城下の
盟を成し速に宸襟を安じ奉つる可き者也終りに於て尙一言す我が敵とする所の者
は獨り敵軍とす其他の人民に在りては我軍隊に妨害し若くは妨害を加へんとする
者の外は我が敵視するの限にあらざ軍人と雖も降る者は殺すべからず然れども其
詐術に罹る勿れ且敵國は古より極めて殘忍の性を有せり戦鬪の際若し誤て其生擒
に遇はゞ必ず酷虐にして死に勝るの苦痛を受け終には野蠻慘毒の所爲を以て其身

命を戕賊せらるゝは必然なり故に萬一如何なる非常の難戦に係るも決して敵の生
擒する所となるべからず寧ろ潔く一死を遂げ以て日本男兒の氣象を示し以て日本
男兒の名譽を全くすべし余不敏なりと雖も閩外の重任を承け將に諸君と事に従は
んとするの初めに當り申告すること如此

明治廿七年九月

京城に於て

第一軍司令官陸軍大將伯爵山縣有朋

勅使平壤に到る。我 天皇陛下は前記の如く勅語を賜ひ、更に侍從武

官中村中佐を勅使として平壤に差遣され、勅使は九月廿九日平壤に到
着して山縣大將及び野津桂兩中將に左の勅語を傳へられたり、

山縣軍司令官
野津師團長
桂師團長

右出征中異状なきや

一御慰問として陸軍將校下士卒一同へ酒並に烟草下賜の事

一平壤戦争情况詳細聽取る事

- 一 將校以下假設病院に於ての經過模様之事
- 一 罹病患者の員數取調之事
- 一 軍需輸送難易實況區分之事
- 一 分捕品目詳細取調之事

是に於て山縣大將は直ちに電報を以て左の通り奉答せり、

山縣大將の奉答

曩に平壤の陥るや陛下特に聖勅を垂れ賜ひ今や又勅使をして遠く海を渡りて外征の將士を慰諭し殊に臣有明并に師團長の動靜を諮詢せしめ賜ふ夫れ艱難を排擠し敵兵を制服するは固より臣等外征將士の本分なり然るを陛下至仁爲めに慮慮を煩はし賜ふ恩遇の優渥なる臣等何を以て之に奉答することを得ん誠恐誠惶の至に堪へず韓土の形勢は臣已に之を在廷の日に聞けり今具さに之を實踐に見るに山河の景趣時象の來往道途の經始家屋の構築等往々軍を行るに適せざるもの一にして足らず殊に平壤の如きは別紙戰鬪詳報に載するが如く稀有の天險に據る山河自然の城廓を爲し而かも堅壁の之を繞らすありて守るに易く攻むるに難し聞く清兵之に據て以て長く我に抗せんとするの計を爲したりと臣入城已來日々交戰の跡を尋

ね攻守の勢を較し清兵が持久の計を爲したるの良に偶然に非ざるを知れり然るに攻圍僅に兩日にして旭旗忽ち城頭を覆ふに至る是れ誠に聖威聖徳の致す處に外ならずと雖も野津中將の指揮計畫其宜きを得たると第五師團並に第三師團の一部隊精勇善く戰ひたるとは共に亦大に與かりて力ありしを信ず而して中將は戦後直に再戦の力を修め前軍已に遠く北進の途に在り臣爲めに此軍を統御するの便を得ること少なからず中將の功勞亦頗る大なりとす平壤攻守の戦況は載せて別紙の戦鬪詳報に在り幸に乙夜の覽を賜はし獨り交戰師團の榮のみならず臣の光榮之に過ぎざるなり陛下至仁賜ふに清酒並に煙草を以てし在韓の將士をして共に天恩の忝なきを拜するを得せしめ給ふ臣等の恐懼奉謝する所なり將校以下の死傷員數は別冊所載の如し之を彼れの捕虜死傷凡そ三千以上なるに比すれば其差違鮮少なならず又負傷者治療の景况は需用物品の欠乏せるに拘はらず其經過頗る佳良にして輕創者は已に起て隊務に服せんとする者あるに至れり病者の員數は別冊の如く懸軍異域に在る者に於ては蓋し最少數なりとす沿道人煙稀少にして且民人兵を恐れて四方に離散し爲めに負擔に任ずるもの尠く道途數少くして嶮夷相錯綜し別冊記載の如く大に人馬の跋涉を困め頗る運搬の便を阻障せり捕獲の物品は別表の如く其數極めて多し而して其兵器に至ては銳鈍一ならず歐西現用の火砲若くは輓近其の銳

を稱せらるゝの利器も少からずと雖も今回第五師團長より天覽に供せる武器の如き中古の兵仗も亦頗る多し以上謹で縷記する所の如く風土山川我兵の健康に宜しからず人馬道途我が軍を送致するに便ならずと雖も聖威聖恩の加はる所三軍の志氣艱難に逢ふて益々振ひ幸に連勝の効を收めたり臣等不肖固より聖恩に奉答するの資に乏しと雖も上下益々協同奮勵敢て陛下の威徳を四瀛に發揚せんことを期す伏て願くは 陛下復た閩外將士の動靜を以て宸襟を勞し玉ふことなからんことを臣有朋誠恐惶頓首(別紙及び別冊省く)

明治二十七年九月二十九日

第一軍司令官陸軍大將伯爵山縣有朋

山縣大將は桂中將と前後して九月中旬京城を發し、下旬を以て平壤に達したり、

我が軍の戦死及び負傷 我が軍の戦死人員は左の如し、
平壤に於て

將校 五人 下士卒 六八人
船橋里に於て

將校 三人 下士卒 九四人
牡丹臺に於て

將校 八人 下士卒 八人
合計 一七〇人

平壤野戦病院へ輸送の途中負傷の爲めに死亡せし卒一人、同野戦病院に於て負傷の爲めに死亡せし下士卒廿四人あり、而して其の戦死將校の姓名は左の如し、

歩兵少佐	田上 覺	砲兵大尉	山本 忠 知
歩兵大尉	金藤 之 明	歩兵中尉	今 井 建
歩兵大尉	町田 實 義	歩兵中尉	神 田 音 熊
歩兵大尉	林 久 實	歩兵中尉	細 井 有 順

又負傷人員は將校二十六名、下士卒三百七十名にして、外に生死未詳の

下士卒四十名あり、而して戦死負傷共に混成旅團に最も多く、且其の戦死者中には退軍の際衛生隊の取片付に洩れたる者も多かりしに、無慘なる清兵は此等の戦死者を馘り、若くは四肢を断ちたる爲め、其の何人たるを辨知すべからず、我が軍中同郷若くは同隊の存命者は、責めて頭髪なりとも遺族に届けんとて之を求むるも、頭なければ頭髮のあるべき筈なく、已むを得ず腋下の黒毛を断ちて白紙に包みたりと云ふ、蓋し此の殘虐に遇ひたる者の中には、重傷にして未だ命脈の絶えざりしものもありしなるべし、清兵の野蠻猛惡も茲に至りて極れりと謂ふべきなり、大島少將は平壤城陥落の當日、部下の戦死者を集め、大同江左岸の堡壘内に於て之を茶毘に附して厚く葬り、石碑を建て、朝鮮の石工に命じて、嗚呼我混成旅團將校以下百三十六名戦死之墓と云へる二十字を勒せしめたり、諸士の芳名は漾々たる大同江の流と共に萬世に傳ふる

なるべし、

清軍の死傷俘虜及び五將の末路 清軍の戦死者は無慮二千人にして、負傷者は判然せずと雖も、戦死者の二倍なるべしと云ふ、又俘虜は支那人五百十一名、内五十名は捕獲後抵抗せし爲め斬殺せられたり、朝鮮人十四名にして俘虜の負傷者は支那人八十二名、朝鮮人二名なり、赤十字條約は西曆千八百六十四年戦時負傷者の不幸を救濟する爲め、端西國外十一ヶ國の間に締結せるものにして、我が政府は明治十九年六月五日を以て之に加入したりと雖も、清國は未だ之に加入せざるなり、是に於て乎大山陸軍大臣(巖)は日清開戦の初めに於て、我が軍隊一般に對し左の訓諭を發したり、

大山陸軍大臣の訓諭

戦は國と國との戦にして一個人互の怨あるにあらねば假令敵なればとて傷を受た

るか病に罹りたる者をいたはり救ふは人の常なり故に文明の國々にては戰時敵味方の別なく負傷者病者を救ひ合ふとを平時に於て約束す所謂「セネガ」條約（一に赤十字條約とも云ふ）是なり我が邦にては去明治十九年六月此の條約に加盟せられ我が軍人は此の約束によりて敵の負傷者病者に對して愛敬を加ふべき義務あるとは常に教を受けしとなれば之を心とするは勿論なれども清國の如き文明の化未だ洽ぬからざる邦の兵は此等のとを知らざる故に我が負傷者病者に對して暴戻の所行あらんも測り難ければ此方にては充分の用心なかるべからず又敵は如何に殘暴にして惡むべき所行あるにもせよ此方にては文明の公法に依り負傷者病者を救護し降者俘虜をば愛撫し仁愛の心を以て之に對すべし嘗に負傷者のみならず我に敵せざるものは皆之に對するに仁愛の心を以てせざるべからず又敵の屍に對しても此心を以てすべし故に文明國の戰に敵將の屍に對しても其の官相當の禮を以て之を敵に引渡せし美談あり抑々我が軍人は 天皇陛下の御仁意を心として勇剛にして仁愛なるを汎く海外に表彰するは此の時なり一層茲に注意すべし

清兵は果して我が軍の負傷者及び戰死者に對して暴虐を逞うせしと余輩の既に記したるが如し然れども我が軍に於ては俘虜の負傷者病

者は勿論戰場に在りし負傷者までも手の届く限り治療を與へたり余輩は左に九月二十二日發第五師團軍醫部長菊地篤忠氏の報告を掲げて其の景況を示さんとす、

菊地軍醫部長の報告

敵兵負傷者の救護に就ては兼て六月五日附を以て示されたるのみならず本邦既に「ゲンフ」(赤十字)條約同盟國なる資格よりも又我部員の學と職との上に就ても之を救助すべき義務あるを以て此場合に於て爲し得らるゝ限りは之に力を盡さんと在韓衛生部員上下一般銳心する所なるが故に今回の激戰に於て我兵負傷者の數五百名に上り救療事業頗る多忙繁劇第一第三兩野戰病院全員にて尙足らず隊附醫官をして補助せしむるの實況なるにも拘らず敵の負傷者を拾ひ集め小官は福島中佐に依頼して支那語を以て先づ「ゲンフ」條約赤十字の旨趣を解説し且述べて曰く我大日本帝國は「ゲンフ」條約同盟に在り汝の本國清國は此同盟に非ざるのみならず清兵は我負傷者に逢ふや其首を誡し其首足を截し或は腸胃を劈ひて肝胆を地に塗れしめ殘忍酷虐屍に迄及ばざる所なしと雖も我が帝國の軍隊は銃丸刀槍を負傷者病者に及ぼさざるのみならず我衛生部員即ち此赤十字の臂章を附する輩は汝負

傷者に對して 我兵は死せんと異るとなし即ち我軍隊に於ては汝負傷者若くは抗敵心を滅する 虜に對しては貴重の軍糧を分ちて食せしめ貴重の藥物を分ちて療せしめ一且も早く汝の苦惱を滅せしめんことを謀れり是れ赤十字同盟なるのみならず我等日本帝國人は大日本 天皇 皇后兩陛下の深き御仁惠を常に心とすればなり汝の本國の金貨に所謂徳を以て怨に報ふるものならん汝等心を安じて治療を受け我大日本帝國 天皇 皇后兩陛下の御仁惠を感拜し又文明國の間に於ける赤十字條約の貴きに感銘すべしと告げしに傷者悉く叩頭感泣せざるなし彼等は自國兵の我に於ける如く負傷者を集めて殘虐を加ふるものと誤信し疑懼安せず之に説明を與ふるの必要なる所以なり本日まで敵の負傷者を拾ひ集め救ひたる數別紙名簿に録する百十有餘名多くは起つこと能はざる重傷なり其輕傷にして自ら起ち得るものは遁逃し去ればなり彼等は我負傷者の拾ひ殘されたる者又は戰屍を見れば其首を誅し首足を截て大將に致し賞金を得る故に各自も又我手に落ちなば如此せられんことを慮るなり故に麥畑の間に潜伏する傷者を認め之を救拾せんとし近寄れば銃を放ちて之を拒むもの數々にして我衛生部員此危險を冒して拾ひ救ふこと度々なりし昨二十一日の夜米國新聞記者ガーベエルなる者大本營の許可を得て師團司令部に來り戰況を聽かずして聽くに彼我の負傷者の景況を以てし殊に敵兵負

傷者の處置を一見せんことを乞ふ師團長閣下は直ちに之を許され突然本日午前九時來觀す小官曰く記者も見らるゝ如く我帝國は赤十字同盟なるのみならず野戰衛生長官は我 天皇 皇后兩陛下の仁惠なる御主意に基き訓示せらるゝ事數々なり故に清國は赤十字同盟にあらざれども同盟國と同じく救療せり此戰に於て我兵一戰に傷くもの殆ど五百名衛生部員は多忙繁劇なりしにも拘はらず一部の衛生部員を割きて敵の負傷者の處置をなさしめたり抑も今回の戰たる後方の運輸便ならず糧食さへも數々欠乏を告ぐるに至れり况や衛生材料をや故に泰平無事の市街病院の觀に比せば或は不整の觀ある哉も知れざれども消毒創傷療は之を盡して毫も殘す處なし衣服居室等に至りては今日の場合已むを得ざるなり然れども昨日より大同江の水運通じたれば物貨の後方より補給饒足一兩日中にあるべし憾むらくは貴下の來觀尙は早くして充分の整備を一覽に呈するを得ざると且又小官負傷者を治療するに彼我の別なきを證する爲めに尙我負傷者の病室を巡視して比較せられん事を望む記者は一々綿密に傷者を檢し治方を聽き手術を見て曰く傷者の處置周到親切贊嘆するに餘りあり歐米諸國と雖も此困難の場合に於て敵の傷者を遇する如此なる事は恐くは稀ならん否之を見て以て模範とするに足らん余は日本の武國にして人皆勇悍なることは久しく之を知る蓋し強勇是事とすることを信ず未だ敵の

傷者を遇する尙ほ母の子に於ける如き親愛に富める如此事は今始めて之を知る日本
 本の眞價全く此邊に存するならん憾むらくは歐米の人未だ余の如く日本の眞價を
 知らず余は幸に伊佛露の語に通ず故に自國は勿論伊佛露の各國語を以て此實況を
 記し之を世上に紹介すべし諸君敵の傷者を治する事周到此の如し自國傷者を容る
 病院の如きは往きて見ざるも其周到を推知するに足る往きて之を見るの時間を
 取て他を見る時間に供せんとて又我兵の病院を見ずして去る去るに臨みて重ねて
 握手して曰く貴君等幸に健康にして尙ほ此後に於ける敵兵に對しても尙ほ此處に
 在るものゝ如く益々敬愛仁惠の處置を盡されんことを勉められよと傷者の負傷部
 位別は左表の如し(別紙名簿は省く)

負傷部位別

軀幹	一六	上肢及下肢	五
上肢	二六	軀幹及上肢	五
下肢	四四	面部及上肢	一
面部	八	軀幹及上肢	一
頭部	一〇	合計	一一六

俘虜は本邦に送り來りて、各地の兵營に於て拘禁せり而して俘虜中將
 校十一名あり、即ち左の如し、

總兵	譚清道	四川省成都縣	五百人
千總	王輔廷	直隸天津府	百人
領催	世宗伍	盛京奉天府	五十人
都司	唐階平	安徽省他縣府	百八十人
把總	菜備	直隸順天府	五十人
六品頂戴藍翎	王國星	盛京奉天府	五十人
千總	李壽恒	直隸天津府	五十人
六品頂戴	德成河	盛京奉天府	五十人
營書	張鳳竹	鳳凰城奉天府	未詳
縣丞	歐陽屏	廣東香山縣	未詳
把總	張平品	直隸順天府	五十人

六品頂戴とは位記にして、藍翎と稱するは勳章なり、又百人五百人と記
 したるは其の員數の長なるを示すものなり、

清軍の五將中左寶貴は戦死し、馬玉昆は負傷して逃走し、葉志超は一時陣亡の報告ありしが、矢張逃走せしなり、而して先きに成歡の戦争に於ては虚偽の報告を爲して賞金を得たりと雖も、平壤の大敗に於ては最早虚偽の報告も爲し能はざりけん、天津に召還の上、官位を褫奪せられ、又衛汝貴は刑部に付し斬首せられたり、其の上諭に曰く、寧夏鎮總兵衛汝貴盛軍を管帶し、敵に臨みて退縮し、以て全軍の潰敗を致せり、又軍餉を尅扣し、縦に兵勇をして沿途搶掠せしむ、因て衛汝貴を革職拿問し、刑部に付し治罪せしむと、豊陞阿は如何せしや詳ならず、因に記す、成歡の敗將聶士成は募兵の爲め、天津に赴きて平壤に在らず、又朝鮮の亡命閔泳駿は平壤に在りて専ら清軍の爲めに周旋したりしが、終に我が軍に款通すとの嫌疑にて清軍の爲めに縛せられたり、平壤の清將より李鴻章への通牒に曰く、

清將の通牒

泳駿は民を賣り國を賣り暗に倭賊に通じ罪狀一々數へ難き旨申出候に付泳駿を縛し玉昆の營に引致し左寶貴豊陞阿衛汝貴立會の上逐一訊問候處泳駿の申立候には國王は倭人に威迫せらるゝに付天津に赴き救護を請はんとせし處倭黨の憎む所となり捕縛せられたり云々惟ふに泳駿の罪狀は重大の者と被察候へ共衛汝貴左寶貴豊陞阿馬玉昆等は各々兵馬の間に從事致居候者のみにて泳駿の罪過彌々事實なるや否や審究難致候然るに袁世凱は久く朝鮮に駐在候へば必ず其の根柢を承知の事と存候故其御地に於て罪狀取調の上如何處置可致哉電信を以て御指令相成度候

八月十七日

馬、豊、左、衛、連署

然れども如何に泳駿を處分せしやは未詳なり、
分捕品。平壤に於て我が軍の捕獲せし分捕品は大砲四十門、小銃一千餘挺、糧食金銀及び文書等にして、其の金銀の詳細は左の如し、

第一號金板（金板七個入一箱、同二十個入四箱、金塊六十一個入一箱、砂金十包入二箱）○第二號砂金（金板二十個入三箱、砂金十包入六箱）○第三號砂金（金板二

十個入三箱、砂金十包入六箱)○第四號大馬蹄銀(二十四個)○第五號同上(廿四個)○第六號同上(同)○第七號同上(同)○第八號同上(十四個)第九號同上(同)○第十號同上(混合物但銀分を含有するものと認む)三貫目○第十一號(小饅頭形銀塊二百四十個)○第十二號(法馬類似銀塊三十個、小馬蹄銀三十八個、大饅頭形五個、銀塊小同四十三個、混合物(但銀分を含有するものと認む)一貫六百目)○第十三號(銀片十貫五百五十目、露國銀貨十四枚)○第十四號(大馬蹄銀二十二個、白銅通貨一個、銅貨三錢五厘)○第十五號(大馬蹄銀十四個)○第十六號(大馬蹄銀十三個、小馬蹄銀三十個、小饅頭形銀塊百八個、銀片五百目)金總量二十五貫三百五十目、銀總量百四十三貫九百十匁、混合物四貫六百目。

當時(九月十五日)の相場を以て其の價格を算出するに、金は十一萬三千五百六十八圓(百目に付四百四十八圓の相場)銀は二萬一千五百八十六圓五十錢(一貫目に付百五十圓の相場)にして合計十三萬五千百五十四圓五十錢なり、此の外に韓錢銀塊及び日本銀行兌換券あり、左の如し、
韓錢四千七百八十七貫三百九十二文○銀塊三十二貫二百目○日本

銀行兌換券五千九百九十五圓

此韓錢及銀塊を我が通貨に換算して金六千二百五十七圓六十九錢六厘、合計金一萬二千二百五十二圓六十九錢六厘なり、之を前記の十三萬五千百五十四圓五十錢に加ふれば、總計十四萬七千四百八圓十九錢六厘なり、分捕品中に我が兌換券の在りしには一驚を喫したりと見え、大本營にては分捕金中日本銀行兌換券を山中にて人夫の拾ひ得たるは甚だ不審なり、各部隊に於て紛失若くは敵の爲に奪はれたる等の事は無きや調査して回答すべしと、第五師團の司令部へ問合せたるに、同部にては人夫の拾ひ得たる日本銀行兌換券は其包の封じ目に支那語の記載あり、惟ふに敵陣中に居りし支那商人敗軍の時に遺失せし者ならん、決して疑はしき者に非ず、各部隊にては既に調査済みたりと回答せり、我が軍の兵站景况 第一軍監督部長中村宗則氏の報告に曰く、我が軍

渡韓以來糧食の運搬は仁川より平壤に至るまで概ね陸路にして、多く韓地の牛馬及び韓人を使役す、凡そ韓人は日本人に比し擔ふに弱きも負ふに強く、各人能く十二貫許の重量に堪ふと雖も、韓地の牛馬は甚だ負載力に乏しく、特に清兵遁逃の經過地なるを以て、人民離散し空屋極めて多し、故に人馬を徵集すること最も難く、辛うじて之を集むるも、韓人皆畏怖心を懷き、夜行若くは數泊を重ねることを肯せず、強て之を役せんとするときは中途にして逃走するが如きこと往々にして然り、實に運搬の困難言ふ可からず、然りと雖も各機關の盡力と勵精とにより、未だ一日も軍隊をして饑餓に陥らしむることあらざるなり、特に九月十六日平壤陷落後は大同江の水路を利用し、仁川より直に平壤に向ひ海運の便を得たりと雖も、大同江は江口より平壤に至るまで概して水底淺く、且つ往々暗礁あり、加之潮汐の満干甚しく、爲めに運送船をし

て直に平壤に溯ほらしむること能はず、僅に棋津浦に止り、該地より平壤までは小蒸汽船若くは舢舨を以て運送せざる可からず、其棋津浦より平壤に至るまで小蒸汽船は六時間乃至八時間、舢舨は一晝夜を要すと云ふ、是を以て棋津浦に兵站司令部を置き、附近地方の韓船を徵發せしめたるも、前述の如く清兵の經過地にして人民其業に安せず、爲めに召集船甚だ少なく、尙ほ十分運搬の便を開くこと能はざるも、陸路に比し大に運送の困難を救ふことを得たり、爾後日を逐ふて此航路の便を得ば、平壤までの運輸は甚しき困難を感ずることなかるべしと信ずと、故に我が軍が最も糧食の運搬に苦みたるは平壤を陥るまでの間にして、特に平壤攻撃の期日は九月十五日と定まり、程を兼ても同日は平壤に達せざるべからざりしかば、平壤に近づくに從ひて益々困難を極め、師團本隊の如きは玄米の飯に一の副食物もなく、食鹽一匕以て數日間

の食味を助け、終には野津中將自身さへも粟を食して以て餓を凌ぎたりと云ふ、今各隊に就きて少しく其の景況を示さんとす、

元山平壤間に於ける運送及び給養概況(陸軍監督補の報告)

元山より行進の部隊は左の二大部に分つ

一先發諸隊

騎兵若干

野戰砲兵若干

歩兵若干

衛生隊若干

工兵若干

一後發諸隊

騎兵若干

歩兵彈藥縱列

歩兵若干

砲兵彈藥縱列

野戰病院

輸送 先發諸隊は元山上陸後漸次同所を出發す其出發に當り道路險惡にして糧食追送の困難を慮り副食物の量を減じ七日分を牛背と各兵とに分ち携行す然るに携行糧食には限りありて行進を連續するときには兵站部の追送行届かざるを慮り歩兵某聯隊の一大隊を陽徳に止め物資を徵發し先發隊へ糧食輸送の便を與ふる等兵站

部を補用し滯留すること六日にして同所を出發す其他地方に在ても皆爲し得る限り物資徵發を務む而して沿道馬息嶺の如きは千百米突以上の高山なり加之通路は自然道にして絶て人工を加へたるの形迹なし又河川は悉く橋梁なく坂路の傾斜急にして尋常駄馬駄牛の通過すべき道にあらず爲めに其通過最も困難を極む又後發部隊も元山出發に際し皆七日間の糧食を牛背に駄し各隊の後尾に續行す然るに初日元山より馬息洞に至る約八里にして馬息嶺の嶮あり爲めに大小行李駄馬及駄牛は早きも午後八時三十分遅きは十二時を過ぐ而して尙途中駄牛疲労し山中に倒れ歩行し能はざるものあり爲めに土民をして駄載品を運搬せしむる等最も困難を極む續て平壤に達するまで日を経るに隨ひ漸次駄牛の疲労を加へ途上に斃死するもの續々あり且つ平壤着後數日を経て斃死するもの最も多く其原因は勞働の過度なりしと一は傳染疫病の發せしとに依る其斃死せし總數四百二十頭(兵站所轄の分を除き)なり

兵站部の追送は元山より陽徳迄は朝鮮人夫をして直行せしめ同所より成川間は或は韓人又は地方の駄牛を用ひ成川より平壤迄は全く韓人逃亡し使用する能はず故に僅少の日本人夫と買上の駄牛とを以て運搬するに前進諸隊の費消高を輸送する能はず故に兵站路に兵卒若干を止め駄牛を牽かしむる等非常手段を施せしも尙諸

隊の糧食殆ど欠乏せんとす然るに幸にして平壤着の上は分捕品ありしと第五師團糧餉部より給養を受くる等により大なる欠乏を免かるゝを得たり

當兵站路に於て諸隊の携行せしものと兵站部の運送の爲め元山にて買上げたる牛數は殆ど二千頭に達す

當兵站路は山谷河川を通過すること多くして常設橋梁は絶えてなし稍々大なる河川には先發工兵隊に於て軍橋を架設し此他小川の徒渉すべきもの頗る多し故に一朝出水に際すれば全く輸送の途を絶つに至るを以て今回の如く假令一時軍需品輸送の線路として使用するも尙ほ頗る危険を免かれず然るに幸にして先發諸隊出發の際暴雨ありしのみにして爾後全く晴天打續き兵の饑餓に罹らざりしは實に天幸と謂ふべし

給養 先發及後發諸隊共元山滯在中は同地兵站部の受負賄を受け同地出發後平壤に達する間先發諸隊の給養は各自に携行糧秣を以てし或は地方徵發に依る而して携行糧秣を用ふるに方り陽德以西に在ては一日の糧米四合内外に減食せしあり又地方徵發物は粟大豆等にして兵食に粟を用ひしこと間々あり後續諸隊は陽德までは携行糧秣を用ひ陽德以西に在て兵站司令部所在地に滯積せる糧食品あるときは之を以て給與し又前方に至り務めて給養を確實ならしめんが爲め携行駄牛に餘り

あれば近傍兵站地に於て糧食品を受領携行せしを以て平壤附近到達後も尙三日乃至四日間は諸隊携行品を以て給養したり而して其後平壤の東方約十二吉魯米突なる長水院に倉庫を設置し後方兵站部より運送の糧食品は此地に於て受領し諸隊大行李をして此地に就き分配を受けしむ然れども後方兵站部の輸送力乏しく爲めに諸隊の給養を完全ならしむる能はず依て其不足は第五師團糧餉部に就き受領せしむ但し諸隊皆部隊自炊にして獨り歩兵某聯隊に在ては平壤着後皆舍營内に在て現品を受け各戸炊爨を爲すのみ

給養の概況前述の如しと雖も副食物に至りては最初元山より携行せしもの、外破邑兵站地以西に在ては全くなし故に地方の畑地にある大根及菜葉を以て諸隊各自に辨用し殊に先發諸隊に在ては一時鹽類に欠乏せしことあり又馬糧は徵發粟及大豆又は畑地にある生大根を以て給養せしこと多し

沿道炊爨に要する水は到る處溪流に依り良水にして薪は一二の地方を除くの外日由に辨ずることを得たり然れども平壤及其附近着後は水質稍々不良にして又薪を得るに甚だ困難なりき

此の先發諸隊は即ち元山枝隊にして平壤の戦争に與かりしは先發諸

隊のみなり、

釜山洛東間に於ける運送概況(中路兵站監督部長の報告)

當地洛東間の貨物輸送は爲し得る限り水路を利用する目的を以て當地より河端(當地より凡二里洛東江の左岸)に海陸より輸送をなし同所にて韓船に積替へ引船となすの順序とす然るに急劇の場合にして從來の賃金を搜索するの違なく又貨物輸送の急要なるを以て賃金の高下に拘らず専ら速達を計りしも逐々整頓するに従ひ大に不廉なるを察し屢々朝鮮官吏に談判せしも更に其効なきを以て今回總領事に謀り朝鮮管理署の官吏を出さしめ石井糧餉部長を河端に出張せしめ直接船主に輸送せしめしに漸く運賃の凡そ五分の一を減ずるを得たり又屢々報告を呈したる如く韓錢拂底の爲め大に相場を騰貴せしめ且つ運賃の如きも悉皆韓錢に非ざれば受領せざる如き景況にして將來甚だ差支を生ずべきを以て其大部分を日本銀貨にて交付せんとを計りしも到底彼れ船人等は川筋到る處に於て酒を飲み食を喫する故に韓錢の必要も無理ならざるを以て終に半額日本貨幣を交付するとに決し尙ほ交付の方法を設けたり然るに韓錢は時々相場に高低ありて銀貨を二十割の相場にて交付せるも居留地に來り使用するときは或は二十五割となり銀貨一圓は八十錢

に對する如きとありて其間に於て甚しき差を生ずるを慮り甚だ悦ばず因て彼等必要の物品を販賣せしめ即ち一圓は一圓の物品を得るとを眼前に行はしめ少しく彼等の安心を得たる如き狀あり

各兵站地に於ては悉く韓錢の拂底と銀貨の十分に通用せざるとに苦み各地の請求に依り當地に於て韓錢を買収送付する等甚不利益なりし假りに之が運賃を算すれば一人の負擔量五貫文にして一日五六里を進行し其擔夫の給料を一日四百文とし六十里迄送るとせば其五貫文は人夫の給料に消費する割合なり因て曠に各地に於て韓錢を得るの方法を苦慮研究し試に河端に於て石井軍吏出張中に之を行ひしに前述の如く稍好結果を得たるを以て居留商人をして各兵站地に出張店を出さしめ大に需用品を販賣せしめなば一は韓錢を買吸し一は銀貨の通用をして確實ならしむべきに付領事官に協議せしに同官に於ても至極同感の趣を以て目下貿易商人に對し諭示中なり然れども右行商の如きは一時多數の物品を要するが故に願くば官の助力を以て更に日本より資力ある商人を派出せしめなば大に我爲めに利する所あるべきなり

大島混成旅團及び第五師團本隊に係る分は、前記第一軍監督部長の報

告あるのみにして、未だ報告を得ずと雖も、第三師團は仁川に上陸し、京城を経て平壤に達したるものにして、其の経過せる道筋同一（小異あれども）なるを以て、左に第三師團監督部長の報告を掲げて、之を補はんとす、

京城平壤間に於ける運送概況第三師團監督部長の報告

九月十二日仁川に入港同日より上陸を初め別紙行軍計畫表（此表は省く）に依り十三日より逐次仁川を發し京城高陽梨川長湍開城金川南川瑞興及劍水を経て各梯團は鳳山黃州間に滞在師團司令部は中和を経て同二十八日平壤府に着終始倉庫給養を用ふ此間運搬の困難なるに拘はらず糧食諸品は兵站部員の刻苦奮勵なると我糧餉部員の幫助とに由り給養を全くする事を得たり茲に運搬の困難なる一二の實況を開陳せん

今日迄経過せし道路は二三の峻坂を除けば概ね車輛を通じ得べくして牛馬の行通を妨ぐる事なし然れども大行李の駄馬は第三四日に於て已に大に疲勞の狀を呈し定量の荷物負載に堪へざるものあり且病馬二三頭を生じ爾後逐次其數を増し二

十八日に至りては八頭の負載力を欠くに至れり因て京城出發の當時より糧餉部をして食用を兼ね駄牛を購買せしめ又は駄馬を買收して以て之が補充を爲し尙ほ不足なるものは朝鮮人夫を雇役せり其牛を購求する或は兵站部の紹介を得たる場合なきにあらずと雖も多くは糧餉部員自ら所屬の傭員等を數里の外に派し徵集する等困難言ふ可らず又韓人を雇用せんとするに容易に應ぜず就中劍水以北は遁逃して自家に在らず偶々百方慰諭し十數人の應者を得たるも其賃銀五六里の道程に韓錢三貫文乃至四貫文（日本銀貨一圓五十錢乃至二圓）内外なりし而して負擔の物量稍々重きものは監視の隙を窺ひ之を途に棄て遁逃する等實に使役頗る困難なり然りと雖も本邦より雇用し來りたる人夫は概ね負擔力乏しく一人五貫目に過ぎざるも韓人は克く十數貫目を脊負ひ大行李の行進に跡隨するを得故に韓人にして今少しく勉勵心を起し畏怖心を解き各々其居に安ずるに至らば大に我運送力を助くる勢からざるべきを信ず

金櫃部の金櫃運搬は戰時編製上駄馬を以てすることなるも今回は銀貨及韓錢の携行を要するにより駄馬にては運送力僅に二十分に過ぎず到底所要を充たす能はず我師團へ銀貨二十八萬餘圓を携行する豫定を以て仁川に上陸し之が運送の駄牛を求むるも終に之を得ず故に紙幣入の金櫃にして大行李駄馬の負載し得る限り即

ち金櫃十一箇を積み又京城に於て買入れたる韓錢三百貫は前項糧餉部の食牛を應用して之を負載せしめ纔に司令部と共に前進するを得たり他の金櫃八個と銀貨百四十二箱實量二千百十二貫目此金櫃と銀貨に對し駄馬九十頭餘を要す然るに仁川に於ては此駄牛馬を得ず故に先づ金櫃部長をして仁川より龍山まで舟送せしめ同地に於て牛馬を買上ぐるとせり然るに該地に於ても亦牛馬共に欠乏僅に駄牛七頭を得之に銀貨三萬圓と金櫃とを搭載し其他は一時龍山兵站金櫃部に預け入れたり尙ほ駄牛は日々疲勞して復た元量を駄載するを得ず行々韓夫を雇役して之を運搬せしめたり實に金銀韓錢の運搬に關しては最も困難を極めたり

○清軍兵站の景况　清軍の兵站線路は三線にして、一は山海關より陸路盛京省の南部を経て義州に至るもの、二は海路旅順口に上陸し、夫より陸路義州に至るもの、三は海路直ちに鴨綠江、西大東溝、大孤山等の上陸して義州に出づるものなり、第二第三は第一に比して大に便利なりと雖も、海上の安全を保すること能はざるに至りては唯第一線の陸路あるのみ、然り而て義州より平壤間は分て四段とし、一段を一軍、平壤四軍

の(に)屬し、又各軍は其一段を四分して每處に兵站を設立し、士官一名兵士數名を置いて糧食草秣の徵發來往軍隊宿泊の便利を計らしめたり、故に義州平壤兩地の間四段十六營站を以て兵站と爲せるものなり、平壤にて分捕せし清將等の文書に據りて之を見るに、清兵の糧食は専ら平壤地方に於て徵發若くは掠奪せしものにして、平壤の早く陥りし爲め糧食には欠乏を告げざりしなり、
○講評　僅かに一晝夜の攻撃を以て平壤を略取したるは、余輩熱心に之を賞賛せざるべからざるなり、然りと雖も各方面の作戰に就て仔細に之を観察すれば、聊か遺憾なきを得ざるものあり、夫れ混成旅團の任務は敵軍を牽制して其の方面に引付け、以て他の方面に向はしめざるに在り、此の目的を達せんと欲せば、進みて敵壘を攻撃せざるべからざるや論を俟たずと雖も、何そ彼が如き奮戰激闘を爲して、以て多數の兵を

損するを要せんや、况や其の地勢は我が軍の爲めに極めて不利にして、敵壘を破壊するに最も必要な砲兵を使用すること能はざりしに於てをや、元山朔寧兩枝隊が巧みて砲兵を使用して敵壘を破りたるは、地勢の利與かりて力ありと雖も、能く機を失せずして猛進奮戦したるは、天晴本攻撃の任務に負かずと謂ふべし、但し敵軍白旗を四門に掲げ、而して城門を開かざるに方り、其の虚偽の降服にして、必ずや夜に乗じて脱走すべきを知りながら、休戦したるは遺憾なきを得ず、蓋し此の時攻撃を繼續せば、更に我が兵を損せざるべからざるや論を俟たずと雖も、敵軍は血路を開かんが爲めに益々師團本隊の向へる方面に突出して、其の射撃を蒙むるべく、而して當時混成旅團に於ては再攻撃を試むるの議ありし際なれば、眼前敵兵の堡壘(橋頭堡)を出づるを見るや、必ず攻撃すべかりしを以て、敵兵を鏖殺して充分に包圍攻撃の目的を達すべ

きなり、又師團本隊が少しく期に遅れて、充分に攻撃を試むるに至らざりしは、渡船の欠乏と道路の險惡とに由るものにして、已むを得ずと雖も、更に之を遺憾とせざるべからず、若し夫れ敵軍の防禦配備に至りては、清將等我が軍の四面より攻撃すべきを知りて、四面を防守せりと雖も、前方なる東南の方面に厚くして、後方なる西北の方面に薄かりしなり、而して我が軍の作戦計畫は其の防備の薄弱なる點を衝かんとしたるものなり、然るに我が軍各方面攻撃の實況斯の如し、余輩豈に一言之を講評して以て専門家の教を請はざるを得んや、

明治二十七年十二月三日印刷
明治二十七年十二月七日發行
明治二十八年十月十七日再版

定價金拾錢

版權
所有

發行者

東京市京橋區彌左衛門町七番地
合名社經濟雜誌社

右代表者社員

東京市麴町區一番町二十七番地
望月二郎

印刷者

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
秀英舍々員
山本鏌次郎

印刷所

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
株式會社秀英舍

發行所

東京市京橋區彌左衛門町七番地
合名社經濟雜誌社

卷之十

湖 南
書 目

湖南通志

湖南通志卷之十

湖南通志卷之十

湖南通志卷之十

湖南通志卷之十

湖南通志卷之十

湖南通志卷之十

編吉仁島壺 閱吉卯口田

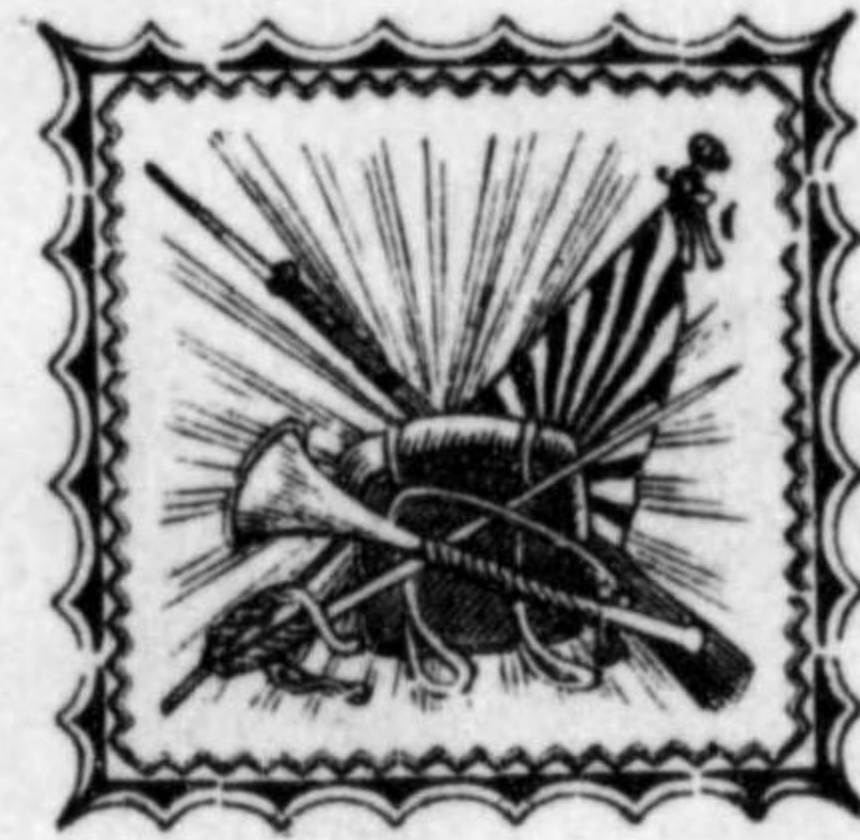
日清戰史

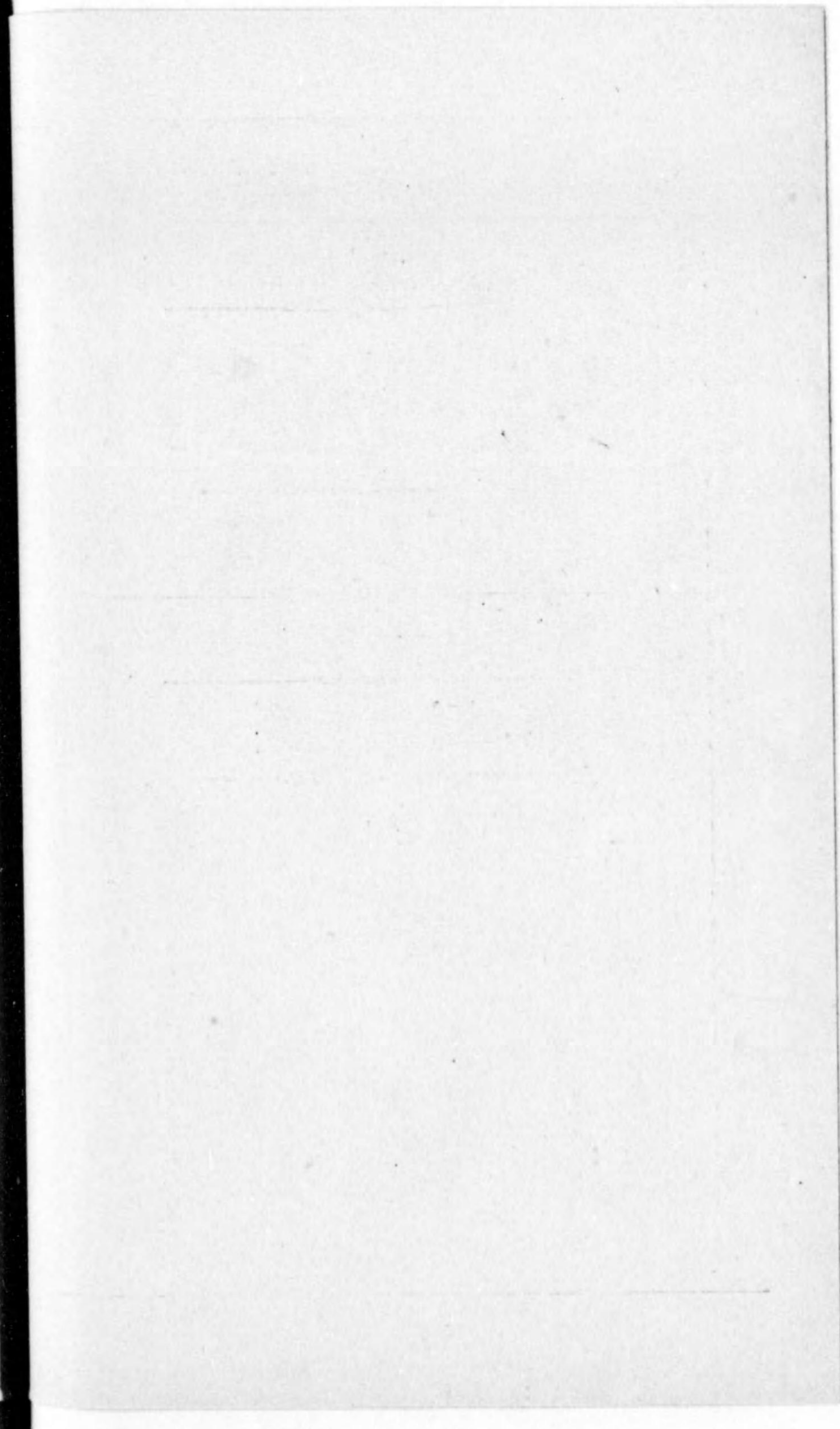
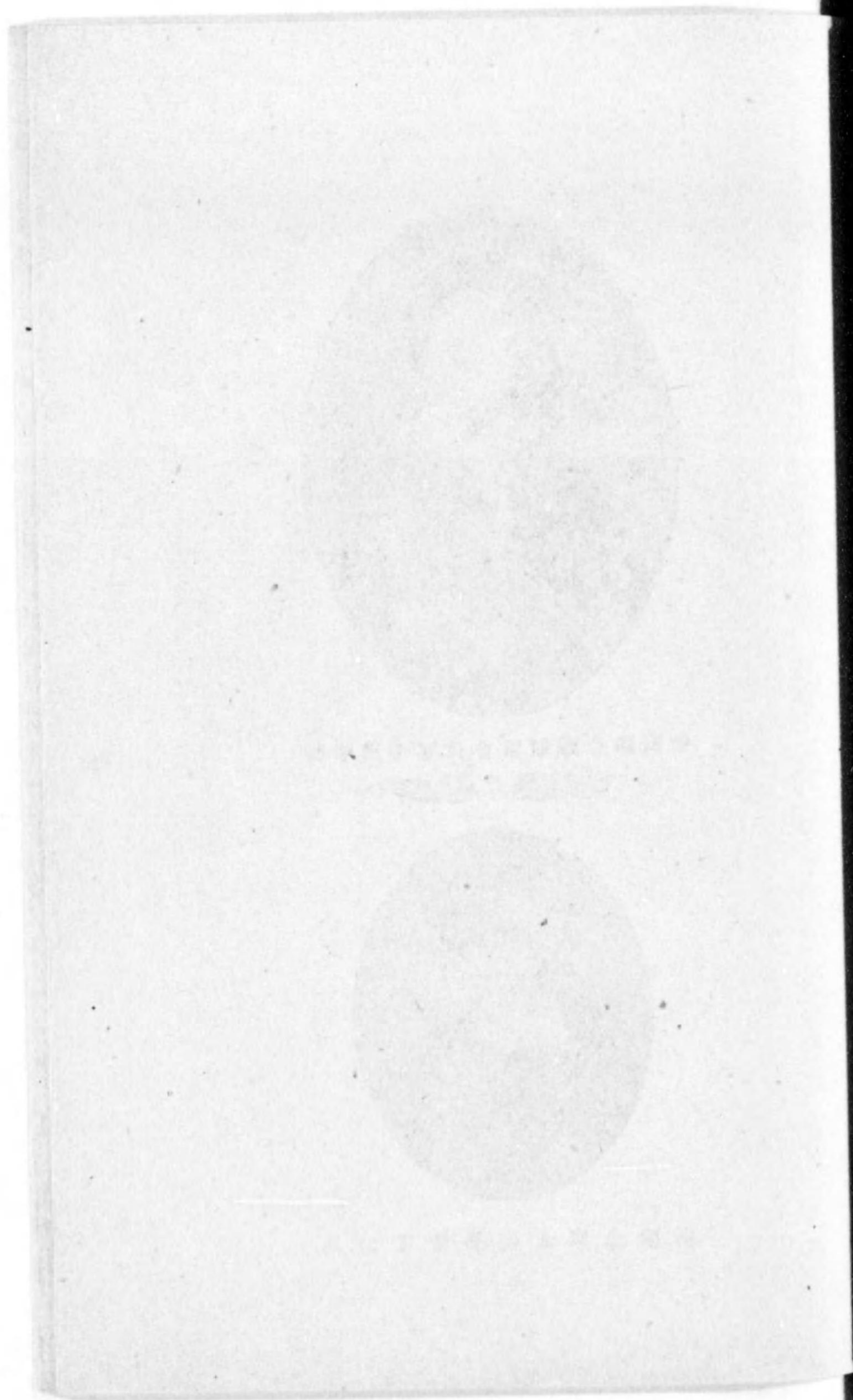
第三卷

明治廿八年一月發刊

目 要

- 大孤山沖の海戰
- 英國「ノーチカル、マガジン」の黄海々戰記
- 平壤の陸戰及び黄海海戰の結果を論ず
- 第一軍の進發
- 新聞紙雜誌の取締
- 臨檢及び捕獲
- 平壤に於て押收したる文書





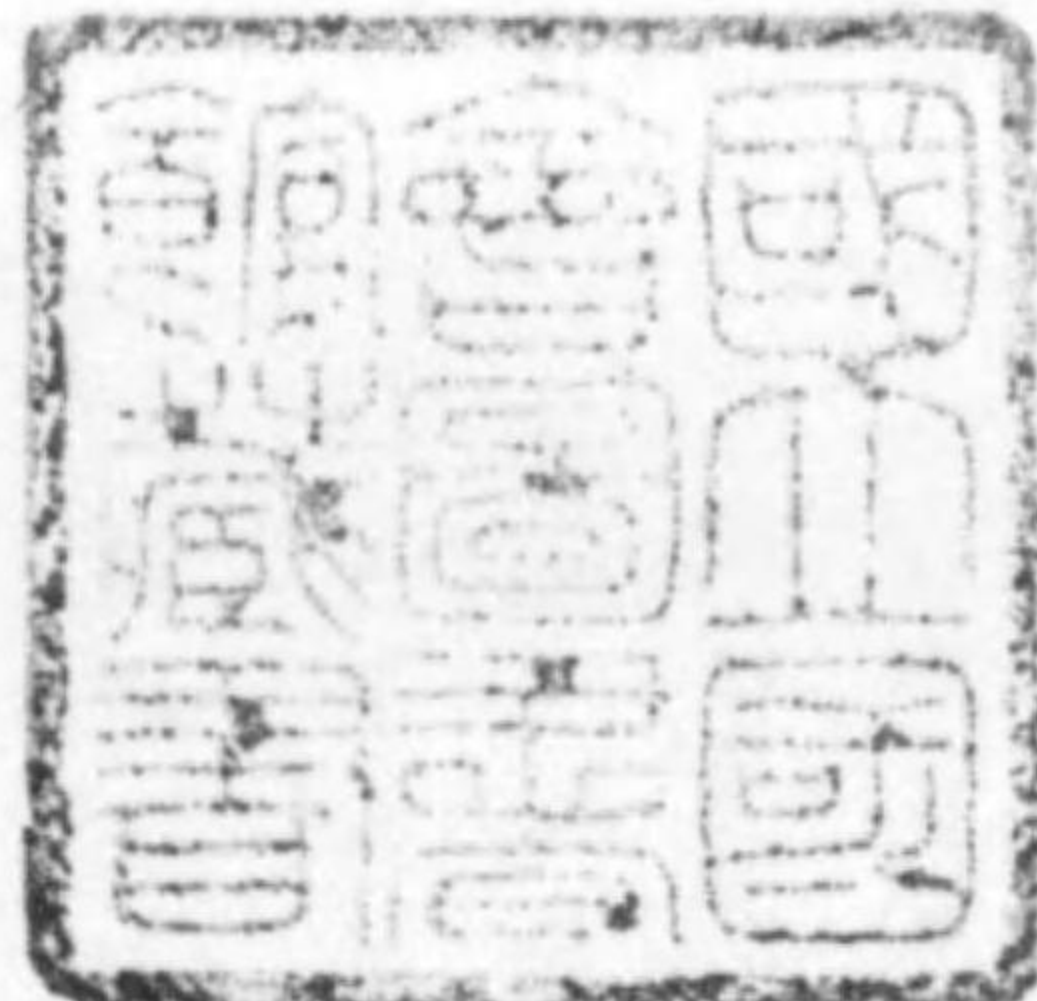


將中東伊官長令司隊艦合聯國帝



昌汝丁督提師水洋北國清

210.652
Si 529m



31470

日清戦史第三卷目録

一 大孤山沖の海戦 一
 如何にして敵艦の所在を發見したる乎○敵の艦數如何○戦況○彼我軍艦の攻撃力及び防禦力の比較○戦
 團の結果○勅語及び奉答○死傷人員○靈鷹記

一 英國「ノーチカル、マガソン」の黄海々戦記 八十

一 平壤の陸戦及び黄海々戦の結果を論ず 九十四

一 第一軍の進發 百
 編成○行軍○兵站の景況○分捕品○滿州附近の兵備

一 新聞紙雜誌の取締 百十一
 警保局の口達○記事取締の省令○記事取締の緊急勅令

一 臨檢及び捕獲 百十五
 定義○捕獲審檢令の發布○捕獲審檢所の開設及び官吏の補任○「ゲリック」號及び「シドニー」號の臨檢
 ○米人の誓文感謝狀及び支那人の口供

目録

一平壤に於て押收したる文書……

百三十八

日清戰史 第三卷

田口卯吉校閱
鹽島仁吉編纂

○大孤山沖の海戰

如何にして敵艦の所在を發見したる乎 豊島沖の海戰に次ぐに威海衛の攻撃を以てし、清艦大に畏怖して、深く渤海内に屏息せると茲に月餘、獨り我が艦隊の勇將猛卒が脾肉の嘆に堪へざるのみならず、四千萬の國民も亦空しく西天を望みて慊焉たりしが、終に一大捷報は到れり、明治廿七年九月十七日大孤山沖の海戰是なり、大孤山は清國盛京省の東南に在り、其の沖は黃海の北部にして、海洋島の附近なり、故に此の海戰は又黃海の海戰若くは海洋島附近の海戰と稱す、敵艦は何を以て此の沖合に出來りたる乎、我が艦隊は如何にして之を發見したる乎、北清

○大孤山沖の海戰

日々新聞に曰く、此の海戦に於て日本艦隊は實に其の偵察の機敏なるを示したり、日本艦隊は九月十四日太沽を發したる新裕、圖南、鎮東、利遠、海定の諸漁船に積載したる清兵四千人、及び多數の米穀、其の他軍需品の行先に付て明確なる報知を得たるを疑はず、此等の諸漁船は六艘の巡洋艦と四艘の水雷艇とに護送せられて大東溝（鴨綠江口に在る港）に向ひたりしが、大連灣外に於て更に艦隊の大艦と出會し、十六日を以て大東溝に達せり、鴨綠江は水淺きを以て、纔に水雷艇と吃水淺き二艘の小艦とに保護せられて兵士及び積荷を陸揚し、他の九艘の軍艦は大東溝を西南に離るゝと十海里乃至十二海里にして、深さ廿五尋の處（北緯三十九度六三、東經百二十九度九）に停繫したりと、（此記事は此の海戦に臨みて生還せる外人より聽き、且旅順口にて調査せし結果に依り、一々證據に依て作りたる者なりと云ふ）又九連城及安東縣に於て押收せし

清將の文書に曰く、平壤の後路防備の爲め劉盛休の銘軍四千人を招商局の漁船四隻と利運號の一隻とに搭載し、丁汝昌に艦隊を以て大東溝に護送せしめ、而して其の銘軍の駐在せし大連灣には趙懷業をして新募の五營を率ゐて填駐せしめられたし、鎮海號は本日（九月十一日）大連灣を發したり、鎮東、新裕、利運は十三四日旅順より、圖南、海定は今日（九月十一日）山海關より懷宇營を搭載し、丁汝昌は半隊を率ゐて十四日に向れも大連灣に着し、各隊集合の上來る十五日一齊に大東溝へ向け進發の筈と、左れば敵艦の出來りたるは、運送船護衛の爲めにして、當時清兵は平壤に據りて長く我が軍に對抗せんとしたる際なれば、此の護送せる清兵は平壤の後路防備の爲に外ならざるべし、而して艦隊の大艦とは定遠、鎮遠等の諸艦にして、斯の如き大艦を以て運送船を護衛せるは、亦以て敵艦の大に我が艦隊を畏怖せるとを知るべきなり、

九月十九日發聯合艦隊司令長官伊東海軍中將(祐亨)の電報に曰く、陸軍を護送して十二日仁川港に達し、十四日第二遊撃軍と八重山艦とを仁川港に止め、其の他の諸艦を率ゐて發し、十五日大同江に達し、第三遊撃軍と水雷艇、磐城天城の二艦とを鐵島まで進めて陸軍の應援を爲さしめ、十六日本隊と第一遊撃軍及び赤城艦西京丸都合十二艘を率ゐて大同江を發し、十七日の朝海洋島を経て大孤山沖に到りしに、敵の艦隊に出遇ひたりと、此護送せし陸軍は第三師團(名古屋)の一部隊にして、應援を爲さしめたる陸軍は大同江の下流を渡りて平壤に向ひたる第五師團(廣島)の本隊なり、而して第三遊撃軍水雷艇及び磐城天城の二艦は大同江に在りと雖も、大孤山沖の海戦に與かりし十二艦は大同江に一泊せしのみにして、當時大同江は我が艦隊の假泊地と稱するを得べきも、根據地とは謂ふべからず、當時我が艦隊の根據地は實に仁川港沖なる

長直路にてありしなり、然り而して我が艦隊は報知艦の偵察に由り、敵艦の所在を發見して進發したるにあらざるや明かなりと雖も、又決して漫然進發して、偶然敵艦に出遇ひたるものにもあらざるが如し、高千穂艦の士官某大尉の作りたる戦記に曰く、側かに聞く、敵の大艦隊運送船を護して現に鴨綠江口に在りと、左れば直ちに進發せん、進發して敵と衝突せば一撃之を徹座と爲さん、恰も好し即日(九月十六日)出艦用意の令下りぬと、是れ我が艦隊が敵艦の所在を發見したる原因にして、九月十六日我が艦隊の大同江に在るや、一漁船の入來るあり、臨みて之を撿すれば、其の内に一支那婦人あり、捕へて試みに敵艦の動靜を問ひたるに、此の婦人は清國艦隊の運送船を護衛して渤海を出で、東に向ひて發したるを自白せり、然れども一婦人の言容易に信ずべからずとて、我が艦隊は全部進發せず、十二艘のみ進發したるなりと云ふ、

敵艦の艦數如何。我が艦隊は第一遊撃軍吉野、高千穂、浪速、秋津洲の四艦を以て先鋒隊と爲し、本軍松島、嚴島、橋立、千代田、比叡、扶桑の六艦を以て本隊と爲し、之に西京丸及び赤城艦を加へて十二艘にして、先鋒隊は吉野艦を以て旗艦と爲し、常備艦隊司令長官坪井少將(航三)之に乗組み、本隊は松島艦を以て旗艦と爲し、聯合艦隊司令長官伊東中將之に乗組み、而して本隊に隨伴せる西京丸には海軍々令部長樺山中將(資紀)乗組みたり、九月十八日發樺山海軍々令部長の電報に曰く、十七日午前十一時四十分敵の艦隊定遠、鎮遠、靖遠、致遠、來遠、濟遠、威遠、揚威、超勇、廣甲、廣丙、平遠、及び水雷艇六艘を發見せりと、是れ敵艦の艦數を十二艘及び水雷艇六艘と認むる者なり、又九月十九日發伊東聯合艦隊司令長官の電報に曰く、十七日朝海洋島を経て盛京省大孤山沖に到りしに、敵の艦隊十四隻と水雷艇六隻とに出遇ひたりと、然るに九月廿一日附同司令長官

の報告には曰く、定遠鎮遠は中央に、來遠、經遠形は其の左右に、靖遠、致遠形は又其の左右に、漸次小艦を兩翼に備へ、艦數合して十隻なりき(中略)此の時分陸地の方より尙ほ軍艦及び水雷艇の出來りて敵に加はるを見受く、後の報告に據れば水雷艇は六隻、軍艦合して四隻新に加はりし者の如しと、又高千穂艦乗組士官の戦記に曰く、敵の援軍平遠、廣丙、水雷艇六隻を引き、西方より突進し、我が軍に向ひて之を放てりと、更に清帝の上諭(此の海戦に於て戦死せし清將に對して發したる者)を見るに、此次海軍護送運船、突遇倭船、鏖戦三時之久、我軍以兵艦十艘、當倭船十二艘、以寡敵衆、循環攻撃、始終不懈、俾陸軍得以登岸、我船被沈四隻、擊沈倭船三隻、餘船多受重傷、各將士効死用命、深堪嘉憫、とあり、抑々樺山海軍々令部長の乗組みたる西京丸は中途にして列外に出で、此の海戦の終局を見さりし者なれば、其の報告は精確なりと謂ふべからず、又伊東聯合艦

隊司令長官の報告も、前者よりは寧ろ後者を以て精確と認めざるべからず、思ふに戦闘中軍艦四艘陸地の方より出来りて敵の艦隊に加はりたるが如く見えたるは、敵艦の護送せし清國の運送船が戦闘に際して逃出でたるにはあらざる歟、果して然らば敵の艦數は清帝の上諭に云へるが如く十艘なりと雖も、敵艦が水雷艇を伴ひたるは毫も疑ふべからず、何となれば我が西京丸の如きは現に二艘の水雷艇と、二艘の軍艦との中に陥りて苦戦したればなり、

戦况[○] 清艦の大孤山沖に出来りたるは運送船護衛の爲めにして、運送船を護衛するは専ら巡洋艦の任なれば、艤強なる巡洋艦は勿論、定遠及び鎮遠等の如き海攻艦までも其列に加はり、而かも六艘の水雷艇をも従へたれば、敵艦の戦闘準備は充分に整ひたりと謂ふべし、又我が軍は仁川に大同江に艦隊を分ちたりと雖も、本隊には松島橋立及び嚴島の

如き海攻艦あり、先鋒隊は皆敏機なる巡洋艦にして、水雷艇を従へざると、西京丸の如きものを伴ひたるとは遺憾なりと雖も、其の戦闘力は決して侮るべからざるなり、尙ほ彼我艦隊の攻撃力及び防禦力の比較に就ては後文を見るべし、宜なるかな、一たび彼我艦隊の衝突するや、忽ち世界の海戦史上に特筆大書すべき激戦を演じたと、嗚呼是れ實にト
ラファルガル以來の大戦なり、九月二十一日附伊東聯合艦隊司令長官の報告に據れば、此の海戦一般の戦况は左の如し、

本月十六日日本官は假泊地を發し、吉野、浪速、高千穂、秋津洲を先鋒と爲し、松島、橋立、嚴島、扶桑、千代田、比叡及び西京丸赤城を率ゐて先づ海洋島に向ふ、翌十七日午前六時三十分同島錨地沖合に到り、港内を偵察せしめしに異状なし、乃ち大孤山沖大鹿島錨地に向ひて進む、午前十一時三十分頃東北東に右舷艦首に當り居れり、煤煙を認む、數隻の漁船より發する

ものゝ如し、即ち其必ず敵の艦隊たるを察し衆踴躍して喜ぶ、午後零時五分大軍艦旗を檣頭に掲げ、各艦に令して戦闘の配置に就かしむ、是に於て兵氣益々振ふ、次で西京丸赤城を本隊の右側より左側に移り避けしむ、此時左舷艦首に於ても二隻の敵艦あるを認む、我先鋒隊は先づ敵の中央に向ふが如く進み、次で漸次左方に方向を變じ、敵の右翼に向ふ、本隊も亦零々同一の運動を爲す、時に敵の陣形は不規則なる單横陣か、又は後翼梯陣なりしと認む、而して定遠、鎮遠は中央に、來遠、經遠形は其左右に、靖遠致遠形は又其左右に、漸次小艦を兩翼に備へ、艦數合して十隻なりき、同零時五十分凡そ五六千米突の距離には敵は先づ我先鋒隊に對して發砲を始め、我先鋒隊は大抵三千米突内外に至りて始て應砲猛撃して敵の右翼を通過す、既にして敵の中堅は各艦首を我本隊に向け、兩翼の數艦は運動既に亂れて種々の方向を取り居れり、我に對して

衝突を試みんとするものゝ如く、且斷へず砲發し來れり、我本隊は終始同一の陣形を保ち、猛烈なる發射を爲して直進す、然れども殿後の比叡及扶桑は漸次向ひ來る敵艦に接近し、比叡艦長は其の儘直前せば、或は敵の衝突を受けんとを慮り、大膽にも艦首を鎮遠、經遠の中間に向けて、其間を突貫し、次で敵の數艦と戦ひ、之を切抜けて再び本隊に向ひ來る、其狀頗る壯なりき、此時本隊は既に敵を通過し、漸次右方に方向を轉じて敵艦隊の背後に廻るの運動を爲せり、而して敵の艦隊は既に所謂陣形なるものを存せざるに至れり、此時分陸地の方より尙ほ軍艦及水雷艇の出來りて敵に加はるを見受く、後の報告によれば水雷艇は六隻、軍艦合して四隻新に加はりしものゝ如し、是より先き我先鋒隊は敵を通過し、本隊に合するの運動をなせしが、比叡赤城の既に大に危地にあるを認めしが故に、斷然方向を反轉して之を救ふことに決し、大速度を以

て赤城と敵の艦隊との間に向ひ、次で敵を左舷に見て砲撃通過す、故に
 此時は恰も好し本隊と共に敵を狭むの姿勢となれり、此間揚威は火焰
 を揚げて我前面を過ぎ大鹿島の方向に逃走するを見る、既にして平遠
 の我前面を横り左舷に来るあり、盛に之を射撃せしが故に、非常に混雑
 して終に火災を起すを認めたり、時に午後二時半過なり、此時廣丙も平
 遠の前面を陸地の方に向けて逃走するを認めたり、又超勇は戦始るや
 間もなく火災起り、此頃は盛に焰を發し居たり、而して來遠も亦此前後
 に於て火災を起したりと云ふ、既にして本隊及び先鋒隊定遠鎮遠其他
 數艦を夾撃す、此時定遠は前部に火災起る、次で我先鋒隊は逃走せる敵
 艦を追ひ、結局來遠を打沈む、本隊は定遠鎮遠を攻撃す、松島は定遠と並
 びし時其三十珊半砲の榴弾に前部砲臺を射撃され、砲臺は勿論其近傍
 に大損害を被り、且火を發す、時に三時二十六分なり、又此時(三時三十分)

に於て敵の致遠(又は靖遠)の沈没するを認む、此の如くする中鎮遠、定遠
 は餘の諸艦と合し、本隊と先鋒隊とは大に距り、且漸く日没に接したる
 が故に、終に戦闘を中止し、我先鋒隊を召喚す、時に午後五時半過なりき、
 斯くて此時敵の状態を見るに、南方に針路を定め威海衛に向け逃走せ
 んとするものゝ如し、然れども夜戦は啗に我本隊の混亂を招くのみな
 らず、現に敵は水雷艇隊を伴ひ居たるが故に、之を求むるの不利なるを
 認め、翌天明を待ち威海衛沖に於て彼が逃路を遮るの策を取るに決し、
 諸艦(此時西京丸比叡の成行分らず、唯僅に東方に航走するを認めたり
 と言ふ者あるを聞くのみ)を率ひ、凡そ平行せりと想像せる航路を執り、
 以て天明迄航進せしに、全く敵の隻影を見ず、乃ち復た前日の戰場に向
 ひ引返せしに(此時赤城は本隊を離れて假泊地に歸航せしめたり)前日
 の戦地近傍に當り遙に煤烟を見しも、其船躰を見ざる中逃走して所在

を失へり、即ち前日火災を發しながら淺瀬に乘上げたる揚威を破らんがため、千代田に命じ外装水雷を以て船底を破らしめ、然る後歸路に就き、十九日早朝終に本地に歸りしに、西京丸及び赤城は既に安全に到着せるを見る、比敵は一旦歸りて更に出發本隊を索むる爲め海洋島を経て前日の戦地に向ひたりと聞けり、右は本隊及我先鋒隊の戦闘概況なり、而して此戦闘中西京丸と赤城は各自々然に本隊に隔離し、各非常の危険に陥り、一時西京丸は二隻の軍艦と二隻の水雷艇中に陥り、僅々五十米突位の所より水雷を放ち掛けられしも、幸にして水雷は船底を潜りて他側に出でたるを以て、辛うして沈没の難を免がれ、且つ船艀烟突瀛管其他に殆ど無数の彈丸を蒙りたるも、幸にして破壊の難を免がれ、單獨に假泊地に歸るを得たりと云ふ、而して赤城も亦一時敵の重圍に陥り、非常の苦戦をなし、終に艦長以下十名は斃れ、二十名は負傷し、メイ

ン、マストは折れ、到底破壊沈没を免がるべからずと思惟せしも、一番分隊長及び航海長は傷痍に屈せず、巧に艦を運轉して戦闘場裡より退き、凡そ三四時間の後再び本隊に歸復せしは感ずるに堪へたりと謂ふべし、比敵は前記苦戦中二個の水雷を仕掛けられしも幸に命中せず、然れども盛に射撃を受け損害甚だ多く、士官室に中りし榴彈の如きは一時に軍醫長、少軍醫、主計長、看護手、其他負傷看護の部署員總員並に機關砲彈庫員及豫備舵索員を斃したりと云ふ、且つ火災を起したるを以て、終に本隊と運動を共にするを得ず、即ち一先假泊地に歸り、負傷者を運送船に托し、海門と共に再び戦地に向ひしと云ふ、而して同艦は昨朝歸航せり、戦闘の結果は經遠、致遠(或は靖遠)揚威、超勇の破壊沈没、定遠、來遠、平遠の大火災にして、其他の諸艦にも大損害を與へたるは殆ど疑を容れざる處なり、終に臨み特に稟報すべきは、士官下士は言を俟たず、水兵、火

夫其他從僕に至る迄満面喜色を帯び、彈丸亂下、鐵板裂け、血雨降り、骨摧け肉飛ぶの場合に際するも、神色自若として活潑靜肅に各其戰鬪の職分を盡せし一事なり、而して此事に關しては各艦長の言ふ所殆ど符節を合するが如し、眞に愉快に堪へざるなり、(以上報告)

故に我が艦中最も苦戦したるは松島、比叡、扶桑、赤城の四艦及び西京丸なり、而して松島艦の戰鬪記事摘要は左の如し、

十七日早天海洋島に到る、赤城に命じ畧内を偵察せしめしも敵なきを以て、更に北行して大洋河口に向ふ、午前十時十分大洋河口大鹿島を發見す、其距離約二十七海里なり、既にして東北東に方り數行の濃烟を認む、漸く近づくに従ひ其の敵艦隊なるを知る、此時の喜び譬ふるに物なし、時に天氣晴朗風波全く收り、海上恰も鏡面の如し、正午大鹿島を北東微北十二海里の所に望む、午後零時三分始めて戰鬪號音を吹奏し、直ちに發砲の準備を爲し、發射の令を待たしめ、且大檣頭に數旗の軍艦旗を掲げ、西京丸に急報し非戰鬪側に避けしむ、同零時五十分敵艦定遠より第一遊撃隊に向ひて發砲す、之を合圖にして敵艦續々發砲す、第一遊撃隊も亦た應戰せり、同零時五十三分本隊松島より砲撃を始む、其距離三千五百米突、同零時五十五分敵彈我が三十二珊砲塔上段に命中し、砲員二名負傷、水壓管を傷く、直ちに修理成る、一時四分敵艦超勇焚燒す、同十砲を碎き、砲手三名及び信號員一名死傷、一時十分敵艦超勇焚燒す、同十二分右舷艦首に當り更に敵艦二艘及び水雷艇を見る、二時二十三分揚威火災頻りに起る、二時三十分我艦平遠と相距る二千八百米突、砲聲漸く熾に、終に千二百米突の距離に近づく、二時三十四分平遠の二十六珊砲彈我が艦の士官室に中り、中央水雷室を通過し、其際左舷發射管員四名を斃し、三十二珊砲座に中りて爆發す、此時我が追撃砲彈又彼が前砲

に發砲の準備を爲し、發射の令を待たしめ、且大檣頭に數旗の軍艦旗を掲げ、西京丸に急報し非戰鬪側に避けしむ、同零時五十分敵艦定遠より第一遊撃隊に向ひて發砲す、之を合圖にして敵艦續々發砲す、第一遊撃隊も亦た應戰せり、同零時五十三分本隊松島より砲撃を始む、其距離三千五百米突、同零時五十五分敵彈我が三十二珊砲塔上段に命中し、砲員二名負傷、水壓管を傷く、直ちに修理成る、一時四分敵艦超勇焚燒す、同十砲を碎き、砲手三名及び信號員一名死傷、一時十分敵艦超勇焚燒す、同十二分右舷艦首に當り更に敵艦二艘及び水雷艇を見る、二時二十三分揚威火災頻りに起る、二時三十分我艦平遠と相距る二千八百米突、砲聲漸く熾に、終に千二百米突の距離に近づく、二時三十四分平遠の二十六珊砲彈我が艦の士官室に中り、中央水雷室を通過し、其際左舷發射管員四名を斃し、三十二珊砲座に中りて爆發す、此時我が追撃砲彈又彼が前砲

臺に命中して、彼の二十六瓏砲は使用に堪へざるに至り、僅に遁れ去る、三時十分一弾我艦の中央水雷室に命中、同時に定遠は焚焼を始む、此時敵弾西京丸に中り舵機を損じ、終に敵艦中に入る、同三時三十分鎮遠より發したる三十瓏半の一弾は我が四番砲に中り破裂し、附近砲臺長以下士官下士卒死傷八十四人、艦舳傾斜、白烟上騰、四邊暗澹、憤怒悲壯の聲頻りに聞ゆ、直ちに火災を鎮む、此頃最も劇戦、我艦の如き一方には火災の防禦に従事し、尙生存者軍樂隊等を以て直に砲員を補充し、殘餘有効の砲を以て砲戦す、而して惜むらくは當時此の激動により三十二瓏砲栓及び水壓器に故障を生じ發砲する能はず、四時十分旗信して各艦隨意の運動を取り、以て奮激突進せしむ、四時五十分旗命して各艦を統合す、而して敵艦は既に散亂し、五時三十分致遠終に沈没し、來遠も亦沈没せり、此時敵艦の去る方向を以て按ずるに、威海衛に向ふものならん

か、日没して四邊暗黒、終に其烟だに見えざるに至る、七時十五分司令長官幕僚を率ゐ旗艦を橋立に移さる、本艦は直ちに吳港に回航し修理すべき命を受け本隊と分れたり、而して七時五十分本隊は南東の針路に航進し、第一遊撃隊亦た本隊に續き單縱陣を以て航行せり、赤城亦た從ふ、此戦に於て我艦隊は多少の損害ありしも皆無事なるが如し、比敵西京丸は苦戦の末大同江に避け、赤城の後檣は切斷せられたるを見るのみ、而して敵艦隊に在ては超勇先づ焼滅し、揚威次に焚焼、自ら其救ふべからざるを知り坐礁せり、來遠、致遠は終に沈没するに至り、水雷艇一艘亦た西京丸の爲めに沈めらる、定遠、鎮遠、平遠等皆な火を發し、僅かに免るゝを得たりと雖も、數日を経ずして悉く撃沈の報を得るに至るや必せり、(以上戦闘記事)

又赤城艦の戦闘記事摘要は左の如し、

九月十六日本隊及我先鋒隊と共に假泊地を出で海洋島に向ふ、十七日午前六時五十八分旗艦の命に依り、海洋島象登島に入り、島内を視察す、十一時十五分大孤山碇泊地方位に於て敵の艦隊を認む、午後零時二十分戦闘配置に就く、一時九分打方を始む、此時定遠鎮遠の二艦方に我右舷に在り、我艦之と對戦砲撃頗る勉む、是より先き旗艦の命に依り艦隊の左側にありしも、艦の速力之に續行するに堪へず、不知不識孤立の勢を爲せり、同時二十分頃敵艦來遠及び敵の左翼諸艦は本艦に向ひ突進し來り、其距離僅に八百米突に達し、我が右舷砲は之に對し猛烈なる射撃を行ひ、來遠をして艦橋上人なきに至らしめたり、此時一番分隊長海軍大尉佐々木廣勝負傷、海軍少尉候補生橋口戸次郎戦死す、依て航海士兼分隊長海軍少尉兼子昱佐々木大尉に代て後砲臺を指揮す、同時廿五分敵の諸艦我艦尾を通過せしが、敵彈我艦橋に中り、艦長海軍少佐坂元

八郎太以下一番速射砲員二名即死、一名負傷す、航海長海軍大尉佐藤録太郎艦長に代りて戦を督す、此時我前部下甲板に中りし敵彈は前部彈藥庫及び防火隊員四名を斃し、一名を負傷せしめ、スチームパイプを破壊し去れり、又前部上甲板に破裂せし他の一彈は唧筒砲員二名捕索手一名を斃せり、既にして我艦尾を通過し去れる來遠、致遠及び廣甲の諸艦我を追撃し來らんとするも、スチームパイプ破壊せるが爲め前部砲彈藥の供給茲に杜絶し、強て配給を行はんとせば勢ひ送風機の用を廢せざるを得ず、送風機の用を廢すれば速力を減ずること甚しからざるを得ず、進退殆ど谷るの悲境に陥りしが、我艦々首を右方に轉じ敵艦と相距る稍々遠きに至れるを機とし、機關長海軍大機關士平部貞一以下部員の爲したる應戦急修理其効を奏し、甚だ速力を減せざるを以て、俄に敵艦に接近するの不幸に會せずと雖も、敵の諸艦は愈々速力を早め

頻りに我艦を追跡し來るを以て、已むを得ず針路を南方に轉じつゝ、盛に艦尾諸砲を發して其追撃を止めんとを謀り、一番速射砲の如きは信號兵を配して發射を續行せしむるに至れり、既にして敵彈我大艦に中る數發にして、該艦を倒壊し去るを以て、直ちに軍艦旗を前艦に掲げ、補索手員をして切斷せる大艦頂に旗竿を立てしめたり、三時十五分來遠以下諸艦は既に我艦の後方三百米突内外の位置に達せしが、來遠の放てる彈丸は再び我艦艦に中り、航海長を負傷せしめたり、此時艦尾砲員砲撃最も力む、二番分隊長海軍大尉松岡修藏代て戰を督し、掌砲長海軍上等兵曹近藤多藤治松岡大尉に代て前砲臺を指揮す、同時廿分我艦發四番砲の彈丸來遠の後部甲板に命中し、該艦をして烈しき火災を起さしめたり、敵の諸艦は該艦を救はんが爲め速力を減じて該艦に集りたるを以て、我艦は漸く敵を距る七八百米突の所に達するを得たり、同時

二十三分航海長治療終り、再び艦橋に來り松岡大尉に代れり、同時三十分敵艦を去る既に遠きを以て、兵員の休止を命じ、速力を緩め「スチーム、パイプ」の修繕に掛れり、此時遙に我本隊は定遠鎮遠を猛撃しつゝ、近づき來るを見、之に合せんが爲め針路を北方に轉ぜり、同四十分軍事點檢を行ひ、兵員を補充し、續て休憩を命ぜり、四時五十五分「スチーム、パイプ」假修繕終りたるを以て、全速力を命じ五時五十分本隊と合す、(以上記事)又西京丸の戦闘記事摘要は左の如し、
九月十二日午後五時我先鋒隊及び本隊並に赤城及び本艦と共に假泊地拔錨海洋島に向ふ、十七日午前八時海洋島を過ぎ、針路を北東に變じ大鹿島に向ふ、午前十時大鹿島を左舷艦首に認む、同十一時二十分先鋒隊より「東北東に當り煙見ゆ」の信號あり、同十一時四十分敵の水雷艇及び艦隊見ゆの信號あり、但し艦隊十艘砲艦二艘水雷艇五艘なり、零時十

分旗艦に倣ひ檣頭に軍艦旗を掲げ戦闘の準備をなす、同零時廿分旗艦松島より本艦に對し「避けよ」の信號あり、依て本艦隊の敵に對する裏面の位置を取りて進航す、同零時五十分敵艦隊我先鋒隊に向て砲撃を始む、我艦隊亦之に應戰す、午後一時五分頃に至り彼我艦隊互に砲發最も盛なるを見る、同一時九分より本艦打方を始む、其距離大凡三千米突内外なりき、同一時十四分敵彈本艦の上甲板士官室を貫徹して、本艦の左舷廿米突内外の位置に下落す、但し此敵彈は定遠若くは鎮遠より放發せる者ならん、而して士官室并に其附近上甲板及び諸室に大なる破損を生ず、同一時廿七分敵艦一艘沈沒せんとするを見る、同一時四十四分我先鋒隊は速力を大にして比叡赤城の救援に赴くを見る、同一時五十分比叡「我れ火災」の信號を掲げ、南方に向て去る、此時赤城亦其針路を比叡の右側に取て走る、敵艦三艘比叡を追撃せしも、暫くにして針路を

變じ、赤城に向ひ追撃すること三十分餘、後ち更に針路を變じて彼の本艦に合す、同一時二十二分定遠、鎮遠他一艘我を追撃し、其三十珊の彈我右舷二百米突内外より跳撃し來り、「サルーン」の右舷側を貫き、「サルーン」と機械室の間に於て爆發し、之が爲め同室及び其近傍數室、「スカイライト」及「ハッチ」并に「パロメーター」、「コロノメーター」測器類食器類等を擊破し、最上甲板を貫き舵機に通ずる蒸汽管を碎き、爲めに蒸汽舵機其の用を爲さず、依て直に「我が舵故障あり」の信號を爲し、我艦隊に離別し豫備舵索を用ひしに操舵意の如くならざるを以て速力を減じ、「ハンドホイ」を用意し、更に全速力を以て前進す、此の時大鹿島近傍に敵艦一艘を認む、黄煙を起し進退自由ならざるものゝ如く、我其の發射拒離に近づきしも發砲せず、蓋し火災起りしものならん、同時敵艦隊右舷大凡一千米突の位置より本艦を砲撃す、敵彈一個右舷の后部水線帶を打撃し、爲

めに裂目を生じ海水少しく浸入す、但し其力能く側板を貫徹するに足らざりしものならん、依て木栓を以て一時防水を爲し、傍ら側板の内面に當板を設け、「セメント」を以て充塞す、同二時四十分敵の砲艦二艘（一艘は平遠、一艘は廣丙ならん）並に巡洋水雷艇一艘の來襲するに遇ふ、我先づ同艇を劇しく砲撃せしに命中せしか、彼れ倉皇狼狽の餘激戦の方向に艇首を轉じ、彼我艦隊砲煙の中に其體を失す、時に砲艦二艘已に本艦右舷五百米突内外の距離を通過せしを以て、我れ全力を盡して之を砲撃し、命中せしもの二發を認む、同二時五十五分更に我艦首に水雷艇一艘を認む、我前進するに従ひ彼れ亦我艦首に真向に進み來り、同三時五分艦首發射管より水雷を發射せしも、少しく我左舷を通過す、同三時六分該艇我左舷艦首大凡四十米突の位置に於て旋回發射管より水雷を發射せしも、我艦底下を通過せしを以て其功を奏せざりしは我が幸な

りとす、同三時敵艦一艘火災起り、其火艦橋に及び進退自由ならず、將に沈沒せんとするを右舷正横に見る、同三時三十分我進路を南方に定む、此時敵の水雷艇三艘北方より我を追躡すること殆ど半時、容易に發射距離内に近逼する能はざるを知り艦首を返す、同三時五十分赤城の戦地に向ひ航行するに遇ふ、同四時二十分先きに火災の爲め列を離れたる比叡の戦地に向ふに遇ふ、依て「損所如何」の信號を爲せしに、「火災消ゆ」の信號を以て我に答ふ、我亦假泊地に向ふの信號を爲し、針路を同地に定め十八日午前一時十五分投錨す、（以上戦鬪記事）

余輩は比叡扶桑二艦の戦鬪記事を得ると能はざるを憾とす、然れども以上所掲の戦鬪記事及び左の戦記を通讀せば、以て我が諸艦苦戦の景况を知るを得べきなり、此の戦記は我が先鋒隊たる高千穂艦乗組士官の作りたるものなり、

午後五時令せられたる諸艦皆黒烟を吐き順次に拔錨せり、吉野高千穂浪速秋津洲以上の四艦速力大に、操縦自在なるを以て第一遊撃軍と爲し、兼て先鋒たらしむ、而して吉野之が旗艦たり、松島千代田嚴島橋立比叡扶桑之を本軍となし、松島之が旗艦たり、西京赤城之に伴ひ、夜に乗じて大洋河口に向ふ、黎明や過ぎぬらん、見上ぐれば月光次第に薄く、海面白みて東の空に茜の色を漂はしぬ、雖て夜もほのく、と明渡り、帝國海軍が一戦の下に清國の大艦隊を撃破し、赫々たる武威を列國に轟すべし、九月十七日とはなりぬ、余は午前の當直なるを以て早く既に前艦橋に在り、副直候補生と共に双鏡を把て遙に四方を望み、敵艦如何と見張れど、近き島々遠き陸地のみの外に目に遮る者とはなし、十時五十分に至り北方の地平線下に當り、雲か霞か一條の黒線臚に「ホノ」見え、暫時は唯々消えつ升りつ數分時を経て始めて始めて汽船の烟たるを知る、忽に

して二條、忽にして三條四條となり、五條となり、終に十餘の烟蓬々相次で現はる、今は疑ふ所もなし、正しく敵艦御參なれと見るや、折しも先艦吉野橋上高く遠距離信號を掲て曰く、敵の艦隊見ゆ、艦長兵氣を勵さんと故に號令塔に入らず、長劍を帶し前艦橋に在り、時に遊撃旗艦吉野の大檣に軍艦旗の翻るを見る、是を戦闘の信號と爲す、諸艦亦續て之を掲げぬ、艦長喇叭手を顛み嚴然一令を下すや否や、戦闘の喇叭は一聲鋭く吹れたり、衆直に走て部署に就く、副長前艦橋に在り、艦長を輔けて艦内の諸事を督せんとす、航路を定めて危険なからしむるは航海長の任なり、敵艦の距離を測定し、我砲をして命中多からしむるは砲術長の務なり、故を以て共に亦艦長の側にあり、喇叭手其背後に佇む、候補生二人隨從して信號及び傳令を司り、少主計紙筆を持して戦狀を記せんとす、按針手は「コンパス」を前に控えて水壓舵輪を双手に握り、信號手艦橋下に

在りて數十の信號旗を區別し之を三段に懸け列べぬ、前檣樓上に驅け
升りし航海士は六分儀を以て敵艦を眼下に睨み、其距離を計り之を砲
術長に通せんと欲す、前後左右四人の砲台士官二人の水雷士官は兵を
督して裝填し了り、屹然立ちて進めよ、敵艦遠くは彈丸一射甲鐵とても
微塵に爲さん近くば一發の水雷堅艦とても撃碎かんと待ち構へたる
勢猛し、彈藥庫は艦内の底部にあり、戦闘中最も有用にして又危険なる
を以て、先任士官其分隊士と相分れて引揚員を指揮し、以て彈藥を砲台
に運ばしむ、補索手は防水蓆滑車を備へ、負傷者運搬員は止血器白木綿
を持ち、防火隊は「ポンプ」等を檢す、軍醫官主計官は治療室に止まり、機關
士は皆機關室に入る、余は檣樓の「カットリング」機砲及び上甲板主任な
るを以て、甲板掛士官と共に諸部を巡視して過なからしめんと務めた
り、諸士官準備の整ひたるを艦長に報じぬ、滿艦の殺氣將に天を衝かん

とす、余の後甲板に立つや、砲台士官傍に在りて曰く、勝敗は測る可らず、
萬一不幸にして我艦破れ沈没せんとする時機に至らば、無二無三に衝
突を試み、抜刀を以て敵艦に躍り入り、斬殺するの約ならずや、而して子
の劍は常に操練に用ひしもの、恐くは鈍刀にして物の用に立ち難から
ん、子何ぞ家寶の名刀を振て適れ切味を驗さると、余笑て曰く、善しと、
乃ち走て寢室に入り、嘗て豊太閤の秘藏なりと聞きし堀川國路二尺三
寸毘沙門丸と名くる刀を取て腰に帶し、再び上甲板に馳せ登りぬ、心な
き時針は日清兩國の運命を賭して一秒一秒と刻み行きぬ、敵軍愈々近
く、烟突見え、艦艀現れ、終に其總數及び陣形をも認め得たり、艦隊總て十
隻、西南に面して單横陣に構へり、其中央に巍然として擢んでたる二大
艦こそ紛ふ方なき定遠、鎮遠なれ、來遠靖遠揚威超勇其の右翼に陣し、經
遠致遠、濟遠其の左翼を張る、別に西方數哩を隔て、二條の烟の立登る

は機を見て動く援軍にやあらん、さてこそ、敵は悉く其の精銳を集め、全力を以て我に當らんとする覺悟なるか、而して其横陣を作れるは彼の重砲皆艦首に備へあればなり、之に反して我は側砲を以て戦ふなれば、勢ひ側面を現さざるべからず、敵に對する面積廣きは兵家の忌む所、如何なるやと眺むる中、旗艦吉野、敵の右翼を撃つべしとの信號を掲げ、針路を轉じ單縦陣にて敵陣の中央に向ひ進行す、今や全艦の蒸汽は最高氣壓に高められ、回轉旗は檣桁端に引上げられたり、輪聲艦舩に微振を傳へ、正に是れ十九海里の全速力、四隻の遊軍勢さながら飛ぶが如し、敵の旗艦定遠に一信號旗翻ると等しく、陣形動搖して左右翼を縮め來り、横陣稍々凸形を爲して次第に近づき、彼我凡そ一萬米突の距離に至りぬ、我遊軍の航跡直角を畫きて忽ち左に旋り、斜に敵前を通過し、眞一文字に右翼を見懸けて突進せり、兩軍迫て殆ど六千米突、生死の

定まる所間一髪、定遠の砲臺一團の白雲を吐くよと見えしが、轟然たる響と共に卅珊半の大彈丸烟の中より迸て、高く遊軍の頭上を飛び、左舷に近く海中に落ち、海水跳騰すると數丈、驚破や敵は打出せりと見る間遅しや、凡ての敵艦相前後して撃かけ、攻め寄す勢ひ凄まじく、大氣を截て飛び來る彈丸怪しき聲を放ちつゝ、勢は甚だ猛烈なり、然れ共距離遠きに過ぐるを以て我軍未だ之に應ぜず、列を守て泰然自若、尙前路を尋ねて進みしが、適宜に至らば撃始めよと旗艦の信號顯れたり、時正に零時五十五分、五千、四千五百、四千、近づくに従ひ、檣樓の航海士は一々之を報ぜり、好距離、好距離、砲術長、四千と叫び、右舷砲臺士官亦繰返せり、同時に左舷の砲臺士官、伏せの令を下して、我部下の兵士を甲板に伏せしめ、以て敵彈を避けしめんとす、右舷砲及び前後旋回砲の第一兵士は照尺の割度を四千に整へ、砲後に退き舩を据え牽索を弛めて其端を確

と握り、照星照尺を通じて敵艦見えすと睨み詰めたる眼光赫き、鐵板をも射通さん許りに「撃始め」の喇叭の響きに弛めし牽索張ると等しく、霹靂轟て滿艦震動し、五箇の彈丸は敵艦に向て飛び行けり、命中か否か朦々たる我砲烟に遮られ認むると能はず、其の消散するを待て之を確めんと、余の二歩三步舷側に進む時しも一彈の近く爆發し、碎片後艦橋上の小梯を撃破せり、余が頭思はず低りぬ、我砲は再び裝填され撃てば籠め、籠めては撃ち、呼吸をもつかず他の三艦と共に敵の右翼揚威超勇二艦に向て嚴しく注ぎ掛けたり、四邊渾て是れ朦朧たる砲烟、余は豪膽の性にあらずして寧ろ過敏の神経質なり、唯報君廉恥名譽の事と思ふては豪膽ならざる可らず、然れ共初陣にして戦に慣れざる甲斐なき、握りし掌中汗に潤ひ四肢硬く、口渴きて堪へ難ければ、水罐に走り寄り飲を恣にし、以て心氣を丹田に沈めんとす、忽ち背後人あり我を呼ぶ、顧れ

ば一人の看病夫惶惶として傍に來り、負傷ありと密語けり、傷者運搬を監するは余が兼務なるを以て、昇降口に至り將に下甲板に下らんとするや、恐るべき一語は耳を貫きて心臓に鼓動を與へぬ、「火災」「火災」「驚破事よと身を躍せて、投るが如く下甲板に至れば、火薬庫の上に當て黄烟の中に「ポンプ」用意、負傷者を治療室に運べと前任大尉の劇しき叫聲を聞く、無慘火薬庫に近き余の寢室は十五珊の彈丸に撃抜かれて、鋼板八寸餘の三大孔を生じ、寢臺器具微塵となりて彈片四散し、火薬庫の通風機を採れる木工の一人は腹部を撃れて腸露出し、淋漓たる鮮血の中に斃れたり、散亂せる木片衣服等に火燃え移り、今にも大事に至らんづ有様、火薬庫は近くして而かも開かれぬ、危しと見る間に兵士皆必死となりて「ポンプ」を回轉し、水を注ぎて難なく之を消止め、毛布を以て戦死者を包み、治療所へ運び入れたり、今は早心安し、余は再び上甲板に昇り行く

に、忽ち歎呼の聲拍手に和し動搖みを作りて喧し、何事と見れば敵艦揚威超勇急撃に逢ふて運轉の自由を失ひ、殊に超勇は右舷に傾斜して火焰盛に燃上れり、而して我遊撃軍は既に敵の陣前を過ぎ、漸次右に旋回して將に其背面に出でんとす、本隊如何と見れば我を距ると四千米突、單縦陣を取り左側に西京丸赤城を隠し、敵艦を右舷に受けて戦ひ甚だ激烈、忽ち一丸飛で旗艦定遠の大檣を折る、然れ共敵少しも怯まず、定遠鎮遠を衝角に置き、凸横陣を以て突て我陣形を亂さんと迫り來る益々急なり、第五艦比叡其終に免る可からざるを知るや、決然死を期して面梶に取り、單艦敵陣の中央を衝て左右に敵を受け、操縦巧みに奮闘力戦す、敵畏れて而して靡く、比叡之に乗じ馳せて其背後に出づ、然れ共集撃に遇ひ艦の内部碎かれ、又火を失するを以て、我火災の信號を掲げ、北東に向て戦鬪線を脱す、砲艦赤城機關の管を破られて疾航するを得ず、本

隊と相離れ獨り敵前に在り、敵之を見て比叡を捨て争て砲撃す、赤城の大檣を折られ飛弾の注ぐと霰の如し、然れ共尙屈せず、死戦して四方に當り、纔に血路を開き免かれて比叡に尾す、致遠靖遠濟遠は急航之を追ふ、此時に當て本隊既に敵の右翼に在り、遊撃隊と相合して敵の背後を撃たんとす、敵之を知り信號旗を擧ぐると等しく、各艦閃らりと船首を振向け、横陣一變縦陣となり、潮を蹴立て、反て我中軍に突進し來る、本隊隙さず右舷に回はり、兩軍互に縦陣の横面を表はして再び激戦をば始めける、西京信號して曰く、比叡赤城危しと、救はずんば叶ふまじ、其と見るより四艦の遊撃軍左に轉じ、致遠靖遠濟遠の三艦目懸け揉みに揉んで左舷近くに乗り寄せたり、未だ一發をも放たざる左舷の砲員如何で暫時も耐ふべき、士官の號令聞くより早く身を躍らせて砲尾に至り、右に左に砲を轉じて瞬間に照準を定め、距離は恰も二千八百米突、一發

も外すべき、日本兵士の熟練見よやと、籠めかへく釣べかけたる砲撃に敵艦今は支ふる能はず、艦首を回らし本軍望で逃げ出てぬ、我遊軍之を追ひ、敵の本隊を右に見て撃ち掛けたり、折しも我本隊は敵を一周して反対側に在り、互に相應じて夾撃す、一秒は一秒より激烈の度高まりて、決戦今や其の絶頂に達せり、我兵氣燃ゆるが如く、彈丸のあらん限り撃てく、撃破り、彈丸盡きなば舵輪一轉、敵艦の太腹見懸けて衝突せん、松島吉野の兩旗艦左右に別れて敵軍を旋回し、縦横自在に駆けながら而もよく兵法を守りて一進一退苟もせず、其他の各艦嚴しく陣形を正し、斯かる亂軍の内在て縦陣整々首尾相應ざる常山の長蛇の如く、二十餘の大艦入亂れて撃ちつ撃たれつ霹靂耳を劈き、須臾も已まず、見渡せば電光閃く處、戰雲漠々海を掩ふて日色光りなく、其間隙に帆檣茫として兩國の軍艦旗幟に驪り、飛交ふ彈丸急雨の如く檣を掠め烟突を摩

し、時限彈は空中に爆發し、着發彈は水に落ちて復た反跳し、凄絶響ふるに者なく、勝敗の定まる所一瞬に在り、折しも余大檣樓下に立ち、遙かに戦況を眺めつゝありしに、「ヒュー」と聲して一彈飛び來り、頭上の右側に釣せる端艇を撃破すと思ふ間もなく、餘勢を受けて其場に撞と倒れたり、近くに在りし水雷少尉走り寄て「生命ありや」と一聲叫べり、余は「應」と答へて立ち上りしが、其聲我ながら顛ひて間ゆ、少尉撫然として嘆ずらく、「無念未だ水雷發射の時機なくして一發をも放たず、予が職務の閑なるを憾む」と、余慰めて曰く、「勝つも一人の力にあらざ、敗るも一人の罪にあらざ、大にしては一隊、小にしては一艦、能く奮ふと否とにあり、子一人何の憾む所あらん」と言ひ捨て、艦首に赴く、「水雷艇現れたり」と誰共知れず懸命に叫べり、一分時に六百發を放つべき「カッターリング」機砲、百五十を發すべき「ノルデンフェルト」機砲は絶間もなく打出せり、延上りて

烟間を見渡せば、敵の援軍平遠廣丙水雷艇六艘を引きて西方より突進し、我軍に向て之を放てり、艇は巧に砲烟を隠して波間に出没せり、然れ共終に遊軍及本隊に近寄ると能はず、轉じて西京丸を望で襲撃し、二發の水雷を打出すと雖皆中らず、西京丸奮闘して之を退く、是より先き超勇亂射に逢ふて見る／＼沈没し、揚威も亦西北の淺瀬に向ひて逃遁なしければ、敵軍稍々崩れ立て陣列整はず、我軍之に乗じて益々奮闘し、終に靖遠を撃沈め、旗艦定遠及び經遠を焼き、平遠致遠を大破せしむ、敵終に支ふる能はず、總敗軍となりて四分五裂、濟遠廣甲先づ西南を望で敗走し、五艦續て陸岸に沿ふて逃ぐ、止り戦ふ者定遠鎮遠のみ、本隊の五艦其周圍を旋回して砲撃すると頗る猛烈、定遠の火災彌々甚しく、船舳黃烟に包まれて終に運動自在なると能はず、然れ共此の二艦共厚さ一尺四寸の甲鐵たるを以て、我彈丸の多くは打抜くと能はずして反射す、既

にして敵最期の勇を鼓して本隊の左翼を衝き來る、我本隊之を避けて右方に回轉す、旗艦松島敵の大彈丸を受けしも、事どもせず率先して猶之に迫る、遊撃隊は四艦一列に成て廣甲來遠致遠經遠の四艦を追ふ、敵免るべからざるを知るや、致遠經遠は右方に回りて大鹿島に逃れ、廣甲はブリーチャー島の北なる狹水道をとる、獨り來遠稍々後る、遊撃隊遂に追及して急撃す、砲彈悉く命中し、電光四方に迸り、炎々たる猛燄中天に漲る、未だ數分ならずして艦左舷に傾斜し、火藥庫に火や移りけん、一聲の響と共に白氣立昇り、哀れ甲鐵重底の堅艦も空しく激戦の紀念を日軍の凱歌に謠はれ、渦巻く波を遺物として水中に沈没し畢ぬ、然れ共彼終に降旗を掲げず、快く戦ひて其分を盡し、斃れて而して後に已む、亦以て海底に瞑すべきなり、時に日將に没せんとす、而して敵に水雷艇の備あるを以て、本隊の定遠鎮遠を大破せるを期として南に航す、時に五時

三十五分、兵士高く凱歌を奏す、(以上戦記)

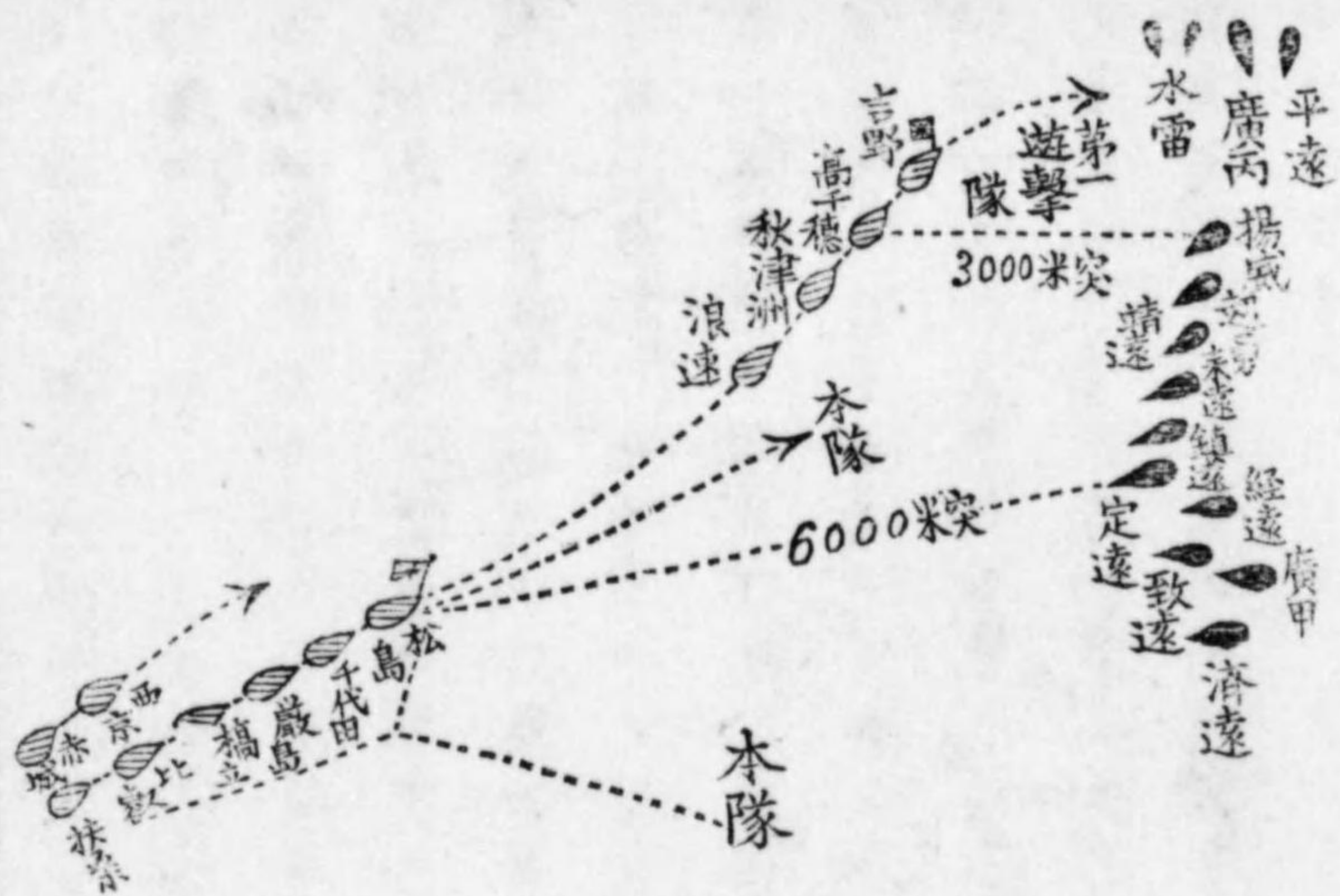
彼我の陣形は其主砲の位地に由れると、北清日々新聞も亦之を言へり、而して、往年リッサーの海戦に於ては横陣縦陣に勝ちたるに、此の海戦に於ては縦陣却て横陣に勝てるを見れば、勝敗は敢て陣形の如何に關せざるもの歟、然り而して敵艦隊陣形の亂れたるは、旗艦定遠が戦争の初めに於て號令旗を上下する索繩を悉く射撃し去られしたためなりと云ふ、更に敵艦中最も善く戦ひたる定遠鎮遠二艦の戦況を示せば左の如し、是れ北清日々新聞の記する所なり、

定遠は實に奇怪なる觀をなせり、聚中射撃の一破裂弾とも思はるゝものは來りて砲塔に中り、塔中に在りし七人を即死せしめ、塔及び附屬機器を海中に吹飛し、更に一丸のマグレ來るあり、汽管に中りて幸に之を絶つに至らざりしかども、慥に之を引曲げ、第三弾に至ては直にニコル

ズを即死せしめたり、彼は嘗て英國海軍の下級士官たり、此時本艦に在りて方に其僚友たる一外人の腿を傷け、甚く出血するを見るに忍びず、彼が甲板下に入りて手當し來るまで暫く其職務を代理し居たるなり、其外人は間もなく甲板上に現れ來りて更に大に奮戦したるが、定遠火を失して殆ど全艦に延焼せんとしたるを纔に消止めたるは此外人の力なり、丁提督及び税關吏より轉じて本艦の乗員となりたる他の一外人は、震蕩の爲に猛然艦橋より刎飛され、一時感覺を失へり、是れ巨砲數門の同時に砲架より齊發せられたる結果なりと思はる、丁は稍々ありて我に返り見れば、身は脚部に一傷を受け居り、而して恰も己れを扶けんとして傍ら近く進みたる人は、又も一弾の爲に讀で字の如く粉壘せられ、空中に飛散したるにぞ、丁は驚歎悼惜に耐へざりき、税關吏上りの外人は鼓膜を破られ、猶ほ他に數創を負ひたるが、乗艦以來嚴格を以て

清人の將校に嫌惡せられたるに拘らず、今は清將校より感謝の辭を受くるに至れり、而して五時間戦闘の後艦中の光景、概して内外人となく又外人中互に競争國の人たるとに、論なく、各々他の功を推し自ら爲せる所に付ては默然たるの状況なりしは最も喜ぶに耐へたる所なりき、鎮遠の管駕林は二人の外人(マクギッフィン及びヘクマン)を助手として能く艦を操縦し、又士卒の規律を保ち、火屢々發するも忽ち之を消止め、戦闘終るまで美事に運動したり、兩外人は何れも重傷を受けたるが、マクギッフィンは腕を傷け、ヘクマンは巨砲を撃たんとして誤て迅まり、頭面一絆を黒焦にし、猶腕にも負傷したり、此艦の烈しく砲撃したるは旅順口に着したる時纔に巨砲丸二十發を餘し、火藥庫は殆ど空虚なりしを以ても知るべし、即ち六吋彈を發射したると百四十八にして、之より小なるものは全く打盡したるなり、外國砲手の熟練と膽勇とに依り砲

第一圖



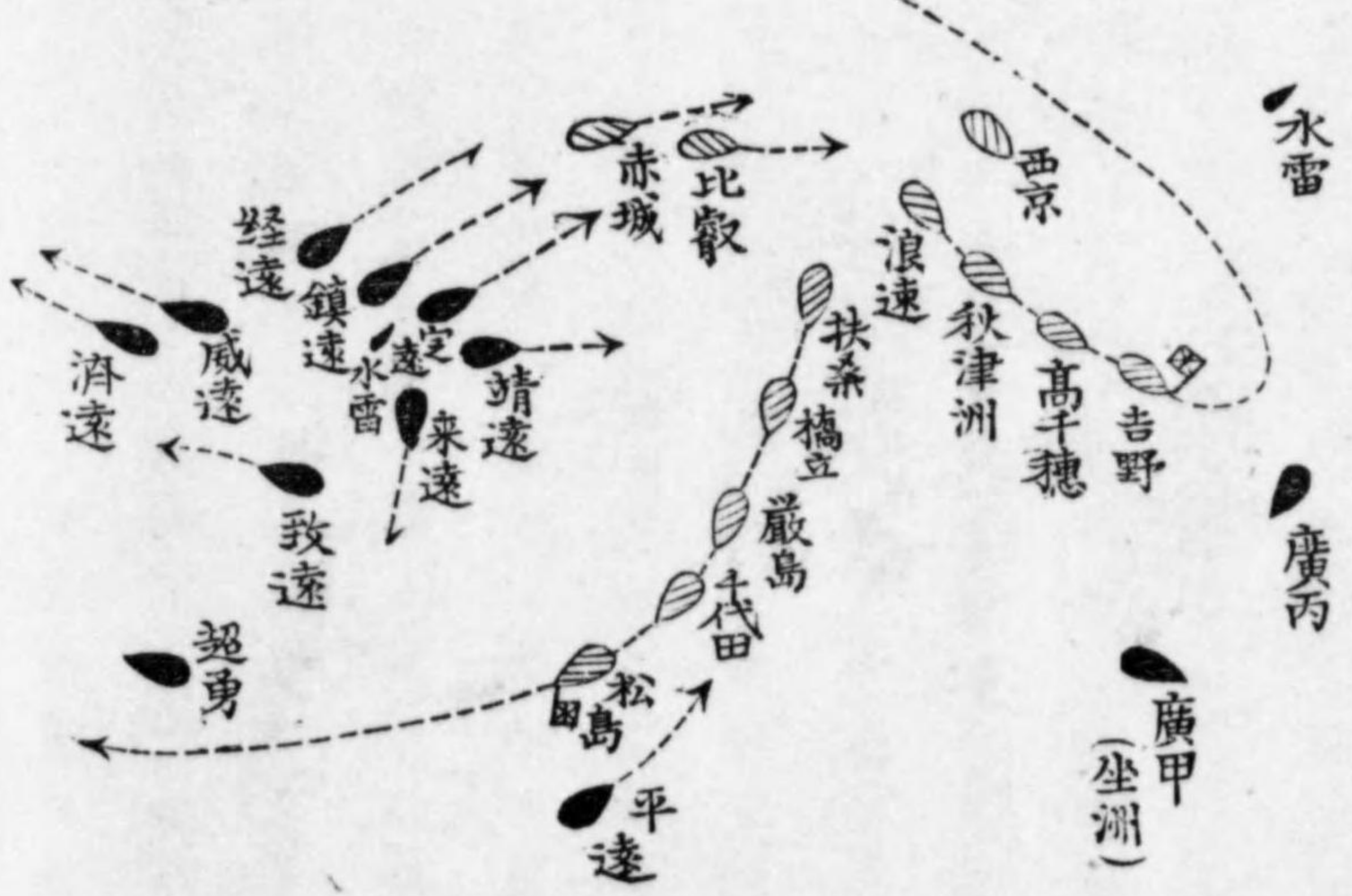
第二圖



第三圖



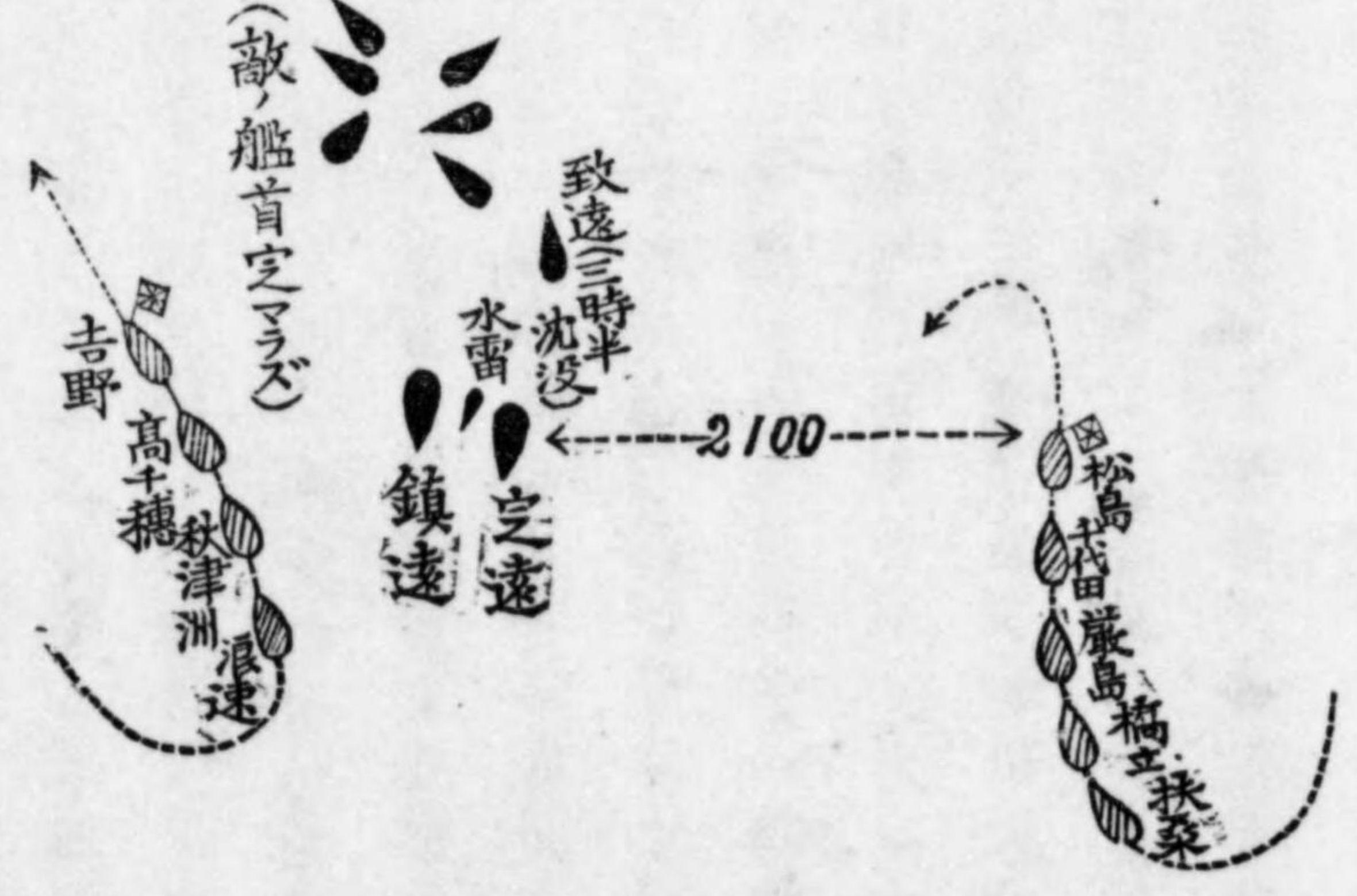
第四圖



第五圖



第六圖



第七圖 (其一)



第七圖 (其二)



撃は能く續きしのみならず、亦偉大の効力を奏したるが、敵弾の雨注するや本艦の外面構造をして全く破壊せしめ、一弾は左舷砲の水壓機に於ける「スピンドル」に中りて用ふる能はざるに至らしめたり(以上記事) 清艦に乘組みたる外國人の數は之を知るに由なしと雖も、彼等は何れも重要な職務を執りたるものなり、而して我が艦には一外人なし、故に此の海戦に於て我が軍の勝ちたるは、獨り清軍に勝ちたるのみならず、更に外國人に勝ちたるものにして、是れ我が海軍の一大名譽なり、彼○我○軍○艦○の○攻○撃○力○及○び○防○禦○力○の○比○較○ 我が軍艦松島橋立及び嚴島の三艦は姉妹艦にして、共に海岸使役艦(Coast Service vessel)として計畫せられたるものなり、而して海岸使役艦中(に在りては海攻艦(Coast attack vessel)に屬するものなるべし、何となれば若し海防艦(Coast defense vessel)なれば、激浪怒濤を越えて敵國の海岸に攻め寄するの必要なきを以

て、左までに凌波性及び遠航性を具備するを要せずと雖も、此の三艦は皆相應に之を具備すればなり、故に此の三艦の職分は専ら一定の海岸若くは港灣に碇泊して、其の場所のみを防禦するにあらずして、遠くは敵國の海岸に攻め行きて、其の國を守護する砲臺若くは軍艦を攻撃し、近くは自國の海岸を往來して敵艦の來襲すべき場所に備ふるに在り、此の海戦に於て三艦が清艦を敵海に攻撃したるは、是れ正に海攻艦たるの任務を盡したるものなり、主砲は口径三十二珊六十六噸の一門にして、如何なる堅艦と雖も容易に之を穿徹するを得べく、補助砲は十一門にして、能く非甲鐵艦を破壊するの効力あり、唯々其防禦力は非甲鐵艦にして頗る完全ならざるが如し、吉野、浪速、高千穂、秋津洲及び千代田の諸艦は皆な巡洋艦(Cruiser)なり、巡洋艦の職分は戦時に在りては主として敵の運送船及び商船若くは此等の船舶を護衛せる敵艦を破壊捕

獲し、若くは我が運送船及び商船をして敵艦の襲撃に遇はざらしむる爲め、其の航路を保護し、且時々戦闘艦戦闘艦の職分は海洋に出で、敵艦と戦ひ、或は遙に敵國海岸の砲臺を望みて之を破壊するに在り、若くは海岸使役艦を補佐して、其の職分を行ふに在り、平時に在りては諸國の港灣を巡航して其の地に在留せる本國人民を保護し、若くは警察の目的を以て近海を巡航し、犯罪者を逮捕するに在り、而して此の海戦に於て此等の巡洋艦は、海岸使役艦たる松島以下の三艦を輔佐して敵艦と戦ひたるものなり、吉野艦の攻撃力は口径十五珊四門、同十二珊八門、及び七密廿三門にして、皆速射砲なり、外に水雷發射管五個あり、非甲鐵艦にして其の防禦力は完全なりと謂ふ可らず、浪速高千穂の二艦は姉妹艦にして、其の攻撃力は口径二十六珊の主砲二門と、十五珊の補助砲六門、水雷發射管四個及び機關砲數門とより成立せるものにして、巡洋

艦としては決して欠くる所なしと雖も、其の防禦力は非甲鐵艦にして頗る薄弱なり、秋津洲艦も亦非甲鐵艦にして、其の攻撃力は口径十五瓏の大砲四門と、十二瓏の大砲六門とより成立せるものにして、皆速射砲なり、千代田艦は甲鐵巡洋艦にして、防禦力は我各巡洋艦中に在りて第一たり、攻撃力は十二瓏十門、四十七密十四門、ノルデンフェルト機砲三門及び水雷發射管三個より成立せるものにして、其の大砲は凡て速射砲なり、扶桑艦は之を甲鐵巡洋艦とせん乎、速力の迅快なるは巡洋艦の特性なるに、扶桑艦の速力は僅々十二ノットなるを以て之を許さざるなり、然らば之を戦闘艦とせん乎、現今歐洲の諸海軍國に於て戦闘艦と稱せらるゝものは、通例六十噸内外の主砲と、厚さ十五吋内外の鎧板とを装置し、併せて十六海里餘の速力と、五千海里内外の航海に堪ふべき石炭量とを具備し、其の排水量は、少くも一萬噸以上に達するものなり、然

るに扶桑艦は僅々三千七百七十七噸に過ぎざれば、其の他の不備も推して知るべきなり、是れ其の單に甲鐵艦と稱する所以なるべし、然れども主砲は二十四瓏、クルツプ砲四門、補助砲は十七瓏二門、七瓏六門及びノルデンフェルト機砲九門にして、外に水雷發射管二個あり、防禦力は勿論、攻撃力と雖も決して侮るべからざる者なるべし、比敵艦は、コルヅエツト形木造の軍艦にして、近時の軍艦類別法に従へば、非甲鐵巡洋艦と爲すの外なかるべしと雖も、其速力は十二ノットに過ぎざるを以て、巡洋艦の特性を備へたりと謂ふべからざるなり、攻撃力は十七瓏二門、十五瓏六門、八瓏二門、七瓏二門及びノルデンフェルト機砲六門より成立せるものにして、其の防禦力は極めて薄弱なるべし、赤城艦は砲艦にして、砲艦は戦時に在りては海岸使役艦の一種として常に沿海に出沒し、敵岸に接近しては其の砲臺若くは軍艦を破壊し、自國の海岸に在りては

敵艦を返撃して、其の來襲と上陸とを防ぐに在り、又平時に在りては専ら海上の警戒者となりて我が沿海を巡邏すべきものなり、然るに此の海戦に於て赤城艦が西京丸と共に我が本隊の裏面に避けしめられたるものは西京丸護衛の爲めなるべし、赤城艦の攻撃力は十二珊四門、四十七密、ホッチキス速射砲六門より成立せり、西京丸は商船に武装せるものにして、其の武装せるは御用船として敵海に航行するを以てなるべし、

此の海戦に與かりたる清艦は其の艦數すら詳ならざるを以て、艦名定かならずと雖も、余輩は此の海戦に與かりたりと稱せらるゝ所の諸艦に就て、其の攻撃力及び防禦力を觀察せんとす、定遠鎮遠の二艦は姉妹艦にして、艦艀の吃水淺く、且つ舷首の低きに依りて、其の計畫せられたる目的を察するに、正に海岸使役艦に屬するものなるべし、而して海岸

使役艦中に在りては海攻艦に屬する者なるべし、攻撃力は主砲口径三十珊半の三十七噸、クルツア砲四門、補助砲十五珊の四噸砲二門、機砲八門及び水雷發射管二個より成立し、防禦力は防禦甲板式と堡障式より組織せらる、即ち水面以下凡そ四呎の下には厚さ三吋の稀薄鎧板を以て被覆せられたる防禦甲板を置き、而して同甲板の中央部には長さ凡そ百四十呎の堡障を築き立て、以て艦艀の復原力と浮泛力とを維持すると爲し、艦艀を破壊せられたる場合に海水の浸入を來すの恐ある諸通路烟突通風管等は皆此の内に隠蔽せり、而して同堡障を防禦したる鎧板は十四吋にして、其の裏面には十四吋の背板を置き、以て同鎧板の被傷を輕減すると爲せり、此の二艦は甲鐵艦にして、排水量は七千四百三十噸の多きに達し、東洋無比の堅艦たるを以て、戰闘艦と稱するものありと雖も、方今歐洲の諸海軍國に於て稱する戰闘艦の資格は具

備せざるべし、來遠經遠の二艦も姉妹艦にして、甲鐵巡洋艦なり、主砲は二十一珊の「クルツプ」砲二門にして、補助砲は十五珊の「クルツプ」砲二門也、外に四十七密「ホツチキス」砲二門、卅七密「ホツチキス」砲五門、四十密速射砲一門、七珊半「クルツプ」砲二門及び水雷發射管四個あり、平遠も亦甲鐵巡洋艦なり、主砲は二十六珊の「クルツプ」砲一門、補助砲は十二珊の「クルツプ」砲二門にして、外に三十七密「ホツチキス」砲四門、及水雷發射管一個あり、致遠靖遠濟遠威遠超勇揚威廣甲廣丙等の諸艦は皆非甲鐵巡洋艦にして、其の主砲は致遠二十一珊の「クルツプ」砲三門、靖遠同、濟遠同、威遠十珊半の「クルツプ」砲四門、超勇十吋の後裝砲二門、揚威同、廣甲十五珊の「クルツプ」砲三門、廣丙十二珊の「クルツプ」砲四門なり、

彼我軍艦の攻撃力及び防禦力の比較は、之を要するに清艦の兵器は定遠鎮遠二艦の主砲たる三十珊半砲は勿論、各艦の重なる砲彈は皆我が

軍艦を穿徹し、破壊するに足れり、然るに我が軍艦の兵器中定遠鎮遠の二艦を穿徹し破壊するを得べきものは、松島橋立嚴島三艦の主砲たる三十二珊砲三門のみにして、此の三門は如何なる堅艦をも穿徹し得べしと雖も、之を發射すると甚だ容易ならずして、此の海戦に於て松島艦は三發、橋立、嚴島の二艦は各々四發、合計十一發を放ちたるに過ぎざりしと云ふ、左れば防禦力は清艦の方我が軍艦より遙かに鞏固なるや論を俟たざるべし、唯々兵器の銳利なると、速力の迅快なるとは、概して我が軍艦は清艦に卓越せり、即ち我吉野千代田秋津洲の三艦は速射砲のみにして、其他の巡洋艦及び砲艦も亦皆速射砲を備へたりと雖も、清艦には殆ど皆無にして、僅に來遠經遠に一門、廣丙に四門を備へたる耳、又我が巡洋艦の速力は十九ノットにして、就中吉野艦の如きは、二十二ノット、半の速力を有し、海岸使役艦たる松島以下の三艦と雖も亦十六ノ

ツト以上の速力を有せりと雖も、清艦の速力は概して遅緩にして、十、ノット乃至十五、ノットを出でず致遠靖遠は其最たる者なりと雖も、尙十八、ノットに過ぎざるなり、我が軍艦中扶桑比叡及び赤城の三艦が速力遅緩なる爲め、知らず識らず他の諸艦に後れて孤立となり、遂に敵の重圍に陥りて苦戦したるを思へば、清艦が速力遅緩にして機敏なる運動を爲すと能はず、爲めに敗を取りたるや疑ふべからざるなり、我が兵器の清艦より鋭利なるは、要するに其の新式のものを採用せるが爲めにして、新式の舊式に勝ちたるは毫も怪むに足らずと雖も、輕快薄弱なる我が非甲鐵艦が、遅緩堅固なる甲鐵艦に勝ちたるは一大新例を開きたるものと謂はざるべからず、何となれば甲鐵艦と非甲鐵艦とは互に一得一失ありて、之が決定を實戦に讓れる海軍社會の一大問題なればなり、但し今日軍艦を呼ひて、或は甲鐵艦と曰ひ、或は非甲鐵艦と曰ふ

は單に鎧板の有無のみを以てするにあらずして、鎧板の出沒部の全部若くは一部を防禦すると否とに依るものなり、故に軍艦にして其の出沒部に鎧板を有せざるものは、假令其の兵器彈藥通路及び探測塔等を防禦するに厚き鎧板を以てするものと雖も、決して之を甲鐵艦と稱すると能はざるものと知るべし、兵器の鋭利なると速力の迅快なるとは、我が軍艦の清艦に優れると前述の如しと雖も、清艦攻撃力の強大なる、各艦の重なる砲彈は皆一發以て我が軍艦を穿徹し破壊するに足るべし、况や水雷艇をも伴ひたるに於てをや、然るに清艦は終に我が一艦をも撃沈すると能はざりし者は何ぞや、伊東聯合艦隊司令長官は此の海戦に於て我軍の全勝を得たる原因を以て、天祐と言ふの外なしと云へり、然り、我が軍の大勝を得たるは天祐に相違なかるべし、然りと雖も余輩は人智の得て測るべからざ

る天意を措きて之を論ずるときは、我が軍の大勝を得たる原因は、將卒の勇悍にして能く、戦術に達せるに在りと謂はざるべからず、伊東司令長官の報告に曰く、終に臨み特に稟報すべきは、士官下士は言を俟たず、水兵火夫其の他從僕に至るまで、滿面喜色を帯び、彈丸亂下、鐵板裂け、血雨降り、骨摧け肉飛ぶの場合に際するも、神色自若として活潑靜肅に各々其の戰鬪の職分を盡せし一事なり、而して此の事に關しては各艦長の言ふ所殆ど符節を合するが如し、眞に愉快に堪へざるなりと、以て我が將卒の勇悍なるを知るべし、而して斯く我が將卒の勇悍なるは、要するに忠君愛國の精神盛なるが爲めにして、此の精神たるや清國の如き國柄にては到底其の將卒に發す可らざるなり、故に清軍は今日に於て我が敵たるに足らざるのみならず、將來如何に其の海軍を擴張し、其の戦術を訓練するも、清國海軍の戦術は今日に於て聊か我に劣らずと云

ふ者あり、到底我が敵たるを得ざるべし、何となれば忠君愛國の精神に乏しければ勇悍なるを得ず、勇悍にあらざれば、如何に戦術に達するも死地に臨みては、之を使用すると能はざるべければなり、然り而して清艦將卒の懦弱なるとは既に豊島沖の海戦に於て之を現はしたりしが、此の海戦に於ても亦之を示せり、而して濟遠の艦長方伯謙は其の最なる者にして、彼は兩軍の開戦するや、逸早く逃出し、且つ逃出の際誤て廣甲に衝突して之を傷け、而して其の根據地に歸るや、左も残念らしく述べて曰く、余は切に奮戦せんとを希望したれども、旗艦の命令之を拒むに由なくして歸港せりと、斯くて戦争終りたる後、提督丁汝昌は怯懦事を誤るの罪を以て方伯謙を死刑に處せり、此方伯謙の舉動に就ては支那人も呆れ返りたりけん、十月一日發兌の上海申報は、死して餘辜ありと題し記して曰く、濟遠兵船の管駕(艦長)方伯謙、陣に臨みて脱逃するに由

り、北洋水師提督丁軍門治むるに軍律を以てし、首を梟して衆に示せり、事は已に昨報に記せり、茲に聞く方管駕籍八閩に隸し、水師に在りて事を辨ずる年あり、唯怯懦の性なるを以て、振作を期し難きのみ、鴨綠江の戦兩軍相遇ふや、提督丁軍門、副提督漢納根正に各艦を指揮し、力を奮ひて攻撃す、方管駕號令を聽かず、擅に自ら奔逃し、惶遽の間誤りて廣甲兵船を撞き、以て廣甲の受傷を致す、廣甲の管駕、船身の已に損じ、勢ひ將に沈下せんとするを見て、即ち馳せて淺灘に赴き、船中の數十人水を梟ぎて生を逃るゝを得たり、戦ひ罷むの次日、倭奴水雷船二艘を以て此の處に馳せ至り、廣甲を執て轟燬せり、方伯謙身管駕となりて、竟に敢て敵を避け生を偷む、已に軍法の宥さざる所たり、况や更に鹵莽滅裂、誤りて他船を撞くをや、豈に一死能く其辜を蔽ふ所ならん哉と、然れども怯懦にして事を誤るもの豈に獨り方伯謙のみならんや、海に陸に數ふべから

ざるなり、余輩は左に一表を製して彼我軍艦の優劣を示さんとす、

艦名	艦種	噸數	主砲	速射砲	速力
松島	非甲鐵海攻艦	四、二七八	三三二門一門	ナシ	十六・〇
嚴島	全	全	全	全	全
橋立	全	全	全	全	全
千代田	甲鐵巡洋艦	二、四三九	凡て速射砲	一九・〇	
吉野	非甲鐵巡洋艦	四、二六七	全	二二・五	
高千穂	全	三、七〇九	二六珊二門	二門	一九・〇
浪速	全	全	全	全	全
秋津洲	全	三、一五〇	凡て速射砲	全	
扶桑	甲鐵艦	三、七七七	二四珊四門	ナシ	一三・〇
比叡	コルヴェット	一、九七八	一七珊二門	全	一二・〇

赤城	砲艦	六二二	一二珊四門	六門	一一・〇
西京丸	武裝商船	一、六五二			
艦名	艦種	噸數	主砲	速射砲	速力
定遠	甲鐵海攻艦	七、四三〇	三〇 ^二 /二珊四門	ナシ	一四・五
鎮遠	全	全	全	全	全
來遠	甲鐵巡洋艦	二、八五〇	二二珊二門	一門	一五・〇
經遠	全	全	全	全	全
平遠	全	二、〇〇〇	二六珊一門	ナシ	一四・〇
致遠	非甲鐵巡洋艦	二、三〇〇	二二珊三門	全	一八・〇
靖遠	全	全	全	全	全
濟遠	全	全	二二珊二門	全	一五・〇
超勇	全	一、三五〇	一〇吋后裝砲二門	全	全

揚威 全 全 全 全

威遠 全 一、三〇〇 一〇^二/二珊四門 全 一二・〇

廣甲 全 一、二九六 一五珊三門 全 一五・〇

廣丙 全 一、〇〇〇 一二珊四門 四門 全

戰鬪の結果 清帝の上諭(此の海戦に於て戦死したる將校に對し發したる者)に曰く、我船被沈四隻、擊沈倭船三隻、外船多受重傷と、是れ我が比敵赤城の二艦及び西京丸を以て撃沈したりと言ふものなるべしと雖も、此の三艘は敵の重圍中に陥り、船艀を損傷せられたるのみにして無事歸港し、今や既に修繕を終りて戦地に在れば、清帝上諭の誤謬なるとは多辯を要せざるべし次に沈沒せし清艦の艦名如何、前記の戦鬪記事に據れば、其の艦名區々にして、且疑似の點ありと雖も、清將の文書に據りて之を見るに、致遠經遠超勇揚威の四艘にして、外に濟遠の爲めに

衝突せられて損傷し、自から坐礁せしもの一艘あり、廣甲即ち是にして、我が千代田艦は此の海戦の翌日水雷を以て之を破壊せり、故に清國は都合五艘を失ひたるものなり、而して我が第二軍が旅順口にて獲たる清將の文書に據れば、爾餘清艦の損傷は左の如し、

清將の上申書

津院中堂閣下電諭之趣委細敬承仕候各艦中損處の輕き者は平遠、廣丙、濟遠、靖遠の四艘にて工事を取急ぎ候はば大抵半ヶ月にて竣功可致定遠鎮遠二艘は舵機砲機錨機小汽缸等均しく撃破せられ其の餘の損處も甚だ多く晝夜を分たず工事を急ぎ候も來月々末ならでは竣工の見込無之候來遠は船尾半ば裂け二重の船艙は全く焚燬し鐵梁も亦焼け曲り候に付此工事は最も大工事にて二ヶ月の日子を要せず候ては迎も竣工の見込無之目下の處にては一艘も航海に堪へ候者無之此段上申候也是れ九月廿三日提督丁汝昌若くは旅順道臺龔照瑛より李鴻章に上申せるものにして、越えて二十九日に至り、更に丁龔の連署を以て一書を

天津道臺に贈り、到底防海の目的を達すること能はざるの事情を述べて、新艦の購入を懇請せり、即ち左の如し、

清將の請願書

津海關盛杏翁(盛宣懷の事なり)閣下昨日の電報に依れば至急靖遠濟遠平遠廣丙の四艦の修理を終へ出港の上防禦に従事すべき趣承知致候思ふに右四艦の修理竣功期は現在日夜工事を取急ぎ居候得共大抵廣丙は初二日平遠は初三日靖遠濟遠の兩艦は十月中旬前後に定遠鎮遠は月末に成就すべく來遠は工事甚多く十一月中旬ならでは成効六ヶ敷かるべく存候小生等(丁汝昌)再三商議を遂げ候處蚊船(不詳)及び各雷艇の不足なるより右數艦悉く竣功致候後に非ざれば共に出でて隊に合し難く存候六艦若し小敵に出合ひ候はば尙迎へ撃つべく存候へども萬一大敵に御座候はば不得已防禦は可致候へ共彼は速力早くして我遅く御座候間勝も難追敗れば難退正に兩難の間に處し居申候小生は平生君相の厚恩を荷居候へば當さに身を以て國に報ずべく水火の難も敢て辭せざる處に候へども目下の難に小補なく國家の元氣を傷け候段は深く愧入る次第に御座候然るに濟遠靖遠兩艦の砲鋼底及鋼卷は既に破壊し平遠の榴霰彈は今に到着せず廣丙の三快砲彈は僅かに三十發に過ぎず加